第２編

（５号炉及び６号炉に係る保安措置）

第３章　体制及び評価

第１節　保安管理体制

（保安に関する組織）

第４条

発電所の保安に関する組織は，図４のとおりとする。

図４

【本店】

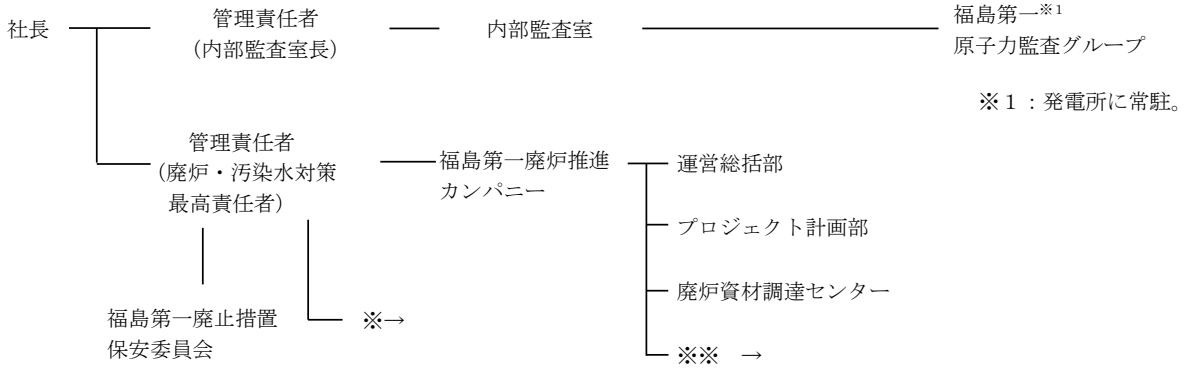

【福島第一原子力発電所】

※　→　原子炉主任技術者※3

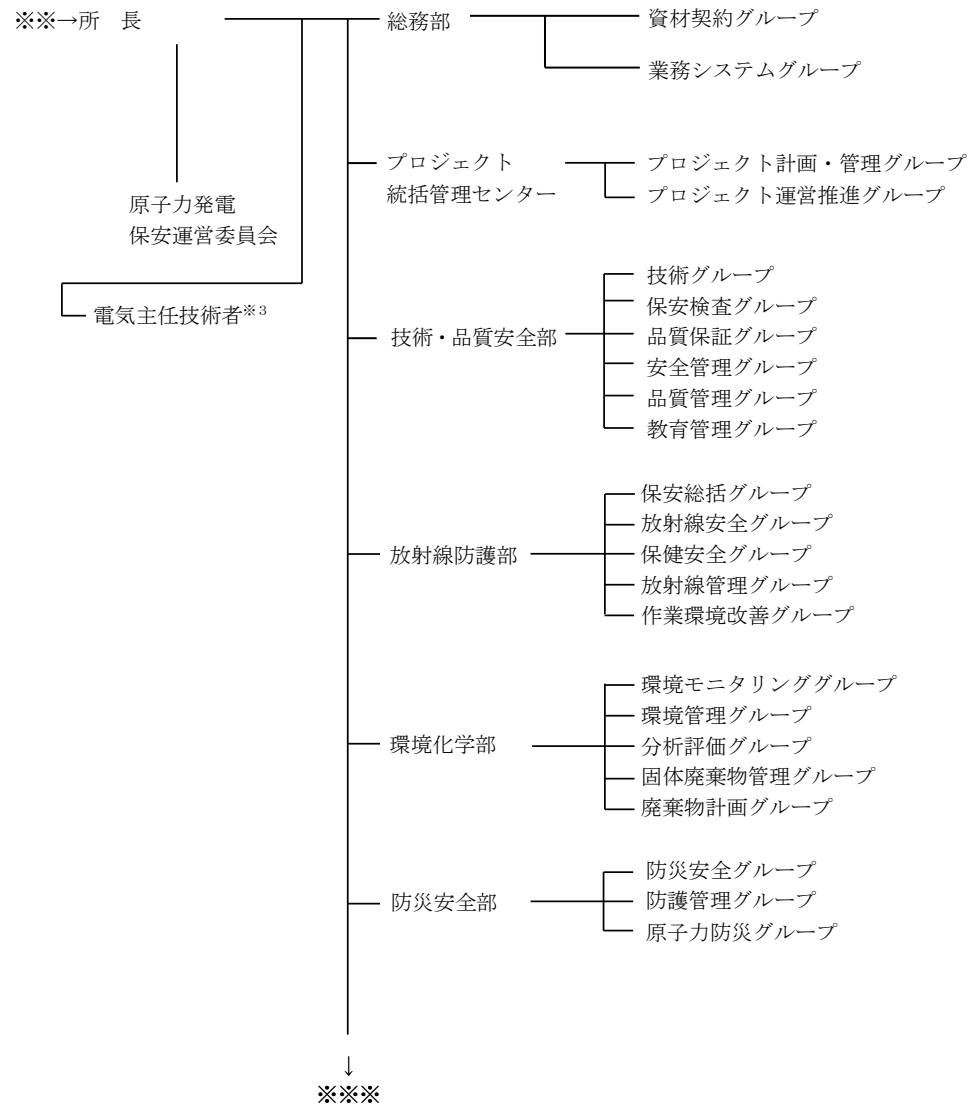

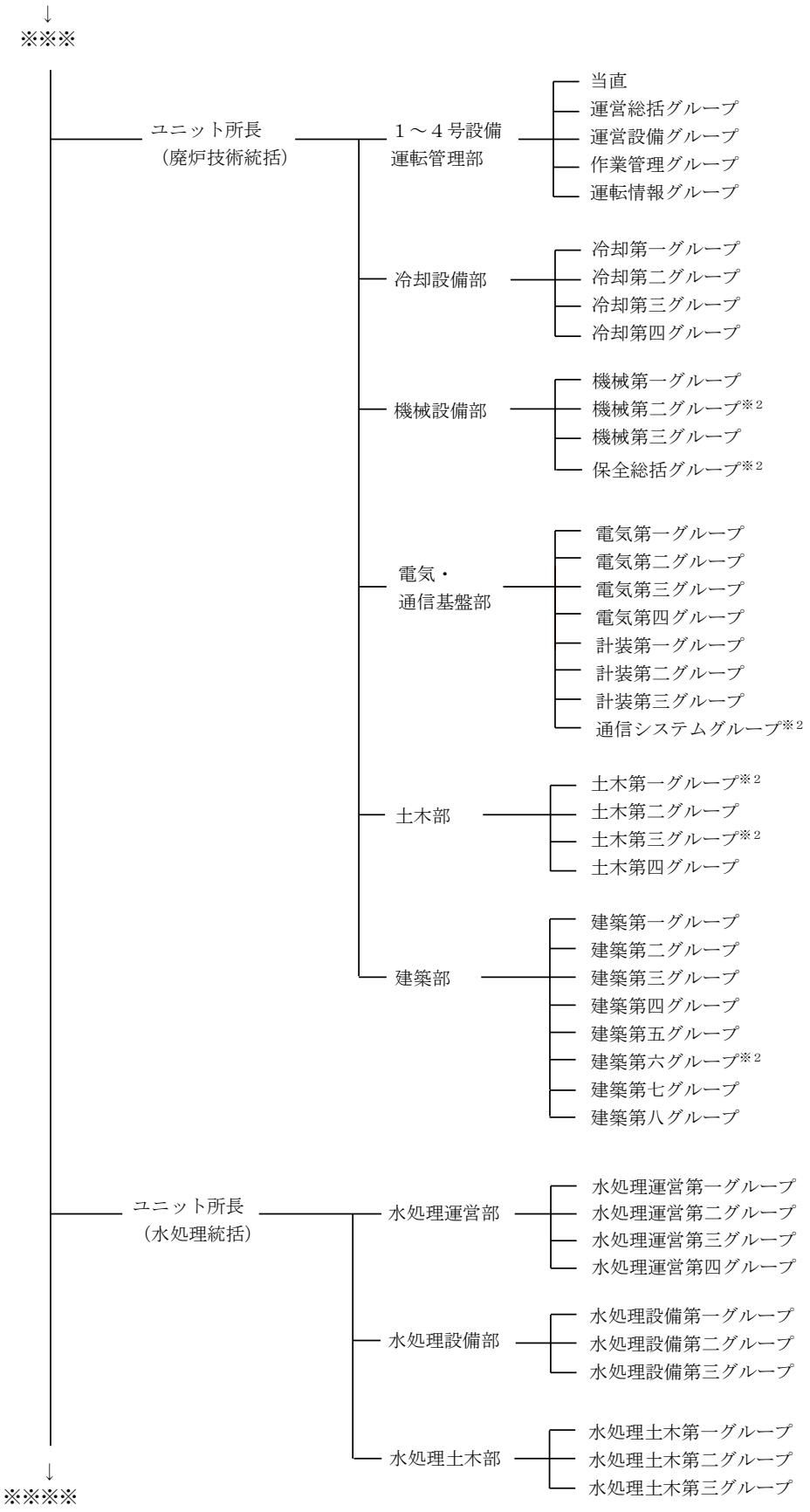
↓
※※※
ユニット所長
（廃炉技術統括）
1～4号設備
運転管理部
当直
運営総括グループ
運営設備グループ
作業管理グループ
運転情報グループ
冷却設備部
冷却第一グループ
冷却第二グループ
冷却第三グループ
冷却第四グループ
機械設備部
機械第一グループ
機械第二グループ※2
機械第三グループ
保全総括グループ※2
電気・
通信基盤部
電気第一グループ
電気第二グループ
電気第三グループ
電気第四グループ
計装第一グループ
計装第二グループ
計装第三グループ
通信システムグループ※2
土木部
土木第一グループ※2
土木第二グループ
土木第三グループ※2
土木第四グループ
建築部
建築第一グループ
建築第二グループ
建築第三グループ
建築第四グループ
建築第五グループ
建築第六グループ※2
建築第七グループ
建築第八グループ
ユニット所長
（水処理統括）
水処理運営部
水処理運営第一グループ
水処理運営第二グループ
水処理運営第三グループ
水処理運営第四グループ
水処理設備部
水処理設備第一グループ
水処理設備第二グループ
水処理設備第三グループ
水処理土木部
水処理土木第一グループ
水処理土木第二グループ
水処理土木第三グループ
↓
※※※※

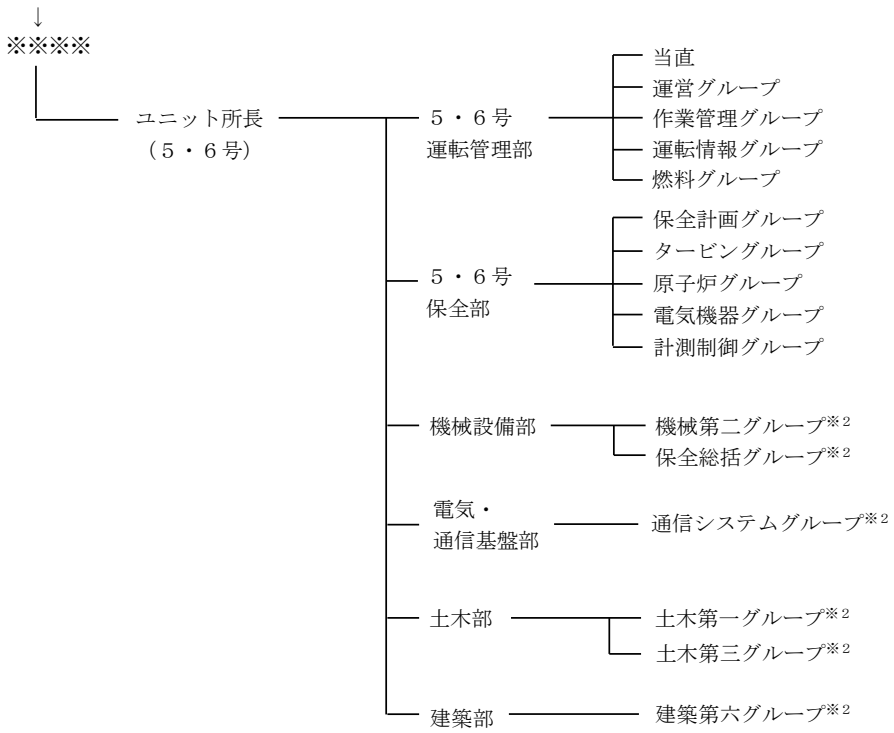

※２：機械第二グループ，保全総括グループ，通信システムグループ，土木第一グループ，土木第三グループ及び建築第六グループは，それぞれ１グループで１～６号炉を所管する。

※３:原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。

（保安に関する職務）

第５条

保安に関する職務のうち，本店組織の職務は次のとおり。

（１）社長は，トップマネジメントとして，管理責任者を指揮し，品質マネジメントシステムの構築，実施，維持，改善に関して，保安活動を統轄するとともに，関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また，保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め，「DM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき，原子力安全を最優先し必要な指示を行う。

（２）内部監査室長は，管理責任者として，品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また，関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。

（３）福島第一原子力監査グループは，品質保証活動の監査を行う。

（４）廃炉・汚染水対策最高責任者は，管理責任者として，運営総括部，プロジェクト計画部，廃炉資材調達センターの長及び所長を指導監督し，廃炉・汚染水処理業務を統括する。また，関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。

（５）運営総括部は，管理責任者を補佐し，福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理及び要員の計画，管理，研修に関する業務を行う。

（６）プロジェクト計画部は，福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定，総括管理及び技術検討に関する業務並びに実施計画の策定及び見直しに関する業務を行う。

（７）廃炉資材調達センターは，調達先の評価・選定に関する業務を行う。

２．保安に関する職務のうち，発電所組織の職務（運営総括部及びプロジェクト計画部所管業務を除く。）は次のとおり。

（１）所長は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，発電所における保安に関する業務を統括し，その際には主任技術者の意見を尊重する。

（２）資材契約グループは，調達に関する業務を行う。

（３）業務システムグループは，情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。

（４）プロジェクト計画・管理グループは，安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第 11 条による。以下，本条において同じ。）のうち，廃炉プロジェクトの総括，要員管理及び予算・調達管理に関する業務を行う。

（５）プロジェクト運営推進グループは，安全確保設備等のうち，廃炉プロジェクトの工程・レイアウト管理に関する業務を行う。

（６）技術グループは，原子力技術の総括及び原子炉安全の総括（安全評価を含む。）に関する業務を行う。

（７）保安検査グループは，原子力保安検査に関する業務を行う。

（８）品質保証グループは，品質保証体系の総括に関する業務を行う。
（９）品質管理グループは，品質の管理に関する業務を行う。
(10) 安全管理グループは，保安管理及び不適合管理に関する業務を行う。
(11) 教育管理グループは，保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。
(12) 保安総括グループは，安全確保設備等のうち，放射線管理の総括，放射線防護に係る装備品の管理及び計測器の管理（環境モニタリンググループ，機械第二グループ，計装第二グループ及び計装第三グループが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。
(13) 放射線安全グループは，安全確保設備等のうち，出入管理及び放射線防護教育に関する業務を行う。
(14) 保健安全グループは，安全確保設備等のうち，個人線量管理，管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。
(15) 放射線管理グループは，安全確保設備等の放射線管理に関する業務（作業環境改善グループ所管業務を除く。）を行う。
(16) 作業環境改善グループは，安全確保設備等のうち，構内施設（免震重要棟など）の放射線測定及び構内除染推進に関する業務を行う。
(17) 環境モニタリンググループは，安全確保設備等のうち，環境化学，環境モニタリング及び廃棄物管理の総括，放射能・化学分析機器の管理，発電所内外の陸域・沖合海域のモニタリング（環境管理グループ所管業務を除く。）並びにモニタリングに関する設備の管理に関する業務を行う。
(18) 環境管理グループは，安全確保設備等のうち，液体廃棄物等の排水管理，１～４号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び５・６号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理並びに発電所内外の海域（港湾内，沿岸）のモニタリングに関する業務を行う。
(19) 分析評価グループは，安全確保設備等のうち，分析施設の運用管理，１～６号炉使用済燃料プール及び使用済燃料共用プールの水質管理並びに分析・データ評価に関する業務を行う。
(20) 固体廃棄物管理グループは，安全確保設備等のうち，作業で発生した放射性固体廃棄物の管理及び固体廃棄物貯蔵庫管理に関する業務を行う。
(21) 廃棄物計画グループは，安全確保設備等のうち，放射性固体廃棄物貯蔵庫，瓦礫類の一時保管施設及び減容施設に関する技術検討並びに当該廃棄物関連施設における廃棄物の処理計画及び運用方法の検討に関する業務を行う。
(22) 防災安全グループは，防災安全の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務並びに，安全確保設備等の運用に関する業務を行う。
(23) 防護管理グループは，周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務並びに，安全確保設備等の運用に関する業務を行う。

(24) 原子力防災グループは，原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。

(25) 当直（１～４号設備運転管理部）は，安全確保設備等（当直長以外の各ＧＭが運用する業務を除く。）の運転，監視及び巡視点検に関する業務（運営設備グループ及び作業管理グループ（１～４号設備運転管理部）所管業務を除く。）を行う。

(26) 運営総括グループは，安全確保設備等（当直長以外の各ＧＭが運用する業務を除く。）の運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務を行う。

(27) 運営設備グループは，安全確保設備等（当直長以外の各ＧＭが運用する業務を除く。）の管理用消耗品の管理，委託・工事管理及び設備管理に関する業務を行う。

(28) 作業管理グループ（１～４号設備運転管理部）は，安全確保設備等（当直長以外の各ＧＭが運用する業務を除く。）の運転に関する業務のうち，保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。

(29) 運転情報グループ（１～４号設備運転管理部）は，安全確保設備等（当直長以外の各ＧＭが運用する業務を除く。）の運転に関する業務の支援及び情報連絡に関する業務を行う。

(30) 冷却第一グループは，安全確保設備等のうち，原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の保守管理並びに消防車の運用に関する業務を行う。

(31) 冷却第二グループは，安全確保設備等のうち，窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の巡視点検，保守管理に関する業務を行う。

(32) 冷却第三グループは，安全確保設備等のうち，使用済燃料プール冷却設備の保守管理，消防車の運用，コンクリートポンプ車の運用，保守管理及び水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。

(33) 冷却第四グループは，安全確保設備等のうち，原子炉格納容器の内部調査，原子炉格納容器の補修及び所内共通ディーゼル発電設備（機械設備）の保守管理に関する業務を行う。

(34) 機械第一グループは，安全確保設備等のうち，他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営，建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。

(35) 機械第二グループは，５号炉及び６号炉の廃棄物処理設備，廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの保守管理に関する業務並びに原子炉建屋カバー・コンテナの工事及び安全確保設備等のうち，共用プール設備及び雑固体廃棄物焼却設備の保守管理に関する業務を行う。

(36) 機械第三グループは，１～４号炉及び共用プールにおける燃料の管理（燃料グループ及び当直所管業務を除く。）に関する業務並びに共用プール設備の復旧及び消防車の運用に関する業務を行う。

(37) 保全総括グループは，安全確保設備等並びに５号炉及び６号炉に係る原子炉施設の

設備診断（振動・赤外線等）及び点検結果の評価に関する業務を行う。

(38) 電気第一グループは，安全確保設備等のうち，電気各グループの調達及び設備計画並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務を行う。

(39) 電気第二グループは，安全確保設備等のうち，電気設備（所内電源設備を除く。）の新設及び増設工事に関する業務を行う。

(40) 電気第三グループは，安全確保設備等のうち，所内電源設備の新設及び増設工事に関する業務を行う。

(41) 電気第四グループは，安全確保設備等のうち，電気設備の保守管理に関する業務を行う。

(42) 計装第一グループは，安全確保設備等のうち，集中遠隔監視等に係る計装設備に関する業務を行う。

(43) 計装第二グループは，安全確保設備等のうち，冷却設備等に係る計装設備に関する業務を行う。

(44) 計装第三グループは，安全確保設備等のうち，水処理設備等に係る計装設備に関する業務を行う。

(45) 通信システムグループは，通信設備の保守管理に関する業務を行う。

(46) 土木第一グループは，構内共通土木設備及び５・６号炉（土木設備）の保守管理並びに廃炉に関わる土木関連業務を行う。

(47) 土木第二グループは，安全確保設備等のうち，廃棄物処分関連設備の設置及び保守管理並びに造成工事，構内除染作業に関する業務を行う。

(48) 土木第三グループは，安全確保設備等のうち，海側汚染拡大防止対策及び５・６号炉海側設備に関わる土木工事に関する業務を行う。

(49) 土木第四グループは，安全確保設備等のうち，陸側汚染拡大防止対策及び既設トレンチの閉塞工事に関する業務を行う。

(50) 建築第一グループは，安全確保設備等のうち，建築工事のプロジェクト管理及び３号炉原子炉建屋カバー・コンテナ（機械第二グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。

(51) 建築第二グループは，安全確保設備等のうち，１号炉及び４号炉原子炉建屋カバー・コンテナ（機械第二グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。

(52) 建築第三グループは，安全確保設備等のうち，サブドレン集水設備の設置，運転管理及び保守管理に関する業務並びに建屋地下水対策及び建屋津波対策に関する業務を行う。

(53) 建築第四グループは，安全確保設備等のうち，建屋内瓦礫運搬及び建屋内除染（機械第一グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。

(54) 建築第五グループは，安全確保設備等のうち，運用補助共用施設及び敷地内における建物の保守管理に関する業務を行う。

(55) 建築第六グループは，５号炉及び６号炉に係る原子炉施設のうち，各建屋及び免震重要棟の電気設備に関する業務を行う。
(56) 建築第七グループは，入退域管理施設等の保守管理に関する業務を行う。
(57) 建築第八グループは，安全確保設備等のうち，２号炉原子炉建屋カバー・コンテナ（機械第二グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。
(58) 水処理運営第一グループは，安全確保設備等のうち，滞留水移送装置の保守管理に関する業務を行う。
(59) 水処理運営第二グループは，安全確保設備等のうち，中低濃度タンクの設置工事に関する業務を行う。
(60) 水処理運営第三グループは，安全確保設備等のうち，使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設における放射性廃棄物の貯蔵，貯留設備の保守管理（水処理設備第一グループ所管業務を除く。）並びに貯留設備の関連設備の設置及び保守管理に関する業務を行う。
(61) 水処理運営第四グループは，安全確保設備等のうち，汚染水処理設備（淡水化装置及びその関連設備に限る。），貯留設備及びその関連設備の運用並びに雨水処理設備等の設置，運用及び保守管理に関する業務を行う。
(62) 水処理設備第一グループは，安全確保設備等のうち，汚染水処理設備及びその関連設備，貯留設備（サプレッション・プール水サージタンク，廃液ＲＯ供給タンク，濃縮水受タンク及び濃縮処理水タンクに限る。）の保守管理並びに海水配管トレンチモバイル式処理設備，モバイル型ストロンチウム除去装置及び第二モバイル型ストロンチウム除去装置の運転及び保守管理に関する業務を行う。
(63) 水処理設備第二グループは，安全確保設備等のうち，多核種除去装置，増設多核種除去設備，高性能多核種除去設備，ＲＯ濃縮水処理設備，地下水バイパス装置及び吸引設備の設置並びに保守管理に関する業務並びに高性能多核種除去設備検証試験装置，サブドレン他浄化設備，サブドレン他移送設備及び地下水ドレン集水設備（土木設備を除く。）の設置，運転管理及び保守管理に関する業務を行う。
(64) 水処理設備第三グループは，凍土遮水壁（機械設備）の設置及び保守管理に関する業務を行う。
(65) 水処理土木第一グループは，地下水等モニタリング及び評価並びに安全確保設備等のうち，地下水流入抑制設備の設置及び保守管理に関する業務並びに地下水ドレン集水設備（土木設備）の設置，運転管理及び保守管理に関する業務を行う。
(66) 水処理土木第二グループは，安全確保設備等のうち，凍土遮水壁（土木設備）の設置及び保守管理に関する業務を行う。
(67) 水処理土木第三グループは，安全確保設備等のうち，タンク（土木設備）の設置，運用及び保守管理並びに地下貯水槽の保守管理に関する業務を行う。
(68) 当直（５・６号運転管理部）は，５号炉及び６号炉に係る原子炉施設の運転に関す

る業務（運営グループ及び作業管理グループ（５・６号運転管理部）所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。

(69) 運営グループは，５号炉及び６号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務（当直所管業務を除く。）並びに安全確保設備等のうち，雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。

(70) 作業管理グループ（５・６号運転管理部）は，５号炉及び６号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。

(71) 運転情報グループ（５・６号運転管理部）は，５号炉及び６号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務の支援，情報連絡に関する業務を行う。

(72) 燃料グループは，５号炉，６号炉及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における燃料の管理（機械第三グループ及び当直所管業務を除く。）に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。

(73) 保全計画グループは，５号炉及び６号炉に係る原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。

(74) タービングループは，５号炉及び６号炉に係る原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。

(75) 原子炉グループは，５号炉及び６号炉に係る原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。

(76) 電気機器グループは，５号炉及び６号炉に係る原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。

(77) 計測制御グループは，５号炉及び６号炉に係る原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務並びに，安全確保設備等の運用に関する業務を行う。

３．各職位は次のとおり，当該業務にあたる。

（１）本店各部長（廃炉資材調達センター所長を含む。）は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，第４条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。

（２）ユニット所長（廃炉技術統括）は，所長を補佐し，第４条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。

（３）ユニット所長（水処理統括）は，所長を補佐し，第４条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。

（４）ユニット所長（５・６号）は，所長を補佐し，第４条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。

（５）発電所各部長（プロジェクト統括管理センター所長を含む。）は，第４条の定めのとおり，当該部（プロジェクト統括管理センターを含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。

（６）発電所各グループマネージャー（以下「各ＧＭ」といい，当直長を含む。）は，グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し，所管する業務を遂行するとともに，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならびに記録及び報告を行う。

（７）グループ員（当直員を含む。）は，ＧＭの指示・指導に従い，業務を遂行する。

（福島第一廃止措置保安委員会）

第６条

本店に福島第一廃止措置保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。

２．保安委員会は，原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ保安委員会にて定めた事項は，原子力発電保安運営委員会にて審議し，確認する。

（１）実施計画「Ⅱ　特定原子力施設の設計，設備」本文に記載の基本設計の変更

（２）実施計画「Ⅲ　特定原子力施設の保安」の第１編及び第２編の変更

（３）その他保安委員会で定めた審議事項

３．廃炉・汚染水対策最高責任者を委員長とする。

４．保安委員会は，委員長，運営総括部長，プロジェクト計画部長，原子炉主任技術者に加え，ＧＭ以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。

５．委員長は，保安上重要な審議結果について，定期的に社長に報告する。

（原子力発電保安運営委員会）

第７条

発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

２．運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。

（１）保安管理体制に関する事項

（２）原子炉施設の定期的な評価に関する事項

（３）運転管理に関する事項

（４）燃料管理に関する事項

（５）放射性廃棄物管理に関する事項

（６）放射線管理に関する事項

（７）保守管理に関する事項

（８）原子炉施設の改造に関する事項

（９）緊急時における運転操作に関する事項

（10）保安教育に関する事項

（11）事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項

３．所長を委員長とする。

４．運営委員会は，委員長，技術・品質安全部長，原子炉主任技術者，電気主任技術者に加え，ＧＭ以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。

（原子炉主任技術者の選任）

第８条

廃炉・汚染水対策最高責任者は，原子炉主任技術者及び代行者を，原子炉主任技術者免状を有する者であって，次の業務に通算して３年以上従事した経験を有する者の中から選任する。

（１）原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務

（２）原子炉の運転に関する業務

（３）原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務

（４）原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務

２．原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。

３．原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。

４．１号炉から６号炉の原子炉主任技術者のうち少なくとも１名は部長以上に相当する者とし，第９条に定める職務を専任する。

５．第４項以外の原子炉主任技術者については，副所長又は技術・品質安全部，放射線防護部，環境化学部若しくは防災安全部の職務を兼務できる。

６．第５項の原子炉主任技術者については，自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と副所長又は技術・品質安全部，放射線防護部，環境化学部若しくは防災安全部の職務が重複する場合には，原子炉主任技術者としての職務を優先し，副所長又は技術・品質安全部，放射線防護部，環境化学部若しくは防災安全部の職務については，上位職の者が実施する。

７．原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は，代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は，第１項から第５項に基づき，改めて原子炉主任技術者を選任する。

（電気主任技術者の選任）

第８条の２

所長は，電気主任技術者を，第一種電気主任技術者免状を有する者の中から選任する。

２．電気主任技術者は，特別管理職とし，工事，運転，保守等の業務に直接係らない者とする。なお，該当者がいない場合は，これに準じる者とする。

３．電気主任技術者の代行者は，特別管理職とする。なお，該当者がいない場合は，これに準じる者とする。

４．電気主任技術者が職務を遂行できない場合は，代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は，第１項及び第２項に基づき，改めて電気主任技術者を選任する。

（原子炉主任技術者の職務等）

第９条

原子炉主任技術者は，原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし，「DM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき，次の職務を遂行する。

（１）原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は，運転に従事する者へ指示する。

（２）表９－１に定める事項について，所長の承認に先立ち確認する。

（３）表９－２に定める各職位からの報告内容等を確認する。

（４）表９－３に定める記録の内容を確認する。

（５）第１２１条第１項の報告を受けた場合は，自らの責任で確認した正確な情報に基づき，社長に直接報告する。

（６）保安の監督状況について，定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。

（７）保安委員会及び運営委員会に少なくとも１名が必ず出席する。

（８）その他，原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。

２．原子炉施設の運転に従事する者は，原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

表９－１

条　　文	内　　容
第３７条（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）	原子炉冷却材温度制限値
第７８条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動
第８２条（燃料取替実施計画）	燃料取替実施計画
第９２条（管理対象区域の設定及び解除）	第５項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除
	第７項に定める管理対象区域の設定及び解除
第９２条の２（管理区域の設定及び解除）	第５項に定める一時的な管理区域の設定及び解除
	第７項に定める管理区域の設定及び解除
第１１８条（所員への保安教育）	所員の保安教育実施計画
第１１９条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員の保安教育実施計画

表９－２

条　　文	内　　容
第１７条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第２３条（制御棒の操作）	制御棒操作手順
第３５条（原子炉停止時冷却系その２）	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間
第６９条（複数の制御棒引き抜きを伴う検査）	制御棒操作手順
第７３条（運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していないと判断した場合
	運転上の制限を満足していると判断した場合
	運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰
第７４条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）	必要な安全措置
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合
第７６条（異常発生時の基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置
第７７条（異常時の措置）	異常の収束
第８２条（燃料取替実施計画）	第３項に定める取替炉心の安全性の評価結果
第１２１条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第3号から第7号及び第9号から第17号に定める報告事象が生じた場合

表９－３

記　録　項　目
１．運転日誌 ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量
２．燃料に係る記録 ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果
３．点検報告書 ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果
４．引継日誌
５．放射線管理に係る記録 ・原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量，空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には，その状況

記　録　項　目
6．放射性廃棄物管理に係る記録 ・放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の１日間及び３月間についての平均濃度 ・廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 ・放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器に固型化した場合には，その方法 ・発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路
7．原子炉施設の巡視又は点検の結果
8．保安教育の実施報告書

（電気主任技術者の職務等）

第９条の２

電気主任技術者は，事業用電気工作物（原子炉施設に限る。）の工事，維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物の保安」という。）の監督を誠実に行うことを任務とし，次の職務を遂行する。

（１）電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては，必要に応じて電気工作物の工事,維持及び運用に従事する者に対し指示又は指導・助言する。

（２）電気工作物の保安上必要な場合には，電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者へ指示又は指導・助言する。

（３）定期事業者検査において，あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。

（４）法令に基づき行われる立入検査に立会う。

（５）使用前検査及び施設定期検査には，あらかじめ定めた区分に従って検査への立会い又は検査記録の確認を行う。

（６）あらかじめ定められた点検すべき記録について，確認を行う。

（７）運営委員会に必ず出席する。

（８）その他，電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。

２．電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者は，電気主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

（主任技術者の情報交換）

第９条の３

原子炉主任技術者及び電気主任技術者は，意思疎通を図るため，定期的に及び必要に応じて相互の職務について情報交換する。

第２節　原子炉施設の定期的な評価

（原子炉施設の定期的な評価）

第１０条

技術ＧＭは，各号炉毎及び１０年を超えない期間毎に，実施手順及び実施体制を定め，これに基づき，各ＧＭは，以下の事項を実施する。

（１）保安活動の実施の状況の評価

（２）保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価

２．組織は，第１項の評価の結果，原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には，その結果を踏まえて，保安活動の計画，実施，評価及び改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。

第４章　　運転管理

第１節　通則

（構成及び定義）

第 11 条

本章における原子炉の状態の定義は，表 11 のとおりとする。

２．第３節（第 72 条～第 75 条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

（１）第１項：運転上の制限

（２）第２項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項

（３）第３項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※1に要求される措置

※１：運転上の制限を満足していないと判断した場合とは，次のいずれかをいう。

（１）第２項の確認を行ったところ，運転上の制限を満足していないと各ＧＭが判断した場合

（２）第２項の確認を行うことができなかった場合

（３）第２項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各ＧＭが判断した場合

表 11※2

原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換
原子炉モード スイッチの位置	運転	起動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止
原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	１本以上ボルトが緩められている
原子炉冷却材温度			100℃ 以上	100℃ 未満	

※２：第 69 条，第 70 条及び第 71 条の適用時は当該条文による。

３．用語の定義は，各条に特に定めがない場合は，次のとおりとする。

管理的手段による確認	系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく，次の事項から１つないし複数を適切に組み合わせて間接的に確認することをいう。ただし，実際に直接的に確認することを妨げるものではない。 （１）当該系統・設備において，その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。 （２）当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。 （３）当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。 （４）当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。
原子炉圧力	原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。
原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業	原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお，照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって，進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。
スタック	通常の制御棒挿入・引抜操作を行った際に，制御棒が挿入又は引き抜きができない状況が発生し，動作不能と判断できない状態をいう。なお，所定の位置で制御棒の位置を固定できない場合を含む。
速やかに	第３節運転管理において「速やかに」とは，可能な限り短時間で実施するものであるが，一義的に時間を決められないものであり，意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお，要求される措置を実施する場合には，上記の主旨を踏まえた上で，組織的に実施する※3準備が整い次第行う活動を意味する。また，複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は，いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し，引き続き遅滞なく，残りの要求される措置を実施する。
制御棒が全挿入かつ除外	制御棒が全挿入された状態で，制御棒駆動機構を除外した状態をいう。
制御棒駆動機構を除外	制御棒駆動水圧系の駆動水及び排出水の元弁を閉鎖することをいう。
挿入可能な制御棒	制御棒駆動機構を除外していない制御棒をいう。
定検停止後の原子炉起動	施設定期検査（以下「定期検査」という。）のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。
定検停止時	定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。

炉心変更	原子炉の状態が燃料交換において，原子炉圧力容器内における燃料の移動，制御棒の挿入・引抜及び中性子源の移動をいう。ただし，炉心変更には，中性子検出器の移動，空セル（制御棒周辺の燃料４体が全て取り出されている状態）における制御棒の挿入・引抜及び取付け・取外しは含まない。なお，炉心変更の中止の措置が要求された場合でも，進行中の移動操作を安全な状態で終了させること及び制御棒の挿入は除外される。
安全確保設備等	「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。 （１）原子炉等の監視 （２）残留熱の除去 （３）原子炉格納施設雰囲気の監視等 （４）燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 （５）電源の確保 （６）電源喪失に対する設計上の考慮 （７）放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 （８）放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 （９）放射性気体廃棄物の処理・管理 (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (11) 作業者の被ばく線量の管理等 (12) 緊急時対策

※３：関係者への連絡，各運転員への指示，手順の準備・確認等を行うこと。

４．本編における「当直長」とは，５／６号炉の当直長をいう。

（原子炉の運転期間）

第１１条の２

所長は，表１１の２に定める原子炉の運転期間※1の範囲内で運転を行う。なお，実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第４９条第１項第２号に基づき，原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は，その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。

表１１の２

	５号炉	６号炉
原子炉の運転期間	13 ヶ月	13 ヶ月

※１：原子炉の運転期間とは，定期検査が終了した日から，次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお，「原子炉を停止する」とは，当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下，本条において同じ。

（原子炉の運転員の確保）

第 12 条

５・６号運転管理部長は，原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお，原子炉の運転に必要な知識を有する者とは，原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

２．５・６号運転管理部長は，原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から，１班あたり表 12－１に定める人数の者をそろえ，５班以上編成した上で２交替勤務を行わせる。なお，特別な事情がある場合を除き，運転員は連続して 24 時間を超える勤務を行ってはならない。また，表 12－１に定める人数のうち，１名は当直長とし，運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。

３．５・６号運転管理部長は，表 12－１に定める人数のうち，表 12－２に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお，表 12－２に定める人数のうち，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止の場合においては，１名は当直長又は当直副長とする。

表 12－１

中央制御室名 原子炉の状態	５／６号炉
運転，起動，高温停止の場合※1	５名以上
冷温停止，燃料交換の場合※2	３名以上

表 12－２

中央制御室名 原子炉の状態	５／６号炉
運転，起動，高温停止の場合※1	３名以上
冷温停止，燃料交換の場合※2	２名以上

※１：原子炉１基以上が該当する場合

※２：原子炉が２基とも該当する場合

（巡視点検）

第 13 条

当直長は，毎日１回以上，原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第９４条の２第１項で定める区域を除く）を巡視し，次の施設及び設備のうち，第１０７条に基づく特別な保全計画に定められ，復旧が終了したものについて点検を行う。ただし，水没箇所等の巡視困難な箇所を除く。

（１）原子炉冷却系統施設

（２）制御材駆動設備

（３）電源，給排水及び排気施設

２．当直長は，「DM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき，格納容器内部の関連パラメータの監視及び第９４条の２第１項で定める区域の巡視を行う。

（マニュアルの作成）

第 14 条

運営ＧＭは，次の各号に掲げる当直長又は運営ＧＭが実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し，制定・改定にあたっては，第７条第２項に基づき運営委員会の確認を得る。

（１）原子炉の起動及び停止操作に関する事項

（２）巡視点検に関する事項

（３）異常時の操作に関する事項

（４）警報発生時の措置に関する事項

（５）原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項

（６）定例試験に関する事項

（引　継）

第 15 条

当直長は，その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり，運転日誌及び引継日誌を引き渡し，運転状況を申し送る。

（原子炉起動前の確認事項）

第 16 条

当直長は，原子炉起動前に，次の施設及び設備を点検し，異常の有無を確認する。

（１）原子炉冷却系統施設

（２）制御材駆動設備

（３）電源，給排水及び排気施設

２．当直長は，定検停止後の原子炉起動前に，第３節で定める定検停止時に実施する検査の結果を確認する。

（地震・火災等発生時の対応）

第 17 条

各ＧＭは，地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに，その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。

（１）震度５弱以上の地震が観測※１された場合は，地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。

（２）原子炉施設に火災が発生した場合は，早期消火及び延焼の防止に努め，鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。

２．初期消火活動のための体制の整備として，次の措置を講じる。

（１）防災安全ＧＭは，発電所から消防機関へ通報するため，通報設備を中央制御室に設置する※２。

（２）防災安全ＧＭは，初期消火活動を行う要員として，１０名以上を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

（３）防災安全ＧＭは，初期消火活動を行うため，表１７に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。

（４）当直長は，第１３条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。

（５）各ＧＭは，震度５弱以上の地震が観測※１された場合は，地震終了後発電所内※３の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。

（６）防災安全ＧＭは，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練及び初期消火活動の結果を１年に１回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

表１７

設備	数量
化学消防自動車※４	１台※５
泡消火薬剤 （化学消防自動車保有分を含む）	１５００リットル以上

３．当直長は，山火事，台風，津波等の影響により，原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，５・６号運転管理部長に報告する。５・６号運転管理部長は，所長，原子炉主任技術者及び各ＧＭに連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

※１：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。

※２：通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。

※３：重要度分類指針におけるクラス１，２，３の機能を有する構築物，系統及び機器とする。

※４：４００リットル毎分の泡放射を同時に２口行うことが可能な能力を有すること。

※５：化学消防自動車が，点検又は故障の場合には，※４に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

（電源機能等喪失時の体制の整備）

第 17 条の 2

組織は，津波によって交流電源を供給する全ての設備，海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の各号に係る計画を策定する。

（１）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

（２）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練

（３）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機，可搬式動力ポンプ，ホース及びその他資機材の配備

２．組織は，前項の計画に基づき，電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。

３．組織は，第１項及び第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

第２節　運転上の留意事項

（水質管理）
第 18 条
分析評価ＧＭは，原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の塩素イオンを１ヶ月に１回測定し，その結果を当直長に通知する。

２．当直長は，原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の導電率及びｐＨを１ヶ月に１回確認する。

３．当直長は，原子炉冷却材の水質が表 18 に定める基準値の範囲にない場合は，基準値の範囲内に回復するよう努める。

表 18

項　　目		基　準　値
原子炉冷却材 （原子炉水）	導電率	１μＳ／ｃｍ以下 （25℃において）
	ｐＨ	5.6～8.6 （25℃において）
	塩素イオン	0.1ｐｐｍ以下

第３節　運転上の制限

（停止余裕）

第 19 条

原子炉の状態が運転，起動，高温停止，冷温停止及び燃料交換において，停止余裕は，表 19－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。燃料取替終了後，次号に定める停止余裕の検査を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。

（１）燃料ＧＭは，燃料取替終了後，停止余裕の検査を 0.38％Δｋ／ｋ※1の反応度補正をした状態で実施し，その結果を当直長に通知する。

３．当直長は，停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 19－２の措置を講じる。

※１：制御棒及び燃料の製作公差並びに計算誤差を考慮した値。

表 19－１

項　　目	運転上の制限
停止余裕	挿入可能な制御棒のうち最大反応度価値の制御棒１本が挿入されない場合でも，原子炉を常に冷温で臨界未満にできること

表 19－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉の状態が運転及び起動において停止余裕を満足しない場合	A1. 停止余裕を満足させる措置を実施する。	６時間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間

条　　件	要求される措置	完了時間
C.原子炉の状態が高温停止において停止余裕を満足しない場合	C1.挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
D.原子炉の状態が冷温停止において停止余裕を満足しない場合	D1.挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。 及び D2.原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において，少なくとも１つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び D3.原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び D4.非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに
E.原子炉の状態が燃料交換において停止余裕を満足しない場合	E1.炉心変更を中止する。 及び E2.１体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。 及び E3.原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において，少なくとも１つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び E4.原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び E5.非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

（反応度監視）

第 20 条

原子炉の状態が運転において，反応度の予測値と監視値の差※1は，表 20－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．反応度の予測値と監視値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）燃料ＧＭは，燃料取替後の原子炉起動操作※2終了から３日間以内に１回反応度の予測値と監視値の差を評価する。

（２）燃料ＧＭは，原子炉の状態が運転において，燃焼度の増分が 1,000MWｄ／ｔに１回反応度の予測値と監視値の差を評価する。

３．燃料ＧＭが，反応度の予測値と監視値の差が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，燃料ＧＭ及び当直長は，表 20－２の措置を講じる。

※１：反応度の予測値と監視値の差を評価する手段としては，制御棒密度の予測値と監視値の差を用いる。このとき，制御棒密度には 24 ポジション以上に引き抜かれている制御棒は含まない。

※２：原子炉起動操作とは，原子炉起動に関係する制御棒操作及び出力変化を伴う炉心流量操作のことをいう。

表 20－１

項　　目	運転上の制限
反応度の予測値と監視値の差	±１％Δｋ／ｋ以内

表 20－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 燃料ＧＭが，反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 燃料ＧＭは，反応度差を生じた原因の調査及び対応措置を行い，運転継続を許容できるか判断し，その結果を当直長に通知する。	３日間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 燃料ＧＭが運転継続を許容できないと判断した場合	B1. 当直長は，高温停止にする。	24 時間

（制御棒の動作確認）

第 21 条

原子炉の状態が運転及び起動において，制御棒は表 21－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，全挿入位置の制御棒及び引抜制御棒１本だけが動作不能※1の場合を除く。

２．制御棒が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，全制御棒の位置を 24 時間に１回確認する。

（２）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，１ノッチの挿入・引抜が可能であることを１ヶ月に１回確認する。ただし，全挿入位置の制御棒，動作不能となった制御棒及びスタックした制御棒を除く。また，他の条文で制御棒の操作を禁止された場合も除く。

（３）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，制御棒を全引抜位置にする毎に，制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認する。

３．当直長は，制御棒が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当該制御棒がスタック又は動作不能かを速やかに判断し，表 21－２－１又は表 21－２－２の措置を講じる。

※１：動作不能とは，次のいずれかの条件に該当し，かつスクラム挿入は可能と判断された状態※2をいう。

①制御棒の位置が確認できない。

②通常駆動による制御棒の挿入ができない又は引き抜きができない。ただし，原子炉手動操作系又は制御棒駆動水圧系の不具合として特定される場合は，制御棒操作が必要となるまでは動作不能とはみなさない。

③制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認できない。

※２：スクラム挿入が可能と判断された状態とは，当該制御棒の制御棒スクラムアキュムレータの圧力が表 22－２で定める値であること及び原子炉保護系計装の［スクラム回路（自動)］要素が動作不能でないことが確認された状態をいう。

表 21－１

項　　目	運転上の制限
制御棒	（１）　制御棒がスタックしていないこと （２）　制御棒が動作不能でないこと

表 21－２－１（制御棒がスタックした場合）

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 引抜制御棒が１本スタックした場合	A1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び A2. 燃料ＧＭは停止余裕を評価し，その結果を当直長に通知する。 及び A3. 当該制御棒以外の引抜制御棒に対して１ノッチの挿入・引抜が可能であることを確認する。	２時間 ３日間 24 時間
B. 引抜制御棒が２本以上スタックした場合	B1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び B2. 高温停止にする。	２時間 24 時間
C. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24 時間

表 21－２－２（制御棒が動作不能の場合）

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 引抜制御棒が２本以上動作不能となった場合	A1. 当該制御棒の操作を行わない。 及び A2. 動作不能となった制御棒を２本未満にする。	速やかに 24 時間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合（該当制御棒が８本以下の場合）	B1. 当該制御棒を全挿入する。（要求される措置 A1 は適用除外とする） 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	３時間 ４時間
C. 条件Ａ（該当制御棒が９本以上の場合）又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。（要求される措置 A1 は適用除外とする）	24 時間

（制御棒のスクラム機能）

第 22 条

原子炉の状態が運転及び起動において，制御棒のスクラム機能は，表 22－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。

２．制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）燃料ＧＭは，定検停止時に制御棒駆動水圧系の検査で，スクラム時間が表 22－２に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，制御棒駆動機構を除外した制御棒を除き，制御棒スクラムアキュムレータの圧力が表 22－２に定める値であることを１週間に１回確認する。また，当直長は，必要に応じて制御棒スクラムアキュムレータの充填を行う。

（３）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，制御棒駆動機構を除外した制御棒が発生した場合は，他の制御棒のスクラム時間の平均値が表 22－２に定める値であることを管理的手段により確認する。

３．当直長は，制御棒のスクラム機能が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 22－３の措置を講じる。

表 22－１

項　　目	運転上の制限
制御棒のスクラム機能	動作可能であること

表 22－２

項　　目	判　定　値
全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)	3.5 秒以下
制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.5ＭＰａ[gage]以上

表 22－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 制御棒スクラムアキュムレータ１基の圧力が表 22－２を満足しない場合	A1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表 22－２に定める値に復旧する。 又は A2. 当該制御棒を全挿入する。	８時間 ８時間
B. 制御棒スクラムアキュムレータ２基以上の圧力が表 22－２を満足しない場合	B1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表 22－２に定める値に復旧する。 又は B2. 当該制御棒を全挿入する。	１時間 １時間
C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当該制御棒がスタックしたとみなす。	１時間

（制御棒の操作）

第 23 条

原子炉の状態が運転及び起動において，かつ原子炉熱出力 10%相当以下の場合，制御棒の操作は，表 23－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．制御棒の操作が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）燃料ＧＭは，原子炉の状態が運転及び起動において，かつ原子炉熱出力 10%相当以下の場合における制御棒操作に先立ち，制御棒操作手順を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て当直長に通知する。

（２）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，かつ原子炉熱出力 10%相当以下の場合，制御棒価値ミニマイザを使用して，制御棒の操作を行う。なお，制御棒価値ミニマイザが使用不可能な場合は，制御棒操作手順に従って操作されていることを確認するため，制御棒の操作を行う運転員の他に少なくとも１名の運転員を配置して，制御棒の操作を行う。さらに，制御棒の操作の都度，制御棒操作手順に定める位置に適合させるように制御棒の操作を行うが，制御棒操作手順に定める位置にないことを確認した場合は，速やかに当該制御棒を制御棒操作手順に定める位置に適合させる。

３．当直長は，制御棒の操作が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 23－２の措置を講じる。

表 23－１

項　　目	運転上の制限
制御棒の操作	あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること

表 23－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １本以上８本以下の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。※1	８時間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該制御棒を全挿入する。 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	３時間 ４時間
C. 条件Ｂで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間
D. ９本以上の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。※2	１時間
E. 条件Ｄで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 原子炉をスクラムさせる。	速やかに

※１：制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては，制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を除いて，制御棒の引き抜きを行ってはならない。

※２：制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては，制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を含めて，制御棒の引き抜きを行ってはならない。

（ほう酸水注入系）

第 24 条

原子炉の状態が運転及び起動において，ほう酸水注入系は，表 24－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，ほう酸水注入系の機能を確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）当直長は，定検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁※1（６号炉のみ）が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。

（３）分析評価ＧＭは，原子炉の状態が運転及び起動において，ほう酸水濃度を１ヶ月に１回測定し，その結果を当直長に通知する。

（４）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図 24－１，２の範囲内にあることを毎日１回確認する。

（５）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表 24－２に定める値であることを１ヶ月に１回確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。

３．当直長は，ほう酸水注入系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 24－３の措置を講じる。

※１：主要な手動弁と電動弁とは，主要配管上の手動弁及び電動弁（６号炉のみ）並びにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは，ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管及びほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。

表 24－１

項　　目	運転上の制限
ほう酸水注入系	（１）１系列※2が動作可能であること （２）原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量が確保されていること

※２：１系列とは，ポンプ１台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

表 24－２

項　　目 （ほう酸水注入ポンプ吐出圧力）	判　定　値
５号炉	9.14ＭＰａ[gage]以上
６号炉	8.43ＭＰａ[gage]以上

表 24－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図 24－１，図 24－２の範囲内にない場合	A1.ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度を図 24－１，図 24－２の範囲内に復旧する。	３日間
B.ほう酸水注入系が動作不能の場合	B1.ほう酸水注入系を復旧する。	８時間
C.条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1.高温停止にする。	24 時間

図 24－1

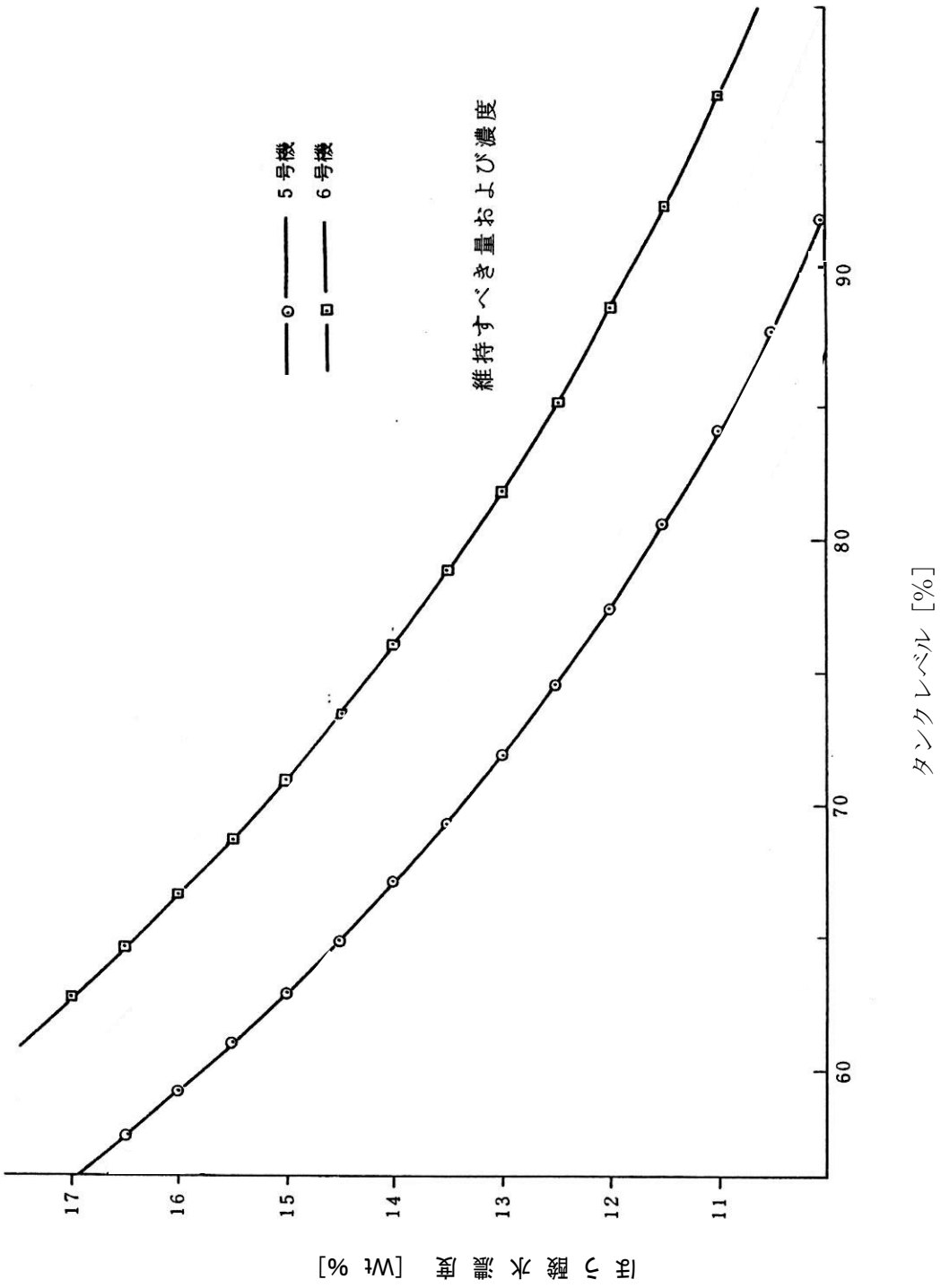
5号機
6号機
維持すべき量および濃度
ほう酸水濃度 [Wt %]
17
16
15
14
13
12
11
60
70
80
90
タンクレベル [%]

図 24－2

ほう酸水溶解度 [Wt %]
0
10
20
30
40
50
60
維持すべき温度
温 度 (℃)
10
20
30
40
50
60
70
80
90
100

（原子炉熱的制限値）

第 25 条

原子炉熱出力が 30%以上において，最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度は，表 25－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度が，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉熱出力 30%以上において，最小限界出力比及び燃料棒最大線出力密度を 24 時間に１回確認する。

３．当直長は，最小限界出力比又は燃料棒最大線出力密度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 25－２の措置を講じる。

表 25－1

１．　５号炉

項　　目	運転上の制限
１．最小限界出力比	
サイクル初期から，サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で	
2,000MWｄ／ｔ手前までの期間	
高燃焼度８×８燃料	1.26 以上
９×９燃料（A型）	1.26 以上
９×９燃料（B型）	1.25 以上
上記以外の期間	
９×９燃料のみが装荷されている場合以外	
高燃焼度８×８燃料	1.34 以上
９×９燃料（A型）	1.36 以上
９×９燃料（B型）	1.35 以上
９×９燃料のみが装荷されている場合	
９×９燃料（A型）	1.34 以上
９×９燃料（B型）	
９×９燃料（B型）のみが装荷されている場合	1.28 以上
９×９燃料（B型）のみが装荷されている場合以外	1.32 以上
２．燃料棒最大線出力密度	44.0ｋW／ｍ以下

２．　６号炉

項　　目	運転上の制限
１．最小限界出力比	
サイクル初期から，サイクル末期よりさかのぼって炉心平均燃焼度で	
2,000MWｄ／ｔ手前までの期間	
高燃焼度８×８燃料	1.24 以上
９×９燃料（A型）	1.23 以上
９×９燃料（B型）	1.22 以上
上記以外の期間	
高燃焼度８×８燃料	1.33 以上
９×９燃料（A型）	1.35 以上
９×９燃料（B型）	
９×９燃料（B型）のみが装荷されている場合	1.27 以上
９×９燃料（B型）のみが装荷されている場合以外	1.33 以上
２．燃料棒最大線出力密度	44.0ｋW／ｍ以下

表 25－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1.制限値以内に復旧する措置※1を開始する。	速やかに

※１：原子炉熱出力を 30%未満にすることを含む。

（原子炉熱出力及び炉心流量）

第 26 条

原子炉熱出力が 30%以上において，原子炉熱出力及び炉心流量は，表 26－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉熱出力及び炉心流量が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）当直長は，原子炉熱出力 30%以上において，原子炉熱出力及び炉心流量が図２６に定める運転範囲にあることを 24 時間に１回確認する。

（２）燃料ＧＭは，定格熱出力一定運転にあたり，原子炉熱出力について運転管理目標を定め，当直長に通知する。当直長は，定格熱出力一定運転において，原子炉熱出力の瞬時値※1及び１時間平均値※2が原子炉熱出力１００％以下であることを１時間に１回確認する。

３．当直長は，原子炉熱出力及び炉心流量が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 26－２の措置を講じる。

表 26－１

項　目	運転上の制限
原子炉熱出力 及び炉心流量	図 26 に定める運転範囲にあること

表 26－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転範囲内に復旧する措置※3を開始する。	速やかに

※１：瞬時値とは，計算機により算出される１分値をいう。ただし，計算機により確認ができない場合は，平均出力領域モニタで確認する値をいう。瞬時値は原子炉熱出力のゆらぎを考慮し，原子炉熱出力１００％に対して１％未満の超過の場合は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※２：１時間平均値とは，計算機により算出される当該１時間の瞬時値の平均値をいう。ただし，計算機により確認ができない場合は，平均出力領域モニタで確認する値をいう。

※３：原子炉熱出力を 30%未満にすることを含む。

図 26

１．５号炉

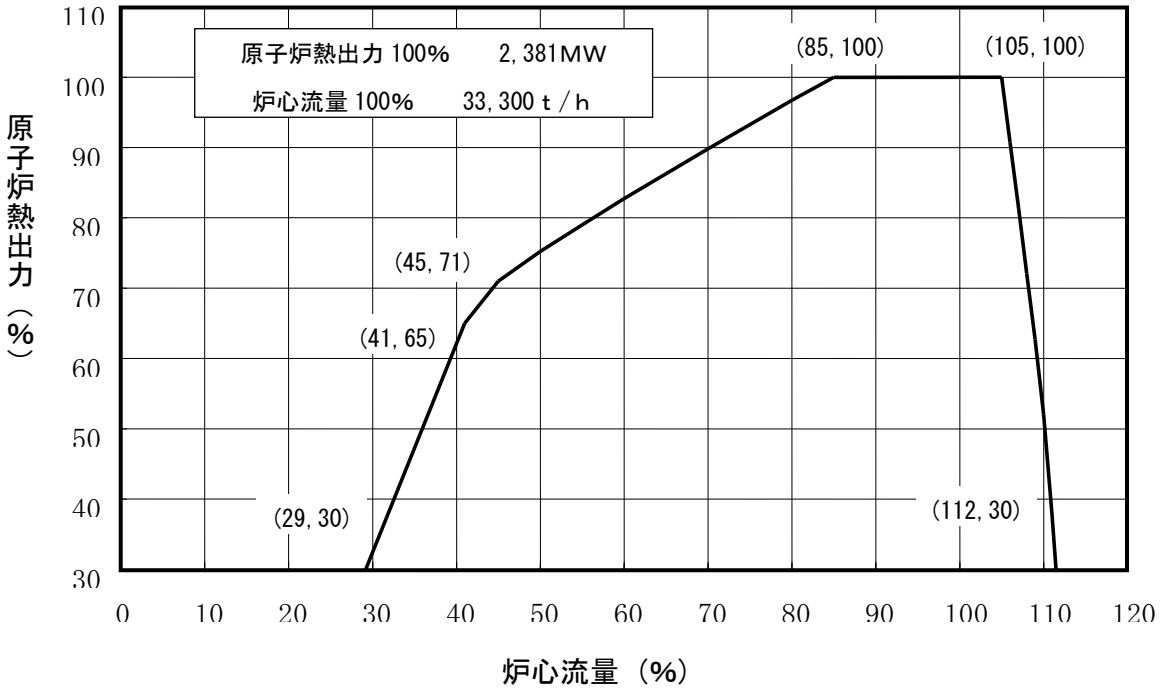

２．　６号炉

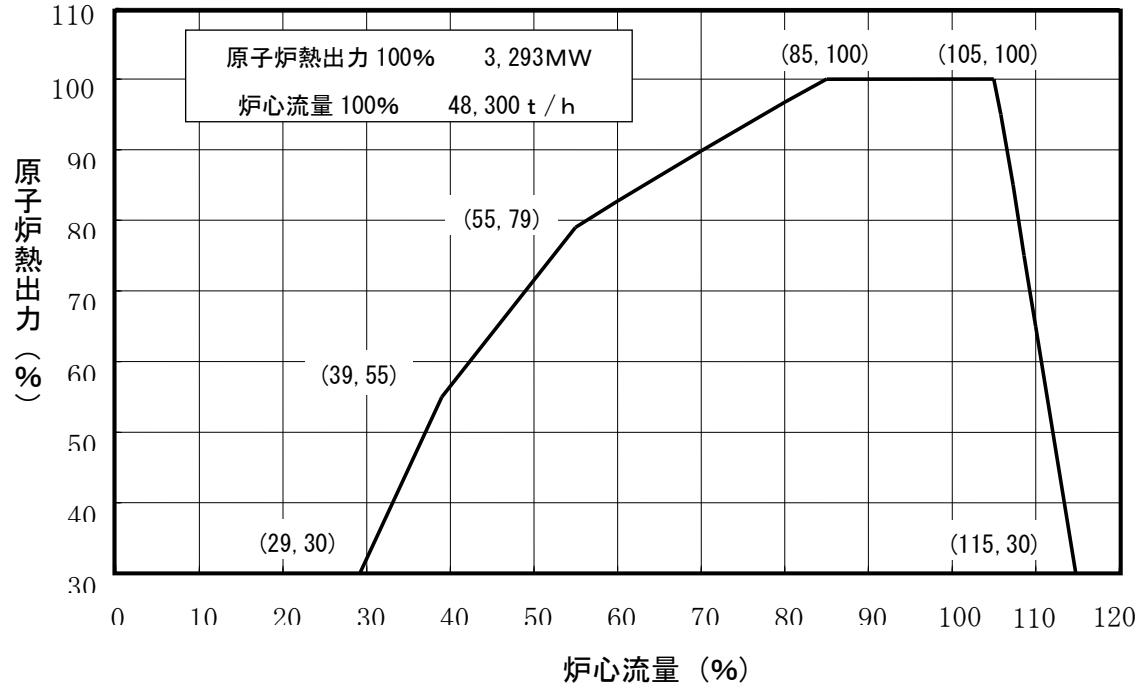

（計測及び制御設備）

第 27 条

原子炉の状態に応じて，次の計測及び制御設備※1は，表 27－１で定める事項を運転上の制限とする。

［５号炉］

（１）原子炉保護系計装

（２）起動領域モニタ計装

（３）非常用炉心冷却系計装

（炉心スプレイ系計装，低圧注水系計装，高圧注水系計装，自動減圧系計装）

（４）格納容器隔離系計装

（主蒸気隔離弁計装，格納容器隔離系計装，原子炉建屋隔離系計装）

（５）その他の計装

（非常用ディーゼル発電機計装，原子炉隔離時冷却系計装，原子炉再循環ポンプトリップ計装，制御棒引抜監視装置計装，タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装，中央制御室非常用換気空調系計装，事故時計装）

［６号炉］

（１）原子炉保護系計装

（２）起動領域モニタ計装

（３）非常用炉心冷却系計装

（低圧炉心スプレイ系計装，低圧注水系計装，高圧炉心スプレイ系計装，自動減圧系計装）

（４）格納容器隔離系計装

（主蒸気隔離弁計装，格納容器隔離系計装，原子炉建屋隔離系計装）

（５）その他の計装

（非常用ディーゼル発電機計装，原子炉隔離時冷却系計装，原子炉再循環ポンプトリップ計装，制御棒引抜監視装置計装，タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装，中央制御室外原子炉停止装置計装，中央制御室非常用換気空調系計装，事故時計装）

２．計測及び制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認する為，次号を実施する。

（１）各ＧＭは，原子炉の状態に応じて表 27－２の各項目を実施し，その結果を当直長に通知する。なお，各ＧＭは前項で定める計測及び制御設備に関係する事象を発見した場合には，誤動作※2又は誤不動作※3等の観点から，運転上の制限を満足するかどうかを判断する。

３．当直長は，計測及び制御設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 27－３の措置を講じる。なお，同時に複数の要素の動作不能が発生した場合には，個々の要素に対して表 27－３の措置を講じる。

表 27－１

項　　目	運転上の制限
計測及び制御設備	動作可能※4であること なお，適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については，表 27－３にて定める。

※１：適用範囲は，センサから論理回路の出力段までとし，アクチュエータは含まない。また，トリップ系の定義の例は次のとおり。

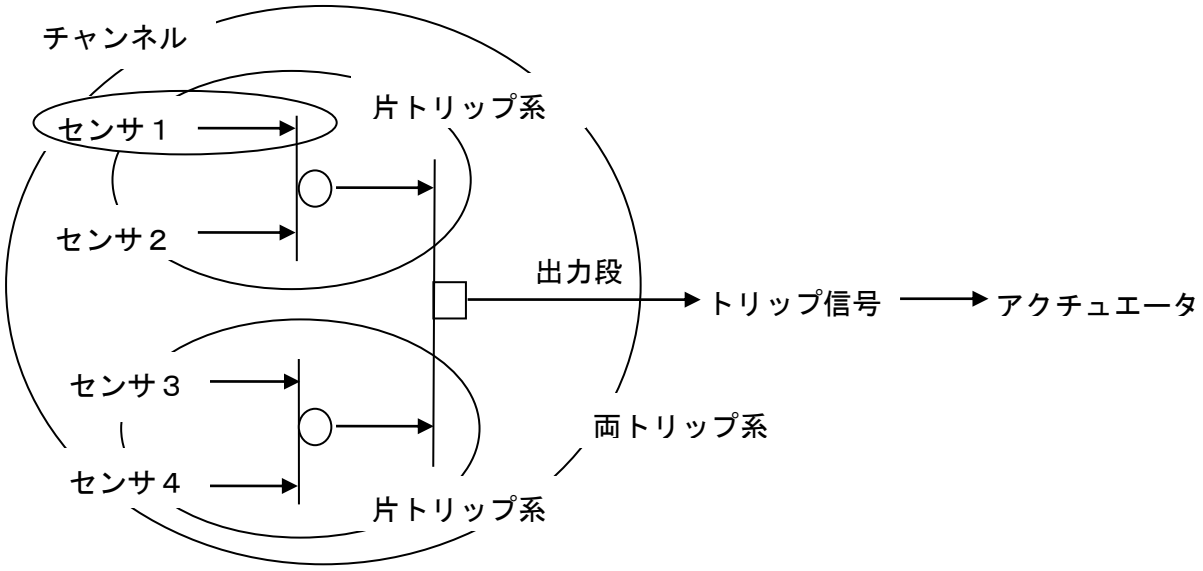

※２：本条における誤動作とは，計測及び制御設備が，トリップ信号を出力すべきでない状態にもかかわらず，誤ってトリップ信号を出力する状態をいう。

※３：本条における誤不動作とは，計測及び制御設備が，トリップ信号を出力すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず，トリップ信号を出力しない状態又はそのような状態が発生すると推定される状態をいう。

※４：本条における動作可能とは，当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また，動作不能とは，点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で，当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は，誤動作であっても動作不能とはみなさない。

表 27－２

１．原子炉保護系計装

［５号炉］

表 27－２－１

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
１．起動領域モニタ ａ．原子炉周期（ペリオド）短	原子炉周期 10 秒以上（中間領域）	当直長は，原子炉の状態が起動，高温停止※1，冷温停止※1及び燃料交換※1において，動作不能でないことを指示により確認する。※2	毎日１回
		当直長は，原子炉の状態が起動から運転へ入る時，起動領域モニタと出力領域モニタのオーバラップを確認する。	原子炉起動時
		計測制御ＧＭは，チャンネル校正※3（検出器を除く）を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査※4を実施する。	定検停止時
ｂ．中性子束高	最終レンジフルスケールの 120/125%以下	当直長は，原子炉の状態が起動，高温停止※1，冷温停止※1及び燃料交換※1において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		当直長は，原子炉の状態が起動から運転へ入る時，起動領域モニタと出力領域モニタのオーバラップを確認する。	原子炉起動時
		計測制御ＧＭは，チャンネル校正（検出器を除く）を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
ｃ．機器動作不能	－	運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
２．出力領域モニタ ａ．中性子束高	120%以下	当直長は，原子炉の状態が運転において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		当直長は，原子炉の状態が運転において，出力領域モニタのゲインを確認し，必要に応じて，計測制御ＧＭは，校正を実施する。	１週間に１回
		計測制御ＧＭは，動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MWｄ／ｔに１回
		計測制御ＧＭは，チャンネル校正（検出器を除く）を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

［５号炉］

要　素	設定値	項　目	頻　度
ｂ．中性子束低	2%以上 （原子炉モードスイッチが「運転」の時）	当直長は，原子炉の状態が運転において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		当直長は，原子炉の状態が運転において，出力領域モニタのゲインを確認し，必要に応じて，計測制御GMは，校正を実施する。	１週間に１回
		計測制御GMは，動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWｄ／ｔに１回
		計測制御GMは，チャンネル校正（検出器を除く）を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
ｃ．機器動作不能	－	運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
３．原子炉圧力高	7.27ＭＰａ[gage]以下	当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
４．原子炉水位低（レベル３）	1,340ｃｍ以上 （圧力容器零レベルより）	当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
５．主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
６．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ[gage]以下	当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
７．スクラム・ディスチャージボリューム水位高	68ｌ以下 （スクラム排出容器１個あたり）	計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
８．タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下※5	当直長は，原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。	起動時
		計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

［５号炉］

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
９．タービン蒸気加減弁急速閉 ａ．油圧 ｂ．電磁弁励磁位置	油圧※5 5.50ＭＰａ [gage]以上 励磁位置※5	当直長は，原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。	起動時
		計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
10．主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグランド）以下	当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
11．復水器真空度低	23.4ｋＰａ [abs]以下	当直長は，原子炉の状態が運転において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
12．地震加速度大 ａ．原子炉建屋地下１階床水平 ｂ．原子炉建屋地下１階床鉛直	地下１階床水平 135 Ｇａｌ以下 地下１階床鉛直 100 Ｇａｌ以下	計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
13．原子炉モードスイッチ「停止」位置	－	運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
14．スクラム回路	－	当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	１ヶ月に１回
		運転情報ＧＭは，手動スクラム論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※１：１体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。

※２：「動作不能でないことを指示により確認する」とは，当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお，トリップ状態にあるチャンネルについては，該当しない。以下，本条において同じ。

※３：本条におけるチャンネル校正とは，センサにあらかじめ定めた信号を与えた時，許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。

※４：本条における論理回路機能検査とは，センサからの出力信号にて，論理回路の出力段に信号が発生することにより，その機能の健全性を確認することをいう。なお，確

認は部分的な確認を積み重ねることにより，適用範囲を確認したとみなすことができる。

※５：タービン入口蒸気第１段圧力が約 1.27ＭＰａ［gage］（原子炉熱出力の約 30％相当）以上で運転している時。以下，本条［５号炉］において同じ。

［6号炉］

表27－2－1

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．起動領域モニタ a．原子炉周期（ペリオド）短	原子炉周期10秒以上（中間領域）	当直長は，原子炉の状態が起動，高温停止※1，冷温停止※1及び燃料交換※1において，動作不能でないことを指示により確認する。※2	毎日1回
		当直長は，原子炉の状態が起動から運転へ入る時，起動領域モニタと出力領域モニタのオーバラップを確認する。	原子炉起動時
		計測制御GMは，チャンネル校正※3（検出器を除く）を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査※4を実施する。	定検停止時
b．機器動作不能	－	運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
2．出力領域モニタ a．中性子束高 (a)中性子束	15%以下（原子炉モードスイッチが「燃料取替」，「起動」の時）	当直長は，原子炉の状態が起動において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
		当直長は，原子炉の状態が起動から運転へ入る時，起動領域モニタと出力領域モニタのオーバラップを確認する。	原子炉起動時
		計測制御GMは，チャンネル校正（検出器を除く）を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
	120%以下（原子炉モードスイッチが「運転」の時）	当直長は，原子炉の状態が運転において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
		当直長は，原子炉の状態が運転において，出力領域モニタのゲインを確認し，必要に応じて，計測制御GMは，校正を実施する。	1週間に1回
		計測制御GMは，動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd／tに1回
		計測制御GMは，チャンネル校正（検出器を除く）を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

［6号炉］

要　素	設定値	項　目	頻　度
(b)熱流束相当	自動可変設定以下（図27に示す設定値以下）	当直長は，原子炉の状態が運転において，出力領域モニタのゲインを確認し，必要に応じて，計測制御GMは，校正を実施する。	1週間に1回
		計測制御GMは，動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd／tに1回
		計測制御GMは，チャンネル校正（検出器を除く）を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
		計測制御GMは，フローユニットのチャンネル校正を実施する。	定検停止時
b．機器動作不能	－	運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
3．原子炉圧力高	7.21MPa[gage]以下	当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
		計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
4．原子炉水位低（レベル3）	1,372cm以上（圧力容器零レベルより）	当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
		計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
5．主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
6．格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
		計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
7．スクラム・ディスチャージボリューム水位高	94.5l以下（スクラム排出容器1個あたり）	計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
8．タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下※5	当直長は，原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。	起動時
		計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

［6号炉］

要　素	設定値	項　目	頻　度
9.タービン蒸気加減弁急速閉 a．油圧 b．電磁弁励磁位置	油圧※5 4.14MPa [gage]以上 励磁位置※5	当直長は，原子炉熱出力 30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。	起動時
		計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
10.主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグランド）以下	当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
		計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
11．地震加速度大 a．原子炉建屋地下2階床水平 b．原子炉建屋地下2階床鉛直	地下2階床水平 135 Ga l以下 地下2階床鉛直 100 Ga l以下	計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
12.原子炉モードスイッチ「停止」位置	－	運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
13．スクラム回路	－	当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回
		運転情報GMは，手動スクラム論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。

※2：「動作不能でないことを指示により確認する」とは，当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお，トリップ状態にあるチャンネルについては，該当しない。以下，本条において同じ。

※3：本条におけるチャンネル校正とは，センサにあらかじめ定めた信号を与えた時，許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。

※4：本条における論理回路機能検査とは，センサからの出力信号にて，論理回路の出力段に信号が発生することにより，その機能の健全性を確認することをいう。なお，確認は部分的な確認を積み重ねることにより，適用範囲を確認したとみなすことができる。

※5：タービン入口蒸気第1段圧力が約 1.27MPa［gage］（原子炉熱出力の約 30%相当）以上で運転している時。以下，本条［6号炉］において同じ。

２．起動領域モニタ計装

［５号炉］

表 27－２－２

要　　素	項　　目	頻　　度
１.起動領域モニタ	当直長は，計数率が３ｓ$^{-1}$以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動※1，高温停止，冷温停止及び燃料交換※2の場合毎日１回，炉心変更中※2の場合 12 時間に１回
	当直長は，原子炉の状態が起動※1，高温停止，冷温停止及び燃料交換※2において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
	計測制御GMは，チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定検停止時

※１：中性子源領域である場合。

※２：起動領域モニタ周りの燃料が４体未満の場合を除く。

［６号炉］

表 27－２－２

要　　素	項　　目	頻　　度
１.起動領域モニタ	当直長は，計数率が３ｃｐｓ以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動※1，高温停止，冷温停止及び燃料交換※2の場合毎日１回，炉心変更中※2の場合 12 時間に１回
	当直長は，原子炉の状態が起動※1，高温停止，冷温停止及び燃料交換※2において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
	計測制御GMは，チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定検停止時

※１：中性子源領域である場合。

※２：起動領域モニタ周りの燃料が４体未満の場合を除く。

３．非常用炉心冷却系計装

［５号炉］

（１）炉心スプレイ系計装

表 27－２－３－１

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
１．原子炉水位異常低(レベル１)	940ｃｍ以上（圧力容器零レベルより)	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
２．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ[gage]以下		
３．原子炉圧力低（注入可)	3.11ＭＰａ[gage]※1	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時

※１：動作値が，設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

（２）低圧注水系計装

表 27－２－３－２

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
１．原子炉水位異常低（レベル１）	940ｃｍ以上（圧力容器零レベルより)	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
２．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ[gage]以下		
３．原子炉圧力低（注入可)	3.11ＭＰａ[gage]※1	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時

※１：動作値が，設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

［５号炉］

（３）高圧注水系計装

表 27－２－３－３

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
１．原子炉水位異常低（レベル２）	1,189ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
２．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ[gage]以下		

※１：原子炉圧力が，1.04ＭＰａ[gage]以上の時。

（４）自動減圧系計装

表 27－２－３－４

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
１．原子炉水位異常低（レベル１）	940ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
２．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ[gage]以下		
３．自動減圧系始動タイマ	120 秒以下	電気機器ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
４．炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	689ｋＰａ[gage]※2	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
５．残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	343ｋＰａ[gage]※2		

※１：原子炉圧力が，0.78ＭＰａ[gage]以上の時。

※２：動作値が，設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

［6号炉］

（1）低圧炉心スプレイ系計装

表27－2－3－1

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．原子炉水位異常低（レベル1）	961ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
2．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ［gage］以下		
3．注入弁両側差圧低（注入可）	4.91ＭＰａ※1	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1：動作値が，設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

（2）低圧注水系計装

表27－2－3－2

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．原子炉水位異常低（レベル1）	961ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
2．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ［gage］以下		
3．注入弁両側差圧低（注入可）	4.81ＭＰａ※1	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1：動作値が，設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

［6号炉］

（3）高圧炉心スプレイ系計装

表 27－2－3－3

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
1．原子炉水位異常低（レベル2）	1,243ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
2．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ［gage］以下		

（4）自動減圧系計装

表 27－2－3－4

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
1．原子炉水位異常低（レベル1）	961ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
2．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ［gage］以下		
3．自動減圧系始動タイマ	120秒以下	電気機器GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
4．低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	1.03ＭＰａ［gage］※2	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
5．残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	0.490ＭＰａ［gage］※2		

※1：原子炉圧力が，0.84ＭＰａ［gage］以上の時。

※2：動作値が，設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

４．格納容器隔離系計装

［５号炉］

（１）主蒸気隔離弁計装

表 27－２－４－１

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
１．原子炉水位異常低（レベル２）	1,189ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
２．主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグランド）以下		
３．主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140％以下		
４．主蒸気管トンネル温度高	93℃以下		
５．主蒸気管圧力低	5.86ＭＰａ［gage］以上		

※１：主蒸気管圧力低については，起動及び高温停止を除く。

（２）格納容器隔離系計装

表 27－２－４－２

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
１．主蒸気管ドレン系 ａ．原子炉水位異常低（レベル２）	1,189ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
ｂ．主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグランド）以下		
ｃ．主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140％以下		
ｄ．主蒸気管トンネル温度高	93℃以下		
ｅ．主蒸気管圧力低	5.86ＭＰａ［gage］以上		
２．炉水サンプル系 ａ．原子炉水位異常低（レベル２）	1,189ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
ｂ．主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグランド）以下		
ｃ．主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140％以下		
ｄ．主蒸気管トンネル温度高	93℃以下		
ｅ．主蒸気管圧力低	5.86ＭＰａ［gage］以上		

※１：主蒸気管圧力低については，起動及び高温停止を除く。

［５号炉］

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
３.原子炉冷却材浄化系 ａ．原子炉水位低 （レベル３）	1,340ｃｍ以上 （圧力容器零レベルより）	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
４．不活性ガス系 ａ．原子炉水位低 （レベル３）	1,340ｃｍ以上 （圧力容器零レベルより）	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
ｂ．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ［gage］ 以下		
ｃ．原子炉建屋放射能高	10×（通常運転時のバックグランド）以下		
５．残留熱除去系 ａ．原子炉水位低 （レベル３）	1,340ｃｍ以上 （圧力容器零レベルより）	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
ｂ．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ［gage］ 以下		
６．廃棄物処理系 ａ．原子炉水位低 （レベル３）	1,340ｃｍ以上 （圧力容器零レベルより）	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
ｂ．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ［gage］ 以下		

［5号炉］

（3）原子炉建屋隔離系計装

表 27－2－4－3

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．原子炉水位低（レベル3）	1,340ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
2．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ［gage］以下		
3．原子炉建屋放射能高	10×（通常運転時のバックグランド）以下	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

［6号炉］

（1）主蒸気隔離弁計装

表 27－2－4－1

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．原子炉水位異常低（レベル2）	1,243ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
2．主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグランド）以下		
3．主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下		
4．主蒸気管トンネル温度高	93℃以下		
5．主蒸気管圧力低	5.86ＭＰａ［gage］以上		
6．復水器真空度低	72.5ｋＰａ［abs］以下		

※1：主蒸気管圧力低については，起動及び高温停止を除く。

［6号炉］

（2）格納容器隔離系計装

表27－2－4－2

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．主蒸気管ドレン系 a．原子炉水位異常低（レベル2）	1,243ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
b．主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグランド）以下		
c．主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下		
d．主蒸気管トンネル温度高	93℃以下		
e．主蒸気管圧力低	5.86ＭＰａ[gage]以上		
f．復水器真空度低	72.5ｋＰａ[abs]以下		
2．炉水サンプル系 a．原子炉水位異常低（レベル2）	1,243ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
b．主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグランド）以下		
c．主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下		
d．主蒸気管トンネル温度高	93℃以下		
e．主蒸気管圧力低	5.86ＭＰａ[gage]以上		
f．復水器真空度低	72.5ｋＰａ[abs]以下		
3．原子炉冷却材浄化系 a．原子炉水位低（レベル3）	1,372ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

［6号炉］

要　素	設定値	項　目	頻　度
4．不活性ガス系 a．原子炉水位低 （レベル3）	1,372ｃｍ以上 （圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
b．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ［gage］ 以下		
c．原子炉建屋放射能高 （原子炉建屋換気系排気口プレナム）	10×（通常運転時のバックグランド）以下		
d．原子炉建屋放射能高 （燃料取替エリアダクト）※2	10×（通常運転時のバックグランド）以下		
5．残留熱除去系 a．原子炉水位低 （レベル3）	1,372ｃｍ以上 （圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
b．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ［gage］ 以下		
6．廃棄物処理系 a．原子炉水位低 （レベル3）	1,372ｃｍ以上 （圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
b．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ［gage］ 以下		

※1：主蒸気管圧力低については，起動及び高温停止を除く。

※2：高線量当量率物品の移動時を除く。

［6号炉］

（3）原子炉建屋隔離系計装

表 27－2－4－3

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．原子炉水位低（レベル3）	1,372ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
2．格納容器圧力高	13.7ｋＰａ［gage］以下		
3．原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム）	10×（通常運転時のバックグランド）以下	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
4．原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト）※2	10×（通常運転時のバックグランド）以下		

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※2：高線量当量率物品の移動時を除く。

５．その他の計装

［５号炉］

（１）非常用ディーゼル発電機計装

表 27－２－５－１

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
１.非常用交流高圧電源母線低電圧	－	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。ただし，非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日１回
２.原子炉水位異常低（レベル１）	940ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施する。ただし，非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	定検停止時
３.格納容器圧力高	13.7ｋＰａ[gage]以下	（３）運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

（２）原子炉隔離時冷却系計装

表 27－２－５－２

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
１.原子炉水位異常低（レベル２）	1,189ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		（２）計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※１：原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage]以上の時。

（３）原子炉再循環ポンプトリップ計装

表 27－２－５－３

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
１．タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より 10％閉以下※1	計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
２.タービン蒸気加減弁急速閉 ａ．油圧 ｂ.電磁弁励磁位置	油圧※1 5.50ＭＰａ[gage]以上 励磁位置※1	計測制御ＧＭは，チャンネル校正を実施し，運転情報ＧＭは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※１：タービン入口蒸気第１段圧力が約 1.27ＭＰａ[gage]（原子炉熱出力の約 30％相当）以上で運転している時。

［5号炉］

（4）制御棒引抜監視装置計装

表 27－2－5－4

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．制御棒引抜阻止 a．中性子束高	105%以下 （再循環流量 Wd（%）に対し，(0.62Wd＋52）%の式により設定する。）	（1）当直長は，原子炉熱出力 30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時
b．機器動作不能	－	計測制御GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
c．中性子束低	5%※1	計測制御GMは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1：動作値が，設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

（5）タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

表 27－2－5－5

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．原子炉水位高（レベル8）	1,461 cm以下（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉熱出力 30%相当以上において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

（6）中央制御室非常用換気空調系計装

表 27－2－5－6

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．原子炉建屋放射能高	10×（通常運転時のバックグランド）以下	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

［5号炉］

（7）事故時計装

表27－2－5－7

要　素	項　目	頻　度
1．原子炉圧力 2．原子炉水位 （広帯域） 3．原子炉水位 （燃料域） 4．格納容器圧力 5．格納容器雰囲気線量当量率	（1）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施する。	毎日1回 定検停止時

［6号炉］

（1）非常用ディーゼル発電機計装

表27－2－5－1

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．非常用ディーゼル発電機計装 a．非常用交流高圧電源母線低電圧	－	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。ただし，非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施する。ただし，非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 （3）運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時 定検停止時
b．原子炉水位異常低（レベル1）	961cm以上 （圧力容器零レベルより）		
c．格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下		
2．高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装 a．非常用交流高圧電源母線低電圧	－	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。ただし，非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施する。ただし，非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 （3）運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時 定検停止時
b．原子炉水位異常低（レベル2）	1,243cm以上 （圧力容器零レベルより）		
c．格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下		

［6号炉］

（2）原子炉隔離時冷却系計装

表 27－2－5－2

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．原子炉水位異常低（レベル2）	1,243ｃｍ以上（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止※1において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1：原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage]以上の時。

（3）原子炉再循環ポンプトリップ計装

表 27－2－5－3

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より 10％閉以下※1	計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
2．タービン蒸気加減弁急速閉 ａ．油圧 ｂ．電磁弁励磁位置	油圧※1 4.14ＭＰａ[gage]以上 励磁位置※1	計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1：タービン入口蒸気第1段圧力が，約 1.27ＭＰａ[gage]（原子炉熱出力の約 30％相当）以上で運転している時。

（4）制御棒引抜監視装置計装

表 27－2－5－4

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．制御棒引抜阻止 ａ．中性子束高	105％以下（再循環流量 Wd（％）に対し，（0.62Wd＋52）％の式により設定する。）	（1）当直長は，原子炉熱出力 30％相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時
ｂ．機器動作不能	－	計測制御GMは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
ｃ．中性子束低	5％※1	計測制御GMは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1：動作値が，設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

［6号炉］

（5）タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

表27－2－5－5

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．原子炉水位高（レベル8）	1,480ｃｍ以下（圧力容器零レベルより）	（1）当直長は，原子炉熱出力30%相当以上において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

（6）中央制御室外原子炉停止装置計装

表27－2－5－6

要　素	項　目	頻　度
1．原子炉圧力	計測制御GMは，チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時
2．原子炉隔離時冷却系流量	計測制御GMは，チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時
3．原子炉隔離時冷却系制御	計測制御GMは，チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時
	当直長は，原子炉隔離時冷却系の流量制御については，中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ手動起動により確認を行う。	定検停止後の原子炉起動時
4．残留熱除去系流量	計測制御GMは，チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時

（7）中央制御室非常用換気空調系計装

表27－2－5－7

要　素	設定値	項　目	頻　度
1．原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム） 2．原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト）※2	10×（通常運転時のバックグランド）以下	（1）当直長は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施し，運転情報GMは，論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※2：高線量当量率物品の移動時を除く。

［6号炉］

（8）事故時計装

表27－2－5－8

要　素	項　目	頻　度
1．原子炉圧力 2．原子炉水位 （広帯域） 3．原子炉水位 （燃料域） 4．格納容器圧力 5．格納容器雰囲気線量当量率	（1）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，動作不能でないことを指示により確認する。 （2）計測制御GMは，チャンネル校正を実施する。	毎日1回 定検停止時

図 27 中性子束高（熱流束相当）のスクラム設定（表 27-2 関係）

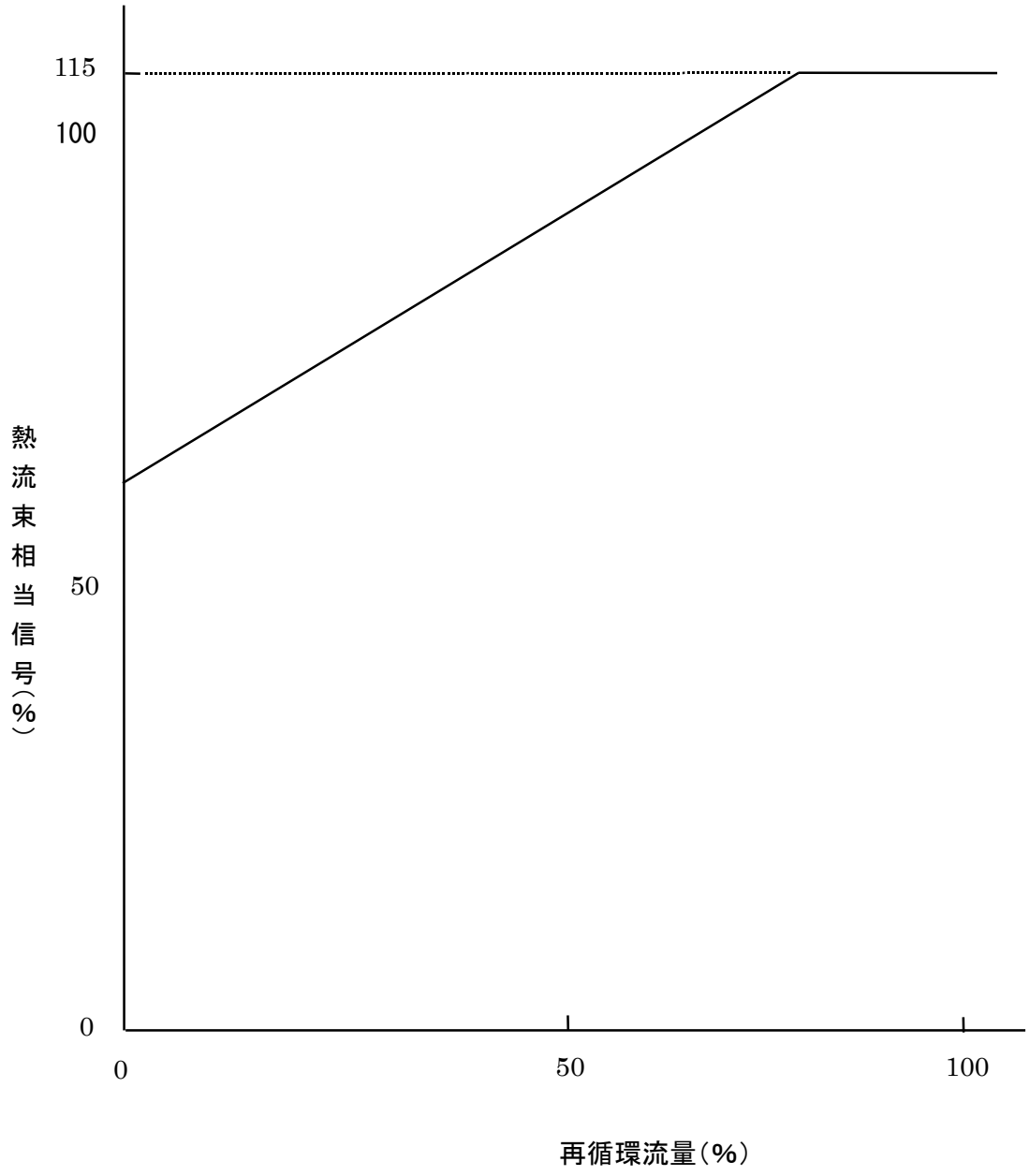

（注）熱流束相当信号は，再循環流量 Ｗｄ（%）に対して，（0.72Ｗｄ＋54）%
の式により設定する。
ただし，最大値は 115 とする。

表 27－３

１．原子炉保護系計装

原子炉保護系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて次の措置を講じる。なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，片トリップ系毎の全てのチャンネル数をいう。

（１）片トリップ系に，動作不能チャンネルが１つ以上ある場合は，12 時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能なチャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。

（２）両トリップ系に，動作不能チャンネルがそれぞれ１つ以上ある場合は，６時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ，いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。

（３）片トリップ系に，同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は，１時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。

（４）上記（１），（２）又は（３）の措置を達成できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

［５号炉］

表 27－３－１

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）	要求される措置	完了時間
１．起動領域モニタ ａ．原子炉周期（ペリオド）短	起動	４※2	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. １体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
ｂ．中性子束高	起動	４※2	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. １体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
ｃ．機器動作不能	起動	４※2	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. １体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに

［５号炉］

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）	要求される措置	完了時間
２．出力領域モニタ	起動	３※3	A1. 高温停止にする。	24 時間
ａ．中性子束高	運転		A1. 起動にする。	12 時間
ｂ．中性子束低	運転	３※3	A1. 起動にする。	12 時間
ｃ．機器動作不能	運転，起動	３※3	A1. 高温停止にする。	24 時間
３．原子炉圧力高	運転，起動	２	A1. 高温停止にする。	24 時間
４．原子炉水位低（レベル３）	運転，起動	２	A1. 高温停止にする。	24 時間
５．主蒸気隔離弁閉	運転	８	A1. 起動にする。	12 時間
６．格納容器圧力高	運転，起動	２	A1. 高温停止にする。	24 時間
７．スクラム・ディスチャージボリューム水位高	運転，起動	４	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. １体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
８．タービン主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力 30％相当以上※4	４	A1. 原子炉熱出力 30％相当未満にする。	８時間
９．タービン蒸気加減弁急速閉 ａ．油圧 ｂ．電磁弁励磁位置	原子炉熱出力 30％相当以上※4	４	A1. 原子炉熱出力 30％相当未満にする。	８時間
10. 主蒸気管放射能高	運転，起動	２	A1. 高温停止にする。	24 時間
11. 復水器真空度低	運転	２	A1. 起動にする。	12 時間
12. 地震加速度大	運転，起動	４	A1. 高温停止にする。	24 時間
ａ．原子炉建屋地下１階床水平 ｂ．原子炉建屋地下１階床鉛直	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. １体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
13. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	運転，起動	１※5	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. １体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
14. スクラム回路	運転，起動	２ （自動スクラム） １ （手動スクラム）	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. １体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに

※１：１体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又

は全燃料が取り出されている場合を除く。

※２：片系４チャンネルのうち，１チャンネルバイパス可能設備のため，１チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は３とする。

※３：片系３チャンネルのうち，１チャンネルバイパス可能設備のため，１チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は２とする。

※４：タービン入口蒸気第１段圧力が約 1.27ＭＰａ［gage］（原子炉熱出力の約 30％相当）以上で運転している時。

※５：原子炉モードスイッチは１つであり，その接点を両トリップ系で１チャンネルずつ使用している。

［6 号炉］

表 27－3－1

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）	要求される措置	完了時間
1．起動領域モニタ	起動	4※2	A1. 高温停止にする。	24 時間
a．原子炉周期（ペリオド）短	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
b．機器動作不能	起動	4※2	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
2．出力領域モニタ	起動	3※3	A1. 高温停止にする。	24 時間
a．中性子束高 (a) 中性子束	運転	3※3	A1. 起動にする。	12 時間
(b)熱流束相当	運転	3※3	A1. 起動にする。	12 時間
b．機器動作不能	運転，起動	3※3	A1. 高温停止にする。	24 時間
3．原子炉圧力高	運転，起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
4．原子炉水位低（レベル 3）	運転，起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
5．主蒸気隔離弁閉	運転	8	A1. 起動にする。	12 時間
6．格納容器圧力高	運転，起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
7．スクラム・ディスチャージボリューム水位高	運転，起動	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
8．タービン主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力 30%相当以上※4	4	A1. 原子炉熱出力 30%相当未満にする。	8 時間
9．タービン蒸気加減弁急速閉 a．油圧 b．電磁弁励磁位置	原子炉熱出力 30%相当以上※4	4	A1. 原子炉熱出力 30%相当未満にする。	8 時間
10. 主蒸気管放射能高	運転，起動	2	A1. 高温停止にする。	24 時間
11. 地震加速度大	運転，起動	4	A1. 高温停止にする。	24 時間
a．原子炉建屋地下 2 階床水平 b．原子炉建屋地下 2 階床鉛直	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. 1 体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに

［6号炉］

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）	要求される措置	完了時間
12. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	運転，起動	1※5	A1. 高温停止にする。	24時間
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
13. スクラム回路	運転，起動	2 （自動スクラム） 1 （手動スクラム）	A1. 高温停止にする。	24時間
	高温停止※1 冷温停止※1 燃料交換※1		A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに

※1：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。

※2：片系4チャンネルのうち，1チャンネルバイパス可能設備のため，1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は3とする。

※3：片系3チャンネルのうち，1チャンネルバイパス可能設備のため，1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は2とする。

※4：タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27ＭＰａ［gage］（原子炉熱出力の約30％相当）以上で運転している時。

※5：原子炉モードスイッチは1つであり，その接点を両トリップ系で1チャンネルずつ使用している。

２．起動領域モニタ計装

起動領域モニタ計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

［５号炉］

表 27－３－２

要素	適用される状態		動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
起動領域モニタ	中性子源領域でかつ原子炉の状態が「起動」		8※1	A. 動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. 起動領域モニタを動作可能な状態に復帰させる。 又は A2. 制御棒引抜操作を中止する。	4 時間 速やかに
				B. 動作不能チャンネルが６つの場合	B1. 制御棒引抜操作を中止する。	速やかに
				C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24 時間
	原子炉の状態が「高温停止」 又は 「冷温停止」		2※2	A. 動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. 挿入可能な制御棒を全挿入する。 及び A2. 制御棒引抜操作を行ってはならない。	1 時間 1 時間
	原子炉の状態が「燃料交換」	炉心変更が実施されていない場合	2※2※3	A. 動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. １体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに
		炉心変更が実施されている場合	2※3※4	A. 動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. 制御棒挿入及び燃料取出以外の炉心変更を中止する。 及び A2. １体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに 速やかに

※１：８チャンネルのうち，２チャンネルバイパス（片トリップ系で１チャンネル）可能設備のため，２チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は６とする。

※２：異なる１／４炉心の２チャンネル。

※３：起動領域モニタ周りの燃料が４体未満の場合，当該起動領域モニタが動作可能であることを要求されない。

※４：炉心変更が実施されている１／４炉心の１チャンネル及びそれに隣接するいずれかの１／４炉心の１チャンネル。

［6号炉］

表 27－3－2

要素	適用される状態		動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
起動領域モニタ	中性子源領域でかつ原子炉の状態が「起動」		8※1	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 起動領域モニタを動作可能な状態に復帰させる。 又は A2. 制御棒引抜操作を中止する。	4時間 速やかに
				B. 動作不能チャンネルが6つの場合	B1. 制御棒引抜操作を中止する。	速やかに
				C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間
	原子炉の状態が「高温停止」 又は 「冷温停止」		2※2	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 挿入可能な制御棒を全挿入する。 及び A2. 制御棒引抜操作を行ってはならない。	1時間 1時間
	原子炉の状態が「燃料交換」	炉心変更が実施されていない場合	2※2※3	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに
		炉心変更が実施されている場合	2※3※4	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 制御棒挿入及び燃料取出以外の炉心変更を中止する。 及び A2. 1体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに 速やかに

※1：8チャンネルのうち，2チャンネルバイパス（片トリップ系で1チャンネル）可能設備のため，2チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は6とする。

※2：異なる1／4炉心の2チャンネル。

※3：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合，当該起動領域モニタが動作可能であることを要求されない。

※4：炉心変更が実施されている1／4炉心の1チャンネル及びそれに隣接するいずれかの1／4炉心の1チャンネル。

３．非常用炉心冷却系計装

［５号炉］

（１）炉心スプレイ系計装

炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，炉心スプレイ系（炉心スプレイポンプＡ，Ｂ及び注入弁）を作動させる為の全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

表 27－３－３－１

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　　件	要求される措置	完了時間
１．原子炉水位異常低（レベル１）	運転 起動 高温停止	４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	１時間

［５号炉］

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　件	要求される措置	完了時間
２．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	１時間
３．原子炉圧力低 （注入可）		４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	１時間

［５号炉］

（２）低圧注水系計装

低圧注水系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，低圧注水系（低圧注水ポンプＡ，Ｂ，Ｃ，Ｄ及び注入弁）を作動させる為の全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

表 27－３－３－２

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　　件	要求される措置	完了時間
１．原子炉水位異常低（レベル１）	運転 起動 高温停止	４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 低圧注水系を動作不能とみなす。	１時間

［５号炉］

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　　件	要求される措置	完了時間
２．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 低圧注水系を動作不能とみなす。	１時間
３．原子炉圧力低（注入可）		４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 低圧注水系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 低圧注水系を動作不能とみなす。	１時間

［５号炉］

（３）高圧注水系計装

高圧注水系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，高圧注水系を作動させるための全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

表 27－３－３－３

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　件	要求される措置	完了時間
１．原子炉水位異常低（レベル２）	運転 起動※1 高温停止※1	４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 高圧注水系を動作不能とみなす。	１時間

［５号炉］

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　件	要求される措置	完了時間
２．格納容器圧力高	運転 起動※1 高温停止※1	４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 高圧注水系を動作不能とみなす。	１時間

※１：原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage]以上の時。

［５号炉］

（４）自動減圧系計装

自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，論理※1毎の全てのチャンネル数をいう。

表 27－３－３－４

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	条　　件	要求される措置	完了時間
１．原子炉水位異常低（レベル１）	運転 起動※2 高温停止※2	２	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該チャンネルをトリップする。	10 日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は４日間 10 日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は４日間
			B. 両方の論理が，それぞれ動作不能の場合，又は，条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	１時間
２．格納容器圧力高		２	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該チャンネルをトリップする。	10 日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は４日間 10 日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は４日間
			B. 両方の論理が，それぞれ動作不能の場合，又は，条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	１時間

［５号炉］

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条　　件	要求される措置	完了時間
３．自動減圧系始動タイマ	運転 起動※2 高温停止※2	１	A. いずれかの論理が動作不能の場合	A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。	10 日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は４日間
			B. 両方の論理が，それぞれ動作不能の場合，又は，条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	１時間
４．炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高又は残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※3		６※3	A. いずれかの論理が動作不能の場合	A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。	10 日間 ただし 高圧注水系の動作不能を発見した場合は４日間
			B. 両方の論理が，それぞれ動作不能の場合，又は，条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	１時間

※１：本条における論理とは，当該系統・設備を作動させる為のセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。

※２：原子炉圧力が 0.78ＭＰａ［gage］以上の時。

※３：ポンプ吐出圧力高については，炉心スプレイ系２チャンネル及び残留熱除去系４チャンネルをいう。

［6号炉］

（1）低圧炉心スプレイ系計装

低圧炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，低圧炉心スプレイ系を作動させる為の全てのチャンネル数をいう。

表27－3－3－1

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
1．原子炉水位異常低（レベル1）	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間
2．格納容器圧力高		2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間
3．注入弁両側差圧低（注入可）		1	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間

［6号炉］

（2）低圧注水系計装

低圧注水系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，系列毎のポンプ及び弁を作動させる為の全てのチャンネル数をいう。

表 27－3－3－2

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（系列毎）※1	条　件	要求される措置	完了時間
1．原子炉水位異常低（レベル1）	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	1時間
2．格納容器圧力高		2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	1時間
3．注入弁両側差圧低（注入可）		1	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	1時間

※1：系列毎とは低圧注水系においてA系，B系，C系をいう。

［6 号炉］

（3）高圧炉心スプレイ系計装

高圧炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，高圧炉心スプレイ系を作動させる為の全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

表 27－3－3－3

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　件	要求される措置	完了時間
1．原子炉水位異常低（レベル2）	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間

［6号炉］

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　件	要求される措置	完了時間
2．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	1時間

［6号炉］

（4）自動減圧系計装

自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，論理※1毎の全てのチャンネル数をいう。

表 27－3－3－4

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条　　件	要求される措置	完了時間
1．原子炉水位異常低（レベル1）	運転 起動※2 高温停止※2	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該チャンネルをトリップする。	10日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間 10日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理が，それぞれ動作不能の場合又は，条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間
2．格納容器圧力高		2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 当該チャンネルをトリップする。	10日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間 10日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理が，それぞれ動作不能の場合又は，条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間

［6号炉］

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条　　件	要求される措置	完了時間
3．自動減圧系始動タイマ	運転 起動※2 高温停止※2	1	A. いずれかの論理が動作不能の場合	A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。	10日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理が，それぞれ動作不能の場合又は，条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間
4．低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高 又は 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※3	運転 起動※2 高温停止※2	4※3	A. いずれかの論理が動作不能の場合	A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。	10日間 ただし 高圧炉心スプレイ系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理が，それぞれ動作不能の場合又は，条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間

※1：本条における論理とは，当該系統・設備を作動させる為のセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。

※2：原子炉圧力が0.84MPa［gage］以上の時。

※3：ポンプ吐出圧力高については，自動減圧系A系は低圧炉心スプレイ系2チャンネル及び残留熱除去系2チャンネル，自動減圧系B系は残留熱除去系4チャンネルをいう。

４．格納容器隔離系計装

［５号炉］

（１）主蒸気隔離弁計装

主蒸気隔離弁計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて次の措置を講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，主蒸気隔離弁を隔離させるための全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

（A）片トリップ系に，動作不能チャンネルが１つ以上ある場合は，24 時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。

（B）両トリップ系に，動作不能チャンネルがそれぞれ１つ以上ある場合は，12 時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ，いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。

（C）片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は，１時間以内に当該トリップ系を復旧するか，トリップする。

（D）上記（A），（B）又は（C）の措置を達成できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27－３－４－１

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	要求される措置	完了時間
１．原子炉水位異常低（レベル２）	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
２．主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
３．主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
４．主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	16	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
５．主蒸気管圧力低	運転	4	A1. 起動にする。	12 時間

［５号炉］

（２）格納容器隔離系計装

Ａ．主蒸気管ドレン系及び炉水サンプル系

主蒸気管ドレン系及び炉水サンプル系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて次の措置を講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，内側又は外側の隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

（Ａ）内側隔離論理又は外側隔離論理に，動作不能チャンネルが１つ以上ある場合は，24 時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。

（Ｂ）内側隔離論理及び外側隔離論理のそれぞれに，同一要素の動作不能チャンネルが１つ以上ある場合又は内側隔離論理及び外側隔離論理とも隔離機能を喪失している場合は，１時間以内に内側隔離論理又は外側隔離論理の少なくとも１つの隔離機能を復旧する。

（Ｃ）上記（Ａ）又は（Ｂ）の措置を達成できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27－３－４－２－Ａ

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間
１．主蒸気管ドレン系 ａ．原子炉水位異常低（レベル２）	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
ｂ．主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
ｃ．主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
ｄ．主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
ｅ．主蒸気管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 起動にする。	12 時間 12 時間

［5号炉］

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間
2．炉水サンプル系 a．原子炉水位異常低（レベル2）	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
b．主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
c．主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
d．主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	8	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
e．主蒸気管圧力低	運転	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.起動にする。	12時間 12時間

［５号炉］

Ｂ．原子炉冷却材浄化系，不活性ガス系，残留熱除去系及び廃棄物処理系

原子炉冷却材浄化系，不活性ガス系，残留熱除去系及び廃棄物処理系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて「原子炉建屋放射能高」の要素以外については，（Ａ），（Ｂ），（Ｃ）又は（Ｆ）の措置を講じ，「原子炉建屋放射能高」の要素については，（Ｄ），（Ｅ）又は（Ｆ）の措置を講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，内側及び外側の両方の隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

（Ａ）片トリップ系に，動作不能チャンネルが１つ以上ある場合は，12 時間以内に動作可能な状態に復旧し復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。

（Ｂ）両トリップ系に，動作不能チャンネルがそれぞれ１つ以上ある場合は，６時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ，いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。

（Ｃ）片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は，１時間以内に当該トリップ系を復旧するか，トリップする。

（Ｄ）原子炉建屋放射能高に，動作不能チャンネルが１つある場合は，10 日間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップする。

（Ｅ）原子炉建屋放射能高に，動作不能チャンネルが２つある場合は，１時間以内にいずれかのチャンネルを復旧するか，トリップする。

（Ｆ）上記（Ａ），（Ｂ），（Ｃ），（Ｄ）又は（Ｅ）の措置を達成できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

［5号炉］

表 27－3－4－2－B

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	要求される措置	完了時間
1．原子炉冷却材浄化系 a．原子炉水位低（レベル3）	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
2．不活性ガス系 a．原子炉水位低（レベル3）	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
b．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
c．原子炉建屋放射能高	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
3．残留熱除去系 a．原子炉水位低（レベル3）	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
b．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
4．廃棄物処理系 a．原子炉水位低（レベル3）	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
b．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間

［５号炉］

（３）原子炉建屋隔離系計装

原子炉建屋隔離系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて「原子炉建屋放射能高」の要素以外については，（A），（B），（C），（F），（G）又は（H）の措置を講じ，「原子炉建屋放射能高」の要素については，（D），（E），（F），（G），（H）又は（Ｉ）の措置を講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，原子炉建屋隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

（A）片トリップ系に，動作不能チャンネルが１つ以上ある場合は，12 時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。

（B）両トリップ系に，それぞれ動作不能チャンネルが１つ以上ある場合は，６時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ，いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。

（C）片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は，１時間以内に当該トリップ系を復旧するか，トリップする。

（D）原子炉建屋放射能高に，動作不能チャンネルが１つある場合は，10 日間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップする。

（E）原子炉建屋放射能高に，動作不能チャンネルが２つある場合は，１時間以内にいずれかのチャンネルを復旧するか，トリップする。

（F）上記（A），（B）又は（D）の措置を達成できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

（G）上記（C）又は（E）の措置を達成できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じ，かつ 10 日間以内にトリップ機能を復旧する。

（H）原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，（F）又は（G）の要求される措置を完了時間内に達成できない場合は，24 時間以内に高温停止かつ 36 時間以内に冷温停止する。

（Ｉ）炉心変更時※１又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，（F）又は（G）の措置を完了時間内に達成できない場合は，速やかに炉心変更※１及び原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。

［5号炉］

表 27－3－4－3

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	要求される措置	完了時間
1．原子炉水位低（レベル3）	運転 起動 高温停止	4	A1.1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，手動にて隔離できることを確認する。 及び A1.2. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに
2．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1.1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，手動にて隔離できることを確認する。 及び A1.2. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに
3．原子炉建屋放射能高	運転 起動 高温停止 炉心変更時※1 又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時	2	A1.1. 原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，手動にて隔離できることを確認する。 及び A1.2. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

［6 号炉］

（1）主蒸気隔離弁計装

主蒸気隔離弁計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて次の措置を講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，主蒸気隔離弁を隔離させるための全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

（A）片トリップ系に，動作不能チャンネルが１つ以上ある場合は，24 時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。

（B）両トリップ系に，動作不能チャンネルがそれぞれ１つ以上ある場合は，12 時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ，いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。

（C）片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は，1 時間以内に当該トリップ系を復旧するか，トリップする。

（D）上記（A），（B）又は（C）の措置を達成できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27－３－４－１

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(両トリップ系)	要求される措置	完了時間
１．原子炉水位異常低（レベル２）	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
２．主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
３．主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	16	A1. 当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間
４．主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	40	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
５．主蒸気管圧力低	運転	4	A1. 起動にする。	12 時間
６．復水器真空度低	運転 起動 高温停止	4	A1. 高温停止にする。 及び A2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

［6号炉］

（2）格納容器隔離系計装

格納容器隔離系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて「原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム)」及び「原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト)」の要素以外については，（A），（B）又は（E）の措置を講じ，「原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム)」及び「原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト)」の要素については，（C），（D）又は（E）の措置を講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，内側又は外側の隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

（A）内側隔離論理又は外側隔離論理に，動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は，「原子炉水位低（レベル3)」及び「格納容器圧力高」の要素については 12 時間以内，それ以外の要素については 24 時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。

（B）内側隔離論理及び外側隔離論理のそれぞれに，同一要素の動作不能チャンネルが1つ以上ある場合又は内側隔離論理及び外側隔離論理とも隔離機能を喪失している場合は，1時間以内に内側隔離論理又は外側隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を復旧する。

（C）内側隔離論理又は外側隔離論理に，動作不能チャンネルが1つある場合は，10 日間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップする。

（D）内側隔離論理及び外側隔離論理のそれぞれに，動作不能チャンネルが2つある場合は，1時間以内に内側隔離論理又は外側隔離論理の少なくとも1つのチャンネルを復旧するか，トリップする。

（E）上記（A），（B），（C）又は（D）の措置を達成できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

［6号炉］

表 27－3－4－2

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間
1．主蒸気管ドレン系 a．原子炉水位異常低（レベル2）	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	12 時間 24 時間 36 時間

［6号炉］

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間
b．主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする	12時間 24時間 36時間
c．主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
d．主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	20	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
e．主蒸気管圧力低	運転	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.起動にする。	12時間 12時間
f．復水器真空度低	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
2．炉水サンプル系 a．原子炉水位異常低（レベル2）	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
b．主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする	12時間 24時間 36時間
c．主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	8	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間

［6号炉］

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間
d．主蒸気管トンネル温度高	運転 起動 高温停止	20	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
e．主蒸気管圧力低	運転	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.起動にする。	12時間 12時間
f．復水器真空度低	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
3．原子炉冷却材浄化系 a．原子炉水位低（レベル3）	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
4．不活性ガス系 a．原子炉水位低（レベル3）	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
b．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
c．原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム）	運転 起動 高温停止	2※1	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
d．原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト）※3	運転 起動 高温停止	2※2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間

［6号炉］

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間
5．残留熱除去系 a．原子炉水位低（レベル3）	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
b．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
6．廃棄物処理系 a．原子炉水位低（レベル3）	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間
b．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	12時間 24時間 36時間

※1：2チャンネルは，内側隔離論理を動作させるべきチャンネル数

※2：2チャンネルは，外側隔離論理を動作させるべきチャンネル数

※3：高線量当量率物品の移動時を除く。

［6 号炉］

（3）原子炉建屋隔離系計装

原子炉建屋隔離系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて「原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム)」及び「原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト)」の要素以外については，（A），（B），（E），（F）又は（G）の措置を講じ，「原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム)」及び「原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト)」の要素については，（C），（D），（E），（F），（G）又は（H）の措置を講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，A系又はB系による原子炉建屋隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

（A）A系隔離論理又はB系隔離論理に，動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は，12時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。

（B）A系隔離論理及びB系隔離論理のそれぞれに，同一要素の動作不能チャンネルが1つ以上ある場合又はA系隔離論理及びB系隔離論理とも隔離機能を喪失している場合は，1時間以内にA系隔離論理又はB系隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を復旧する。

（C）A系隔離論理又はB系隔離論理に，動作不能チャンネルが1つある場合は，10 日間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップする。

（D）A系隔離論理及びB系隔離論理のそれぞれに，動作不能チャンネルが2つある場合は，1時間以内にA系隔離論理又はB系隔離論理の少なくとも1つのチャンネルを復旧するか，トリップする。

（E）上記（A）又は（C）の措置を達成できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

（F）上記（B）又は（D）の措置を達成できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じ，かつ 10 日間以内にA系隔離論理又はB系隔離論理の少なくとも1つの隔離機能を復旧する。

（G）原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，（E）又は（F）の要求される措置を完了時間内に達成できない場合は，24 時間以内に高温停止かつ 36 時間以内に冷温停止にする。

（H）炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，（E）又は（F）の措置を完了時間内に達成できない場合は，速やかに炉心変更※1及び原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。

［6号炉］

表27－3－4－3

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間
1．原子炉水位低（レベル3）	運転 起動 高温停止	2	A1.1.原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，手動にて隔離できることを確認する。 及び A1.2.非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2.非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに
2．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A1.1.原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，手動にて隔離できることを確認する。 及び A1.2.非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2.非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに
3．原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム）	運転 起動 高温停止 炉心変更時※1又は 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時	2※2	A1.1.原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，手動にて隔離できることを確認する。 及び A1.2.非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2.非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに

［6号炉］

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間
4．原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト）※3	運転 起動 高温停止 炉心変更時※1又は 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時	2※4	A1.1.原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，手動にて隔離できることを確認する。 及び A1.2.非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 又は A2.非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※2：2チャンネルは，B系隔離論理を動作させるべきチャンネル数

※3：高線量当量率物品の移動時を除く。

※4：2チャンネルは，A系隔離論理を動作させるべきチャンネル数

５．その他の計装

［５号炉］

（１）非常用ディーゼル発電機計装

非常用ディーゼル発電機計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，系列毎の非常用ディーゼル発電機を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表 27－３－５－１

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（系列毎）	条　件	要求される措置	完了時間
１．非常用交流高圧電源母線低電圧	運転 起動 高温停止 及び 第66条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間	３	A. 動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	１時間 １時間
			B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに
２．原子炉水位異常低（レベル１）	運転 起動 高温停止	４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	１時間

［５号炉］

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（系列毎）	条　　件	要求される措置	完了時間
３．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	１時間

［５号炉］

（２）原子炉隔離時冷却系計装

原子炉隔離時冷却系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，原子炉隔離時冷却系を作動させる為の全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

表 27－３－５－２

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　件	要求される措置	完了時間
１．原子炉水位異常低（レベル２）	運転 起動※1 高温停止※1	４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	１時間

※１：原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage]以上の時。

［５号炉］

（３）原子炉再循環ポンプトリップ計装

原子炉再循環ポンプトリップ計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，論理毎の全てのチャンネル数をいう。

表 27－３－５－３

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	条　件	要求される措置	完了時間
１．タービン主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力 30%相当以上※1	４	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10 日間 10 日間
			B. 両方の論理に動作不能のチャンネルがそれぞれ１つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	２時間
			C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30%相当未満にする。	８時間
２．タービン蒸気加減弁急速閉 ａ．油圧		２	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10 日間 10 日間
			B. 両方の論理に動作不能のチャンネルがそれぞれ１つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	２時間
			C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30%相当未満にする。	８時間

［５号炉］

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	条　件	要求される措置	完了時間
2．タービン蒸気加減弁急速閉 b．電磁弁励磁位置	原子炉熱出力30%相当以上※1	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10 日間 10 日間
			B. 両方の論理に動作不能のチャンネルがそれぞれ１つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	２時間
			C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30%相当未満にする。	８時間

※１：タービン入口蒸気第１段圧力が約 1.27ＭＰａ［gage］（原子炉熱出力の約 30%相当）以上で運転している時。

（４）制御棒引抜監視装置計装

制御棒引抜監視装置計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27－３－５－４

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
1．制御棒引抜阻止 a．中性子束高 b．機器動作不能 c．中性子束低	原子炉熱出力30%相当以上	2※1	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. 動作不能チャンネルをトリップする。	１時間
			B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 制御棒の引抜操作を行わない。	速やかに

※１：２チャンネルのうち，１チャンネルバイパス可能設備のため，１チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は１とする。

［５号炉］

（５）タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，タービン駆動給水ポンプ・主タービンをトリップさせる為の全てのチャンネル数をいう。

表 27－３－５－５

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　　件	要求される措置	完了時間
１．原子炉水位高（レベル８）	原子炉熱出力30%相当以上	３	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	10 日間 10 日間
			B. 動作不能チャンネルが２つ以上の場合	B1. 高水位トリップ機能を動作可能な状態に復旧する。	２時間
			C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30%相当未満にする。	８時間

［５号炉］

（６）中央制御室非常用換気空調系計装

中央制御室非常用換気空調系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，当該原子炉※1の中央制御室非常用換気空調系を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表27－３－５－６

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
１．原子炉建屋放射能高	運転 起動 高温停止 炉心変更時※2又は 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時	２	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該原子炉※1の中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	10 日間 10 日間 10 日間
			B. 動作不能チャンネルが２つの場合	B1. 少なくとも１チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当該原子炉※1の中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	１時間 １時間

※１：５号炉及び６号炉の中央制御室非常用換気空調系をいう。

※２：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。

［５号炉］

（７）事故時計装

事故時計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27－３－５－７

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
１．原子炉圧力	運転 起動	２	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30 日間
			B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該計器が動作不能状態であることを明確にするような措置を開始する。	速やかに
			C. 動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10 日間
			D. 条件Ｃで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。	24 時間
２．原子炉水位 (広帯域) ３．原子炉水位 (燃料域)		２※1	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30 日間
			B.　条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該計器が動作不能状態であることを明確にするような措置を開始する。	速やかに
			C. 動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10 日間
			D. 条件Ｃで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。	24 時間

※１：１チャンネルは記録計，１チャンネルは指示計。

［５号炉］

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
４．格納容器圧力	運転 起動	1	A. チャンネルが動作不能な場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10 日間
			B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間
５．格納容器雰囲気線量当量率		2	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30 日間
			B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該計器が動作不能状態であることを明確にするような措置を開始する。	速やかに
			C. 動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10 日間
			D. 条件Ｃで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 動作不能チャンネルを動作可能な状態に復旧する点検計画を作成する。	速やかに

［6 号炉］

（1）非常用ディーゼル発電機計装

非常用ディーゼル発電機計装又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，系列毎の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表 27－3－5－1

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（系列毎）	条　件	要求される措置	完了時間
1．非常用ディーゼル発電機計装 a．非常用交流高圧電源母線低電圧	運転 起動 高温停止 及び 第 66 条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間	3	A. 動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	１時間 １時間
			B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに
b．原子炉水位異常低（レベル１）	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 動作不能チャンネルが２つの場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	１時間
c．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B. 動作不能チャンネルが２つの場合	B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	１時間

［6号炉］

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（系列毎）	条　件	要求される措置	完了時間
2．高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装 a．非常用交流高圧電源母線低電圧	運転 起動 高温停止 及び 第66条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間	3	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。	1時間 1時間
			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに
b．原子炉水位異常低（レベル2）	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	1時間

［6号炉］

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（系列毎）	条　件	要求される措置	完了時間
c．格納容器圧力高	運転 起動 高温停止	4	A.片トリップ系に動作不能チャンネルが1つの場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2.動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
			B.両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが1つの場合	B1.少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2.いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3.高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	12時間 12時間 12時間
			C.片トリップ系に動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	1時間

［６号炉］

（２）原子炉隔離時冷却系計装

原子炉隔離時冷却系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，原子炉隔離時冷却系を作動させるための全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

表 27－３－５－２

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　件	要求される措置	完了時間
１.原子炉水位異常低（レベル２）	運転 起動※1 高温停止※1	４	A.片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2.動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3.原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	24 時間 24 時間 24 時間
			B.両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1.少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2.いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3.原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	12 時間 12 時間 12 時間
			C.片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1.原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	１時間

※１：原子炉圧力が１.04ＭＰａ[gage]以上の時。

［6号炉］

（3）原子炉再循環ポンプトリップ計装

原子炉再循環ポンプトリップ計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，論理毎の全てのチャンネル数をいう。

表27－3－5－3

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	条　件	要求される措置	完了時間
1.タービン主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力 30％相当以上※1	4	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10日間 10日間
			B. 両方の論理に動作不能のチャンネルがそれぞれ１つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	２時間
			C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30％相当未満にする。	８時間
2.タービン蒸気加減弁急速閉 a.油圧		2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10日間 10日間
			B. 両方の論理に動作不能のチャンネルがそれぞれ１つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	２時間
			C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30％相当未満にする。	８時間

［6号炉］

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	条　件	要求される措置	完了時間
2.タービン蒸気加減弁急速閉 b．電磁弁励磁位置	原子炉熱出力 30％相当以上※1	2	A. いずれかの論理に動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10 日間 10 日間
			B. 両方の論理に動作不能のチャンネルがそれぞれ１つ以上の場合	B1. 少なくとも片方の論理を動作可能な状態に復旧する。	２時間
			C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 原子炉熱出力を 30％相当未満にする。	８時間

※１：タービン入口蒸気第１段圧力が約 1.27ＭＰａ［gage］（原子炉熱出力の約 30％相当）以上で運転している時。

［6号炉］

（4）制御棒引抜監視装置計装

制御棒引抜監視装置計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表27－3－5－4

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
1.制御棒引抜阻止 a．中性子束高 b．機器動作不能 c．中性子束低	原子炉熱出力 30%相当以上	2※1	A.動作不能チャンネルが1つの場合	A1.動作不能チャンネルをトリップする。	1時間
			B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.制御棒の引抜操作を行わない。	速やかに

※1：2チャンネルのうち，1チャンネルバイパス可能設備のため，1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は1とする。

（5）タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，タービン駆動給水ポンプ・主タービンをトリップさせる為の全てのチャンネル数をいう。

表27－3－5－5

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　　件	要求される措置	完了時間
1．原子炉水位高(レベル8)	原子炉熱出力 30%相当以上	3	A.動作不能チャンネルが1つの場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2.チャンネルをトリップする。	10日間 10日間
			B.動作不能チャンネルが2つ以上の場合	B1. 高水位トリップ機能を動作可能な状態に復旧する。	2時間
			C.条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1.原子炉熱出力を30%相当未満にする。	8時間

［6号炉］

（6）中央制御室外原子炉停止装置計装

中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表27－3－5－6

要　　素	適用される原子炉の状態	条　　件	要求される措置	完了時間
1．原子炉圧力 2．原子炉隔離時冷却系流量 3．原子炉隔離時冷却系制御 4．残留熱除去系流量	運転 起動	A. 要素1つが動作不能の場合	A1. 要素を動作可能な状態に復旧する。	30日間
		B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間

［6号炉］

（7）中央制御室非常用換気空調系計装

中央制御室非常用換気空調系計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，5号炉及び6号炉の中央制御室非常用換気空調系の系列毎の全てのチャンネル数をいう。

表27－3－5－7

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（系列毎）	条　件	要求される措置	完了時間
1．原子炉建屋放射能高（原子炉建屋換気系排気口プレナム）	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ※1 又は 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。 又は A3. 5号炉及び6号炉の中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	10日間 10日間 10日間
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 少なくとも1チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 5号炉及び6号炉の中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1時間 1時間
2．原子炉建屋放射能高（燃料取替エリアダクト） ※2		2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. チャンネルをトリップする。 又は A3. 5号炉及び6号炉の中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	10日間 10日間 10日間
			B. 動作不能チャンネルが2つの場合	B1. 少なくとも1チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 5号炉及び6号炉の中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	1時間 1時間

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

※2：高線量当量率物品の移動時を除く。

［6号炉］

（8）事故時計装

事故時計装の要素に動作不能が発生し，下表の動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その条件に応じて要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27－3－5－8

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
1．原子炉圧力 2．原子炉水位 (広帯域)	運転 起動	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30 日間
			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該計器が動作不能状態であることを明確にするような措置を開始する。	速やかに
			C. 動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10 日間
			D. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。	24 時間
3．原子炉水位 (燃料域)		2※1	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30 日間
			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該計器が動作不能状態であることを明確にするような措置を開始する。	速やかに
			C. 動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10 日間
			D. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。	24 時間

［6号炉］

要　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
4．格納容器圧力	運転 起動	2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30日間
			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該計器が動作不能状態であることを明確にするような措置を開始する。	速やかに
			C. 動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10日間
			D. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1.　高温停止にする。	24時間
5．格納容器雰囲気線量当量率		2	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30日間
			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該計器が動作不能状態であることを明確にするような措置を開始する。	速やかに
			C. 動作不能チャンネルが2つの場合	C1. 少なくとも1つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	10日間
			D. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 動作不能チャンネルを動作可能な状態に復旧する点検計画を作成する。	速やかに

※1：1チャンネルは記録計，1チャンネルは指示計。

（原子炉再循環ポンプ）

第 28 条

原子炉の状態が運転及び起動において，原子炉再循環ポンプは表 28－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉再循環ポンプが運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。１台停止時には制御棒の引き抜き及び炉心流量の増加（停止した原子炉再循環ポンプの再起動時を除く）を行ってはならない。

（１）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，原子炉再循環ポンプ２台運転時には２台の原子炉再循環ポンプ速度が図 28 に定める運転許容範囲内にあることを毎日１回確認する。

３．当直長は，原子炉再循環ポンプが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 28－２の措置を講じる。

表 28－１

項　　目	運転上の制限
原子炉再循環ポンプ	原子炉再循環ポンプ速度が図 28 に定める運転許容範囲内にあること

表 28－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. ２台の原子炉再循環ポンプ速度が図 28 の運転許容範囲内であることが確認できない場合	A1. 図 28 の運転許容範囲内に復旧する。 又は A2. いずれかの原子炉再循環ポンプを停止する。	24 時間 24 時間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 原子炉再循環ポンプ２台とも運転状態にない場合	B1. 高温停止にする。	24 時間

図 28

１．５号炉

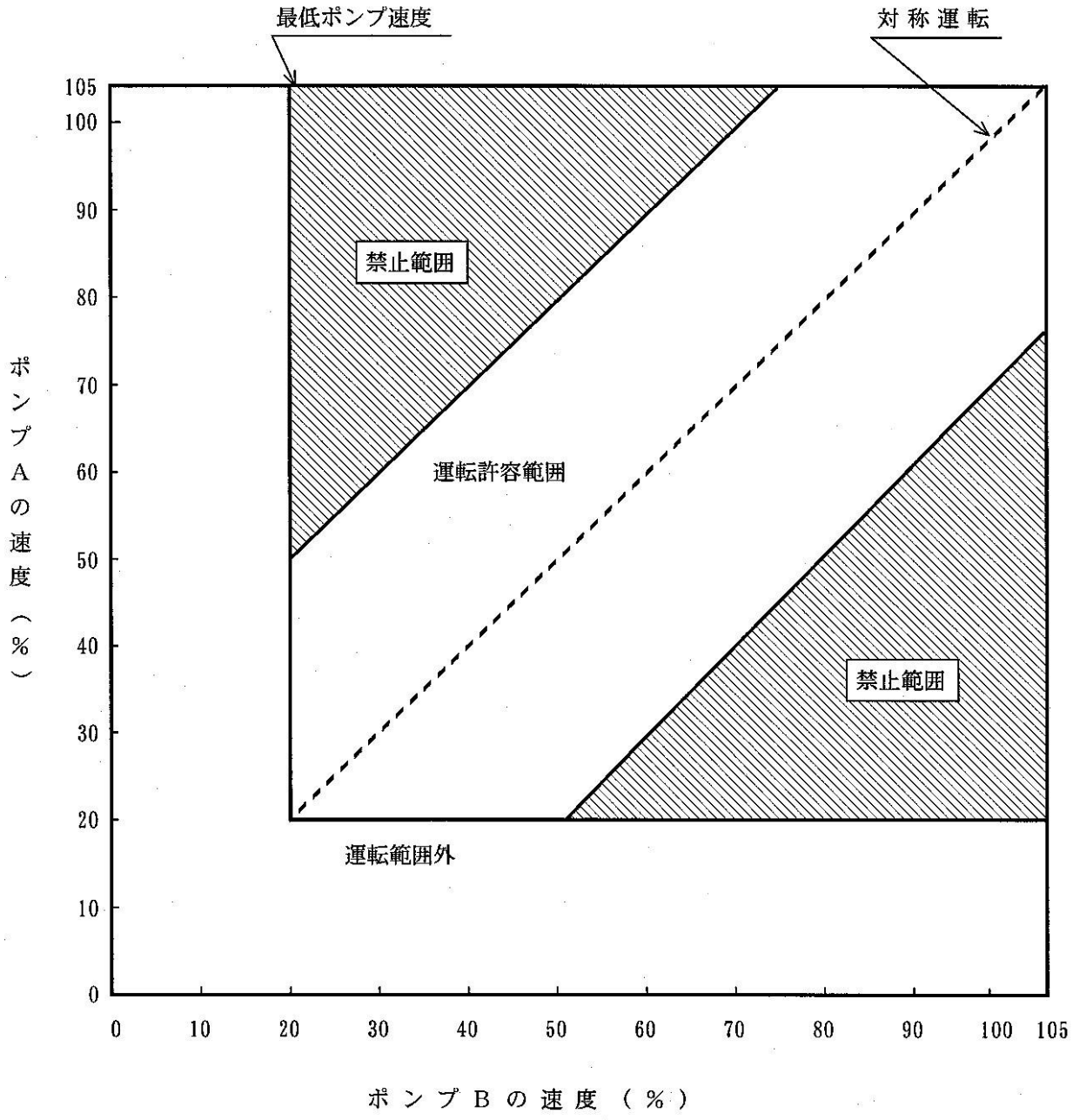
最低ポンプ速度
対称運転
禁止範囲
運転許容範囲
禁止範囲
運転範囲外
ポンプＡの速度（％）
ポンプＢの速度（％）
0
10
20
30
40
50
60
70
80
90
100
105

２．６号炉

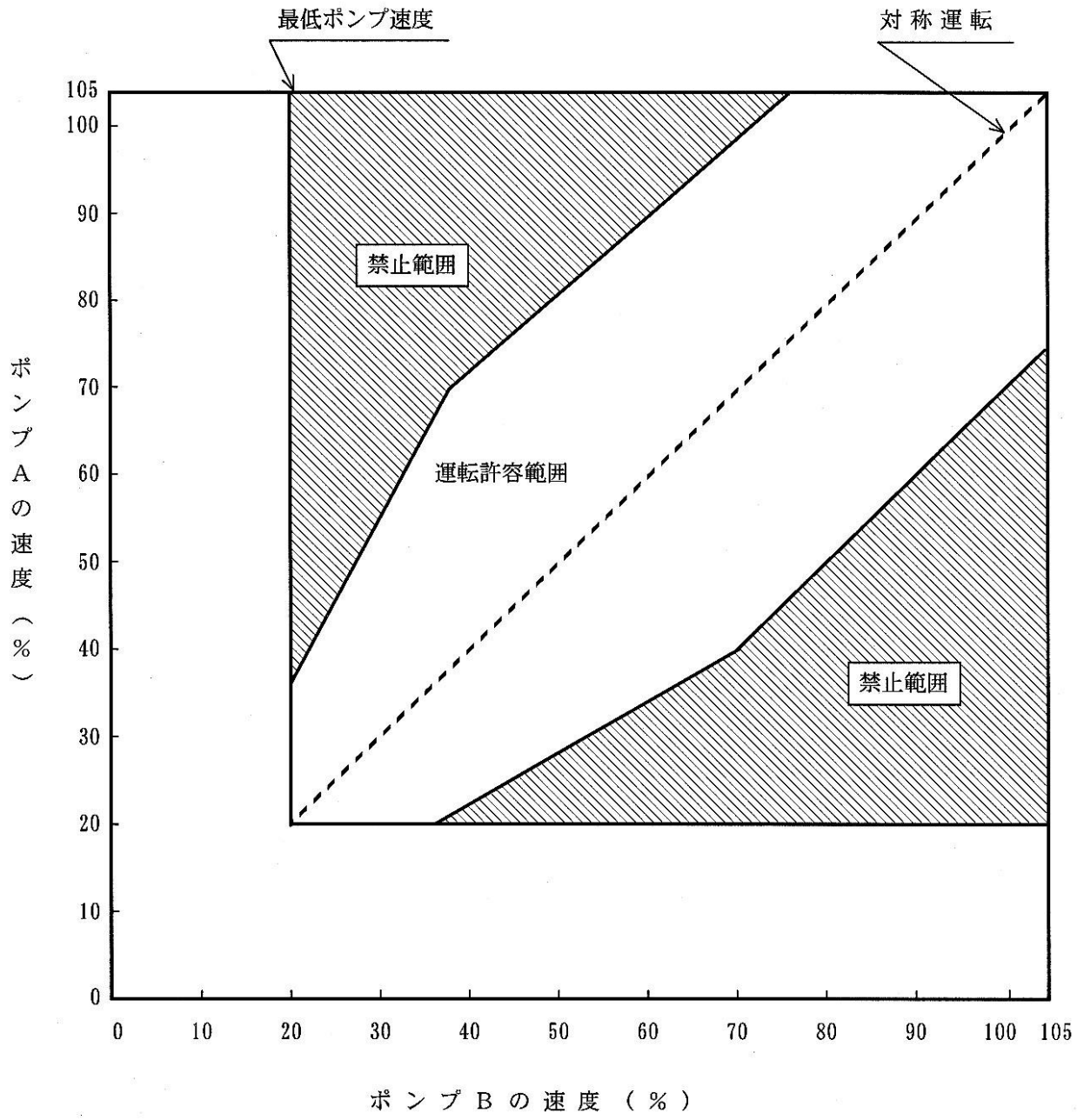
最低ポンプ速度
対称運転
禁止範囲
運転許容範囲
禁止範囲
ポンプＡの速度（％）
ポンプＢの速度（％）
105
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
0
10
20
30
40
50
60
70
80
90
100
105

（ジェットポンプ）
第 29 条

原子炉熱出力が 30%以上において，ジェットポンプは，表 29－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．ジェットポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。ただし，原子炉再循環ポンプ１台運転の場合は②の事項で確認する。

（１）当直長は，原子炉熱出力が 30%以上において次の状態が２つ以上発生していないことを毎日１回確認する。

①２つの原子炉再循環ポンプ速度の差が５%以内である場合に，２つの原子炉再循環ループ流量の差が 15%を超えている。

②個々のジェットポンプ差圧が，各々の系統に属するジェットポンプ差圧の平均値に対し，その差が 20%を超えている。

③原子炉再循環ループ流量から求めた炉心流量とジェットポンプ総流量の差が 10%を超えている。

３．当直長は，ジェットポンプが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 29－２の措置を講じる。

表 29－１

項　　目	運転上の制限
ジェットポンプ	機能が健全であること

表 29－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 第２項で定める確認が実施出来ない場合（原子炉再循環ポンプ１台運転の場合を除く）	A1. 第２項の確認を実施する。	24 時間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は A1. の措置の結果，運転上の制限を満足していないと判断した場合 又は 条件Ａを除いて運転上の制限を満足していないと判断した場合	B1. 高温停止にする。	24 時間

（主蒸気逃がし安全弁）

第 30 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，主蒸気逃がし安全弁は，表 30－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。

２．主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）原子炉ＧＭは，定検停止時に，主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表 30－２に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。※1

（２）計測制御ＧＭは，定検停止時に，主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表 30－２に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。

３．当直長は，主蒸気逃がし安全弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 30－３の措置を講じる。

※１：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は，定期検査前に本検査を行うことができる。

表 30－１

項　　目	運転上の制限
主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること

表 30－２

１．５号炉

項　　目	設　定　値
（１）主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能	8.55ＭＰａ[gage]以下※２（3 個） 7.78ＭＰａ[gage]以下※２（3 個） 7.71ＭＰａ[gage]以下※２（3 個） 7.64ＭＰａ[gage]以下※２（2 個）
（２）主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能	7.58ＭＰａ[gage]以下（4 個） 7.51ＭＰａ[gage]以下（3 個） 7.44ＭＰａ[gage]以下（1 個）

２．６号炉

項　　目	設　定　値
（１）主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能	8.30ＭＰａ[gage]以下※２（4 個） 8.23ＭＰａ[gage]以下※２（4 個） 8.16ＭＰａ[gage]以下※２（4 個） 8.10ＭＰａ[gage]以下※２（4 個） 7.78ＭＰａ[gage]以下※２（2 個）
（２）主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能	7.64ＭＰａ[gage]以下（4 個） 7.58ＭＰａ[gage]以下（4 個） 7.51ＭＰａ[gage]以下（4 個） 7.44ＭＰａ[gage]以下（4 個） 7.37ＭＰａ[gage]以下（2 個）

※２：公称値

表 30－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １弁以上の主蒸気逃がし安全弁が動作不能の場合	A1. 主蒸気逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

（格納容器内の原子炉冷却材漏えい率）

第 31 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は，表 31－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，格納容器内の原子炉冷却材漏えい率を 24 時間に１回確認する。

（２）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されている漏えいが発生した場合には，原子炉冷却材の漏えいがないことを格納容器冷却器ドレン流量計で 24 時間に１回及び格納容器内雰囲気微粒子モニタ又は雰囲気ガス監視装置で毎日１回確認する。ただし，原子炉冷却材の漏えいと判断される有意な変化があった場合には，格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の全量を不明確な箇所からの漏えい率とみなす。

（３）計測制御ＧＭは，必要に応じて，格納容器床排水サンプ出口流量計及び格納容器機器排水サンプ出口流量計の点検を行う。

３．当直長は，格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 31－２の措置を講じる。また，格納容器床排水サンプ出口流量計又は格納容器機器排水サンプ出口流量計の故障のために第２項で定める確認が実施できないと判断した場合は，表 31－３の措置を講じる。

表 31－１

項　　目	運転上の制限
格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	（１）格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が 0.23m^3/ｈ以下であること。 （２）格納容器床排水サンプ出口流量計と格納容器機器排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が 5.93m^3/ｈ（１日平均）以下であること。

表 31－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 不明確な箇所からの漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合 又は 総漏えい率が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 当該漏えい率を制限値以内に復旧する。	４時間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

表 31－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器機器排水サンプ出口流量計による監視不能の場合	A1. 不明確な箇所からの漏えい率が 0.23ｍ^3／ｈを超えていないことを確認する。 及び A2. 原子炉再循環ポンプの運転状態を確認する。	速やかに その後24時間に１回 速やかに その後毎日１回
B. 格納容器床排水サンプ出口流量計による監視不能の場合	B1. 格納容器冷却器ドレン流量計による確認を行う。 及び B2. 格納容器内雰囲気微粒子モニタ又は雰囲気ガス監視装置による確認を行う。 及び B3. 格納容器機器排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率が 5.70m^3/ｈを超えていないことを確認する。	速やかに その後24時間に１回 速やかに その後毎日１回 速やかに その後24時間に１回
C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 条件Ａ又はＢで要求される措置を実施中に，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化がある場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

（非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視）

第 32 条

原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において，非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力は，表 32－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系に関する確認時及び確認後４時間以内を除く。

２．非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）原子炉ＧＭは，定検停止時に，供用中の漏えい又は水圧検査を実施し，その結果を当直長に通知する。

（２）当直長は，原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において，非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを１ヶ月に１回確認する。

３．当直長は，非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系の系統圧力が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 32－２の措置を講じる。

表 32－１

項　　目	運転上の制限
非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと

表 32－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお，講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	４時間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

（原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度）

第 33 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において，原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度は，表 33－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）分析評価ＧＭは，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において，原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度を１週間に１回測定し，その結果を当直長に通知する。

３．当直長は，原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 33－２の措置を講じる。

表 33－１

１．５号炉

項　　目	運転上の制限
原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度	7.7×10^{3} Ｂｑ／ｇ以下

２．６号炉

項　　目	運転上の制限
原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度	4.6×10^{3} Ｂｑ／ｇ以下

表 33－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉冷却材中のよう素 131 の濃度を制限値以内に復旧する。	２日間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

（原子炉停止時冷却系その１）

第 34 条

原子炉の状態が高温停止であって原子炉圧力が付表 34 の条件において，原子炉停止時冷却系は，表 34－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，原子炉停止時冷却系起動準備のための操作期間中は除く。

２．原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が高温停止であって，原子炉圧力が付表 34 の条件に適合したら，速やかに原子炉停止時冷却系２系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。

３．当直長は，原子炉停止時冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 34－２の措置を講じる。

表 34－１

項　　目	運転上の制限
原子炉停止時冷却系	２系列※1が動作可能であること

※１：２系列とは，ポンプ２台，熱交換器１基（６号炉は２基）及び必要な弁並びに配管をいう。以下，第 35 条及び第 36 条において同じ。

付表 34

１．５号炉

項　　目	条　　件
原子炉圧力	0.517ＭＰａ［gage］以下

２．６号炉

項　　目	条　　件
原子炉圧力	0.93ＭＰａ［gage］以下

表 34－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.原子炉停止時冷却系１系列が動作不能の場合	A1.原子炉停止時冷却系を動作可能な状態に復旧させる措置を開始する。 及び A2.冷温停止とする操作を開始する。	速やかに 速やかに
B.原子炉停止時冷却系２系列が動作不能の場合	B1.原子炉停止時冷却系を動作可能な状態に復旧させる措置を開始する。 及び B2.原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに 速やかに その後 毎日１回

（原子炉停止時冷却系その２）

第 35 条

原子炉の状態が冷温停止において，原子炉停止時冷却系は，表 35－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，次の（１）又は（２）の場合は除く。

（１）原子炉停止時冷却系起動準備時

（２）原子炉の昇温を伴う検査時※1

２．原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の（１）又は（２）を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が冷温停止において，原子炉停止時冷却系１系列が運転中であることを 12 時間に１回確認する。また，原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで，さらに１系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であることを毎日１回管理的手段により確認する。

（２）各ＧＭは，原子炉停止時冷却系の運転がすべて停止した場合，停止期間中の原子炉冷却材温度を評価し，当直長に通知する。当直長は，100℃未満であることを 12 時間に１回確認する。

３．当直長は，原子炉停止時冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 35－２の措置を講じる。

表 35－１

項　　目	運転上の制限
原子炉停止時冷却系	（１）１系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで※2，さらに１系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は （２）原子炉停止時冷却系が停止した場合においても，原子炉冷却材温度を 100℃未満に保つことができること

表 35－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日１回

※１：原子炉の昇温を伴う検査時とは，原子炉冷却材の昇温開始から降温開始までの期間をいう。

※２：安全管理ＧＭはあらかじめその期間を評価し，原子炉主任技術者の確認を得て，当直長に通知する。

（原子炉停止時冷却系その３）
第 36 条
原子炉の状態が燃料交換において，原子炉停止時冷却系は，表 36－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，原子炉内から全燃料が取出された場合を除く。

２．原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の（１）又は（２）を実施する。
（１）当直長は，原子炉の状態が燃料交換において，原子炉停止時冷却系１系列が運転中であることを 12 時間に１回確認する。また，原子炉水位がオーバーフロー水位となるまでの期間は，さらに１系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であることを毎日１回管理的手段により確認する。
（２）各ＧＭは，原子炉停止時冷却系の運転がすべて停止した場合，停止期間中の原子炉冷却材温度を評価し，当直長に通知する。当直長は，65℃以下であることを 12 時間に１回確認する。

３．当直長は，原子炉停止時冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 36－２の措置を講じる。

表 36－１

項　　目	運転上の制限
原子炉停止時冷却系	（１）１系列が運転中であること及び原子炉水位がオーバーフロー水位となるまでの期間は，さらに１系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は （２）原子炉停止時冷却系が停止した場合においても，原子炉冷却材温度を 65℃以下に保つことができること

表 36－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後 毎日１回
	及び	
	A2. 原子炉圧力容器への照射された燃料の装荷を中止する。ただし，移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに
	及び	
	A3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において，少なくとも１つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。	速やかに
	及び	
	A4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。	速やかに
	及び	
	A5. 非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに

（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）

第 37 条

原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は，表 37－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が 28℃以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度※1と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が 80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。

（１）技術ＧＭは，原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により，原子炉圧力容器のぜい性遷移温度の推移を確認し，その結果に基づき，原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め，原子炉主任技術者の確認を得たのち，所長の承認を得て当直長に通知する。

（２）当直長は，次の事項を確認する。

①原子炉冷却材圧力バウンダリに対する供用中の漏えい又は水圧検査を実施する場合は，原子炉冷却材温度が（１）に定める値以上であることを１時間に１回確認する。

②原子炉の状態が起動，高温停止及び冷温停止（65℃以上）において，原子炉冷却材温度変化率が，55℃/ｈ以下であることを１時間に１回確認する。ここで原子炉冷却材温度変化率とは，原子炉冷却材温度の１時間毎の差分をいう。

３．当直長は，原子炉冷却材温度又は原子炉冷却材温度変化率が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 37－２の措置を講じる。

※１：供用中の漏えい又は水圧検査時は，原子炉圧力容器温度とする。

表 37－１

項　　目	運転上の制限
原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること
原子炉冷却材温度変化率	55℃/ｈ以下

表 37－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.供用中の漏えい又は水圧検査において，原子炉冷却材温度が制限値を満足していないと判断した場合	A1.加圧を停止する。 及び A2.温度を上昇する又は圧力を低下する操作を開始する。	速やかに 速やかに
B.原子炉の状態が起動，高温停止及び冷温停止（65℃以上）において，原子炉冷却材温度変化率が制限値を満足していないと判断した場合	B1.原子炉冷却材温度変化率を制限値以内に復旧する。	１時間
C.条件Ｂで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1.高温停止にする。 及び C2.冷温停止にする。	24 時間 36 時間

（原子炉圧力）

第 38 条

原子炉の状態が運転及び起動において，原子炉圧力は，表 38－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬時の圧力変動を除く。

２．原子炉圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，原子炉圧力を 24 時間に１回確認する。

３．当直長は，原子炉圧力が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 38－２の措置を講じる。

表 38－１

項　　目	運転上の制限
原子炉圧力	7.03ＭＰａ［gage］以下

表 38－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.原子炉圧力が制限値を満足していないと判断した場合	A1.原子炉圧力を制限値以内に復旧する。	15 分間
B.条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.高温停止にする。	24 時間

（非常用炉心冷却系その１）

第 39 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（自動減圧系については，原子炉圧力が５号炉は 0.78ＭＰａ[gage]以上，６号炉は 0.84ＭＰａ[gage]以上，高圧注水系については，原子炉圧力が５号炉は 1.04ＭＰａ[gage]以上）において，非常用炉心冷却系は表 39－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は，当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）の動作不能とはみなさない。

２．非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，炉心スプレイ系（６号炉は低圧炉心スプレイ系），低圧注水系及び高圧炉心スプレイ系（６号炉）が模擬信号で作動すること並びに格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。さらに，定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において，高圧注水系（５号炉）が模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）運転情報ＧＭは，定検停止時に，自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。

（３）当直長は，定検停止後の原子炉起動前に表 39－２（６号炉　項目７）に定める事項並びに炉心スプレイ系（６号炉は低圧炉心スプレイ系），低圧注水系（格納容器スプレイ系），高圧注水系（５号炉）及び高圧炉心スプレイ系（６号炉）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であること及び主要配管が満水であることを確認する※1。

（４）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（自動減圧系については，原子炉圧力が５号炉は 0.78ＭＰａ[gage]以上，６号炉は 0.84ＭＰａ[gage]以上，高圧注水系については，原子炉圧力が５号炉は 1.04ＭＰａ[gage]以上）において，表 39－２（６号炉　項目７を除く）に定める事項を確認する。

３．当直長は，非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 39－３－１又は表 39－３－２の措置を講じる。

※１：主要配管とは，当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッダ）までの注入配管（格納容器スプレイ配管）並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管（高圧注水系のみ）を指し，小口径配管を含まない。また，主要な手動弁と電動弁とは，主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお，主要配

管（格納容器スプレイ配管を除く）の満水は，当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

表 39－１

１．５号炉

項　　目		運転上の制限 (動作可能で あるべき系列数)
非常用炉心冷却系	炉心スプレイ系	２※２
	低圧注水系（格納容器スプレイ系）	２※３（２※４）
	自動減圧系（原子炉圧力が 0.78ＭＰａ[gage]以上のとき）	６※６
	高圧注水系 （原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage] 以上のとき）	１※２

２．６号炉

項　　目		運転上の制限 (動作可能で あるべき系列数)
非常用炉心冷却系	低圧炉心スプレイ系	１※２
	低圧注水系（格納容器スプレイ系）	３※２（２※５）
	自動減圧系（原子炉圧力が 0.84ＭＰａ[gage] 以上のとき）	７※６
	高圧炉心スプレイ系	１※２

※２：１系列とは，ポンプ１台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

※３：１系列とは，ポンプ２台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

※４：１系列とは，ポンプ２台，熱交換器１基及び必要な弁並びに主要配管をいう。

※５：１系列とは，ポンプ１台，熱交換器１基及び必要な弁並びに主要配管をいう。

※６：自動減圧系の系列数は，１系列に相当する弁数をいう。

表 39－２

１．５号炉

項　　目	頻　度
１．炉心スプレイポンプの流量が 1,073ｔ/ｈ以上で，全揚程が 191m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
２．炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
３．残留熱除去系ポンプの流量が 3,500ｔ/ｈ以上※7で，全揚程が 121m以上※7であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
４．低圧注水系における注入弁及び試験可能逆止弁，格納容器スプレイ弁（外側弁），サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
５．自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.83ＭＰａ[gage] 以上であることを確認する。	１ヶ月に１回
６．高圧注水系ポンプの流量が 965ｔ/ｈで，全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 64m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
７．原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage]相当※8において，高圧注水系ポンプの流量が 965ｔ/ｈで，全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 54m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中に１回

２．６号炉

項　　目	頻　度
１．低圧炉心スプレイポンプの流量が 401ｌ／ｓ以上で，全揚程が 195m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
２．低圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
３．残留熱除去系ポンプの流量が 446ｌ／ｓ以上で，全揚程が 85m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
４．低圧注水系における注入弁及び試験可能逆止弁，格納容器スプレイ弁，サプレッションプールスプレイ弁及び残留熱除去系テストバイパス弁が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
５．自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.86ＭＰａ［gage］以上であることを確認する。	１ヶ月に１回
６．高圧炉心スプレイポンプの流量が 401ｌ／ｓ以上で，全揚程が 255m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
７．高圧炉心スプレイポンプの流量が 105ｌ／ｓ以上で，全揚程が 815m以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動前に１回
８．高圧炉心スプレイ系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回

※７：ポンプ２台分の流量をいう。

※８：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

表 39－３－１

１．５号炉

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 炉心スプレイ系１系列が動作不能の場合	A1. 炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの炉心スプレイ系１系列及び低圧注水系１系列について，動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 低圧注水系１系列が動作不能の場合※9	B1. 低圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 及び B2. 残りの低圧注水系１系列について，動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
C. 自動減圧系の弁１個が動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。 及び C2. 高圧注水系（原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage]以上の場合）及び原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage]以上の場合）について，動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
D. 高圧注水系が動作不能の場合	D1. 高圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.83ＭＰａ[gage]以上であることを確認する。 及び D3. 原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに 速やかに
E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）２系列以上が動作不能の場合 又は 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）１系列及び自動減圧系の弁１個が動作不能の場合 又は 自動減圧系の弁２個以上が動作不能の場合 又は 条件Ａ～Ｄのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。 なお，高圧注水系が動作不能の場合は，原子炉圧力を，1.04ＭＰａ[gage]未満にし，自動減圧系が動作不能の場合は，原子炉圧力を 0.78ＭＰａ[gage]未満にする。	24 時間 36 時間

２．６号炉

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 低圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	A1. 低圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 低圧注水系３系列について，動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 低圧注水系１系列が動作不能の場合※9	B1. 低圧注水系を動作可能な状態に復旧する。 及び B2. 残りの低圧注水系２系列について，動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
C. 自動減圧系の弁１個が動作不能の場合	C1. 自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。 及び C2. 高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage] 以上の場合）について，動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
D. 高圧炉心スプレイ系が動作不能の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 自動減圧系（原子炉圧力が 0.84ＭＰａ[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が 0.86ＭＰａ[gage]以上であることを確認する。 及び D3. 原子炉隔離時冷却系（原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに 速やかに
E. 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）２系列以上が動作不能の場合 又は 非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）１系列及び自動減圧系の弁１個が動作不能の場合 又は 自動減圧系の弁２個以上が動作不能の場合 又は 条件Ａ～Ｄのいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。 なお，自動減圧系が動作不能の場合は，原子炉圧力を 0.84ＭＰａ[gage]未満にする。	24 時間 36 時間

表 39－３－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器スプレイ系１系列が動作不能の場合※9	A1. 格納容器スプレイ系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの格納容器スプレイ系について，動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 格納容器スプレイ系２系列が動作不能の場合※9 又は 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

※９：残留熱除去系ポンプの故障等により，低圧注水系及び格納容器スプレイ系の動作不能となる場合は，それぞれの要求される措置を実施する。

（非常用炉心冷却系その２）

第 40 条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，非常用炉心冷却系は表 40－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。また原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は，低圧注水系の動作不能とはみなさない。

（１）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で，かつプールゲートが開の場合

（２）原子炉内から全燃料が取出され，かつプールゲートが閉の場合

２．非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，表 40－２に定める事項を確認する。ただし，原子炉が次に示す状態となった場合は適用されない。

①原子炉水位がオーバーフロー水位付近で，かつプールゲートが開の場合

②原子炉内から全燃料が取出され，かつプールゲートが閉の場合

３．当直長は，非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 40－３の措置を講じる。

表 40－１

項　　目	運転上の制限 （動作可能であるべき系列数）※1
非常用炉心冷却系	（１）非常用炉心冷却系（自動減圧系及び高圧注水系を除く）２系列 又は （２）非常用炉心冷却系（自動減圧系及び高圧注水系を除く）１系列 及び復水補給水系１系列

※１：本条における非常用炉心冷却系１系列とは，ポンプ１台及び必要な弁並びに主要配管をいい，復水補給水系１系列とは，ポンプ１台及び注水に必要な弁並びに配管をいう。

表 40－２

１．５号炉

項　　目	頻　度
１．動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は，サプレッションプール水位が－156ｃｍ以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は，復水貯蔵タンク水位が炉心スプレイ系を確保する場合は22％（タンク底部から332ｃｍ）以上，復水補給水系を確保する場合は37％（タンク底部から532ｃｍ）以上あることを確認する。	12時間に１回 12時間に１回
２．動作可能であるべき炉心スプレイ系及び低圧注水系について，主要配管が満水であることを確認する※2。ただし，第39条第２項（１）で定める確認時を除く。	１ヶ月に１回
３．動作可能であるべき炉心スプレイ系，低圧注水系及び復水補給水系について，注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	１ヶ月に１回
４．動作可能であるべき炉心スプレイ系及び低圧注水系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に１回
５．動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。	１ヶ月に１回

２．６号炉

項目	頻度
１．動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は，サプレッションプール水位が －407ｃｍ以上あることを確認する。 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は，高圧炉心スプレイ系を確保する場合は177ｃｍ（タンク底部から207ｃｍ）以上，復水補給水系を確保する場合は437ｃｍ（タンク底部から467ｃｍ）以上あることを確認する。	12時間に１回 12時間に１回
２．動作可能であるべき低圧炉心スプレイ系，低圧注水系及び高圧炉心スプレイ系について，主要配管が満水であることを確認する※2。ただし，第39条第２項（１）で定める確認時を除く。	１ヶ月に１回
３．動作可能であるべき低圧炉心スプレイ系，低圧注水系，高圧炉心スプレイ系及び復水補給水系について，注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。	１ヶ月に１回
４．動作可能であるべき低圧炉心スプレイ系，低圧注水系及び高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。	待機状態となる前に１回
５．動作可能であるべき復水補給水系ポンプが運転中であることを確認する。	１ヶ月に１回

※２：主要配管とは，当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管を指し，小口径配管を含まない。なお，主要配管の満水は，当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

表 40－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １系列が動作不能の場合	A1. 動作可能な状態に復旧する。	４時間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに
C. ２系列が動作不能の場合	C1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。 及び C2. １系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに ４時間
D. 条件Ｃで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において，少なくとも１つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び D2. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び D3. 非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

（原子炉隔離時冷却系）

第 41 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage]以上）において，原子炉隔離時冷却系は表 41－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において，原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）当直長は，定検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であること及び主要配管が満水であることを確認する※1。

（３）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage]以上）において，表 41－２に定める事項を確認する。

３．当直長は，原子炉隔離時冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 41－３の措置を講じる。

※１：主要配管とは，原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し，小口径配管を含まない。また，主要な手動弁と電動弁とは，主要配管上の手動弁と電動弁及び主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお，主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は，当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

表 41－１

項　　目	運転上の制限
原子炉隔離時冷却系 （原子炉圧力が 1.04ＭＰａ[gage]以上のとき）	動作可能であること

表 41－２

項　　目	頻　　度
１．原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が５号炉は90.８ｔ／ｈ及び６号炉は37.９ｌ／ｓで，全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて66ｍ以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
２．原子炉圧力が1.04ＭＰａ[gage]相当※2において，原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が５号炉は90.８ｔ／ｈ及び６号炉は37.９ｌ／ｓで，全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて５号炉は54ｍ以上及び６号炉は80ｍ以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中に１回

※２：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

表 41－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1.原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2.自動減圧系の窒素ガス供給圧力が５号炉は 0.83ＭＰａ[gage]以上及び６号炉は 0.86ＭＰａ[gage]以上であることを確認する。 及び A3.高圧注水系（６号炉は高圧炉心スプレイ系）について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに 速やかに
B.条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.高温停止にする。 及び B2.原子炉圧力を 1.04ＭＰａ[gage]未満にする。	24 時間 36 時間

（主蒸気隔離弁）

第 42 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，主蒸気隔離弁は，表 42－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表 42－２に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）原子炉ＧＭは，定検停止時に，主蒸気隔離弁の漏えい率が表 42－２に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。

３．当直長は，主蒸気隔離弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 42－３の措置を講じる。

表 42－１

項　　目	運転上の制限
主蒸気隔離弁	動作可能であること

表 42－２

項　　目	判定値
主蒸気隔離弁全閉時間	３秒以上 4.5 秒以下
主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉圧力容器蒸気相体積に対して 10%／日／個以下

表 42－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 主蒸気隔離弁が動作不能の場合	A1. 動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気管上の主蒸気隔離弁を全閉する。	８時間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

（格納容器及び格納容器隔離弁）

第 43 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，格納容器及び格納容器隔離弁は，表 43－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，ドライウェル点検時は，速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが，この場合は格納容器の機能喪失とはみなさない。

２．格納容器及び格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，格納容器漏えい率が表 43－２に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）運転情報ＧＭは，定検停止時に，表 43－３に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し，その結果を当直長に通知する。

（３）当直長は，定検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。

３．当直長は，格納容器又は格納容器隔離弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 43－４の措置を講じる。なお，同時に複数の動作不能な格納容器隔離弁が発生した場合には，個々の弁に対して表 43－４の措置を講じる。

表 43－１

項　　目	運転上の制限
格納容器	機能が健全であること
格納容器隔離弁	動作可能であること

表 43－２

項　　目	判定値
格納容器の漏えい率	0.5%／日以下 （常温，空気，設計圧力において）

表 43－３

１．５号炉

項目	
(1)主蒸気管ドレン系	格納容器パージ排気側ベント弁
主蒸気管内側ドレン弁	格納容器非常用ガス処理系側ベント弁
主蒸気管外側ドレン弁	真空逃がし弁制御空気隔離弁
(2)原子炉水サンプリング系	格納容器ベント弁（ＰＣＶベント弁）
炉水サンプル内側隔離弁	(8)原子炉格納容器ドレン系
炉水サンプル外側隔離弁	格納容器床ドレン第一隔離弁
(3)計装用空気系	格納容器床ドレン第二隔離弁
計装用空気隔離弁	格納容器機器ドレン第一隔離弁
(4)自動減圧装置窒素系	格納容器機器ドレン第二隔離弁
自動減圧系用窒素系隔離弁	(9)試料採取系
(5)原子炉冷却材浄化系	酸素分析サンプル隔離弁（内側）
原子炉冷却材浄化系ポンプ吸込内側隔離弁	酸素分析サンプル隔離弁（外側）
原子炉冷却材浄化系ポンプ吸込外側隔離弁	酸素分析サンプル戻り弁（内側）
(6)残留熱除去系	酸素分析サンプル戻り弁（外側）
残留熱除去系廃棄物処理系第一隔離弁	原子炉水サンプリング第一止め弁
残留熱除去系廃棄物処理系第二隔離弁	原子炉水サンプリング第二止め弁
残留熱除去系熱交（Ａ）出口電導度計用弁	液体サンプリング戻り第一止め弁
残留熱除去系熱交（Ｂ）出口電導度計用弁	液体サンプリング戻り第二止め弁
ヘッドスプレイ内側隔離弁	残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第一止め弁
ヘッドスプレイ外側隔離弁	残留熱除去系熱交換器出口サンプリング第二止め弁
残留熱除去系ポンプ吸込外側隔離弁	(10)可燃性ガス濃度制御系
残留熱除去系ポンプ吸込内側隔離弁	可燃性ガス濃度制御系Ａ入口側隔離弁
(7)不活性ガス系	可燃性ガス濃度制御系Ｂ入口側隔離弁
ドライウェルパージ弁	可燃性ガス濃度制御系Ａ出口側隔離弁
圧力抑制室パージ弁	可燃性ガス濃度制御系Ｂ出口側隔離弁
圧力抑制室ベント弁	(11)移動式炉心内計装系
圧力抑制室ベントバイパス弁	玉形弁
ドライウェルベント弁	(12)格納容器雰囲気モニタ系
ドライウェルベントバイパス弁	格納容器（ドライウェル）雰囲気サンプリング入口第一止め弁
格納容器窒素供給弁	格納容器（ドライウェル）雰囲気サンプリング入口第二止め弁
ドライウェル窒素供給弁	格納容器（サプレッションチェンバ）雰囲気サンプリング入口第一止め弁
圧力抑制室窒素供給弁	格納容器（サプレッションチェンバ）雰囲気サンプリング入口第二止め弁
格納容器窒素パージ弁	格納容器雰囲気サンプリング戻り第一止め弁
格納容器空気パージ弁	格納容器雰囲気サンプリング戻り第二止め弁

２．６号炉

項目	
(1)主蒸気管ドレン系	内側サプレッションプール ベントバイパス弁
主蒸気管ドレン弁（内側）	内側格納容器窒素ガス供給弁
主蒸気管ドレン弁（外側）	内側サプレッションプール 窒素ガス供給弁
(2)原子炉水サンプリング系	内側格納容器パージ弁
原子炉水サンプル弁(内側)	内側サプレッションプールパージ弁
原子炉水サンプル弁(外側)	格納容器ベント弁（ＰＣＶベント弁）
(3)廃棄物処理系	(8)漏洩検出系
格納容器高電導度サンプ隔離弁（外側）	核分裂生成物サンプリング隔離弁 (外側)
格納容器低電導度サンプ隔離弁（外側）	核分裂生成物サンプリング隔離弁 (内側)
格納容器高電導度サンプ隔離弁（内側）	(9)試料採取系
格納容器低電導度サンプ隔離弁（内側）	格納容器酸素サンプル隔離弁(外側)
(4)残留熱除去系	格納容器酸素サンプル戻り隔離弁 (外側)
残留熱除去系Ａ系サンプリング弁 (外側)	格納容器酸素サンプル隔離弁(内側)
残留熱除去系Ｂ系サンプリング弁 (外側)	格納容器酸素サンプル戻り隔離弁 (内側)
残留熱除去系廃棄物処理系弁（内側）	原子炉水サンプリング第一止め弁
残留熱除去系入口隔離弁（外側）	原子炉水サンプリング第二止め弁
Ａ系シャットダウンクーリング注入弁 (外側)	液体サンプリング戻り第一止め弁
Ｂ系シャットダウンクーリング注入弁 (外側)	液体サンプリング戻り第二止め弁
残留熱除去系原子炉ヘッドスプレイ弁	残留熱除去系熱交換器 出口サンプリング第一止め弁
残留熱除去系Ａ系サンプリング弁 (内側)	残留熱除去系熱交換器 出口サンプリング第二止め弁
残留熱除去系Ｂ系サンプリング弁 (内側)	(10)格納容器雰囲気モニタ系
残留熱除去系廃棄物処理系弁（外側）	格納容器雰囲気サンプリング入口 第一止め弁
残留熱除去系入口隔離弁（内側）	格納容器雰囲気サンプリング入口 第二止め弁
Ａ系テスタブルチェッキ弁バイパス弁	格納容器雰囲気サンプリング戻り 第一止め弁
Ｂ系テスタブルチェッキ弁バイパス弁	格納容器雰囲気サンプリング戻り 第二止め弁
(5)原子炉冷却材浄化系	(11)復水補給水系
原子炉冷却材浄化系隔離弁（外側）	ペデスタル注入ライン流量調節弁
原子炉冷却材浄化系隔離弁（内側）	ペデスタル注入ライン隔離弁
(6)移動式炉心内計装系	
玉形弁	
(7)不活性ガス系	
外側非常用ガス処理系ベント弁	
外側換気系ベント弁	
外側エアパージ供給入口弁	
外側窒素ガスパージ供給弁	
外側窒素ガス補給入口弁	
内側格納容器ベント弁	
内側サプレッションプールベント弁	

表 43－４

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 条件Ｂ，Ｃ又はＤ以外の場合であって，格納容器の機能が健全でない場合	A1. 格納容器の機能を健全な状態に復旧する。	１時間
B. （主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁２個を有する配管に適用） 動作不能な格納容器隔離弁１個を有する配管が１つ以上ある場合	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。※1 及び B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし，第 94 条の 2 第１項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	４時間 １ヶ月に１回
C. （主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁２個を有する配管に適用） 動作不能な格納容器隔離弁２個を有する配管が１つ以上ある場合	C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。※1 及び C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし，第 94 条の 2 第１項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	１時間 １ヶ月に１回
D. （格納容器隔離弁１個を有する配管に適用） 動作不能な格納容器隔離弁１個を有する配管が１つ以上ある場合	D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。※1 及び D2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし，第 94 条の 2 第１項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	４時間 １ヶ月に１回
E. 条件Ａ，Ｂ，Ｃ又はＤで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 及び E2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

※１：動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離したことにより，当該系統の機能が喪失した場合は，該当する条文を適用する。

（サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁）

第 44 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁は，表 44－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，真空破壊弁１弁が全開不能の場合を除く。

２．サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）原子炉ＧＭは，定検停止時に，サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し，その結果を当直長に通知する。

３．当直長は，サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 44－２の措置を講じる。

表 44－１

項　　目	運転上の制限
サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁	動作可能であること

表 44－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 真空破壊弁２弁以上が全開不能の場合	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	３日間
B. 真空破壊弁１弁以上が全閉不能の場合	B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	２時間
C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

（サプレッションプールの平均水温）
第 45 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，サプレッションプールの平均水温※1は，表 45－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，原子炉隔離時冷却系の運転確認等により，サプレッションプールの水温が上昇するような時は，確認開始時から確認終了後 24 時間までを除く。

２.サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。なお，当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において原子炉隔離時冷却系の運転確認等により，サプレッションプールの水温が上昇するような場合，サプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が 47℃を超えた時には，５分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し，平均水温が 47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が 47℃を超えた場合には，サプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等を中止し，24 時間以内に平均水温を 32℃以下に復旧する。

（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止においてサプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を 24 時間に１回確認する。

３．当直長は，サプレッションプールの平均水温が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 45－２の措置を講じる。

※１：平均水温は，動作可能な局所水温計の最高温度をもって，代えることができる。

表 45－１

項　　目	運転上の制限
サプレッションプールの平均水温	32℃以下

表 45－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.サプレッションプールの平均水温が 32℃を超えている場合	A1.32℃以下に復旧する。	24 時間
B.条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.高温停止にする。 及び B2.冷温停止にする。	24 時間 36 時間
C.サプレッションプールの平均水温が 49℃を超えている場合	C1.原子炉をスクラムする。 及び C2.原子炉減圧を開始する。 及び C3.冷温停止にする。	速やかに 1 時間 36 時間

（サプレッションプールの水位）

第 46 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，サプレッションプールの水位は，表 46－１（図 46）で定める事項を運転上の制限とする。ただし，地震時を除く。

２．サプレッションプールの水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，サプレッションプールの水位を 24 時間に１回確認する。

３．当直長は，サプレッションプールの水位が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 46－２の措置を講じる。

表 46－１

項　　目 （サプレッションプール水位）	運転上の制限
５号炉	＋16.6ｃｍ（上限値）以下 －3.9ｃｍ（下限値）以上
６号炉	＋10.4ｃｍ（上限値）以下 －10.7ｃｍ（下限値）以上

図 46

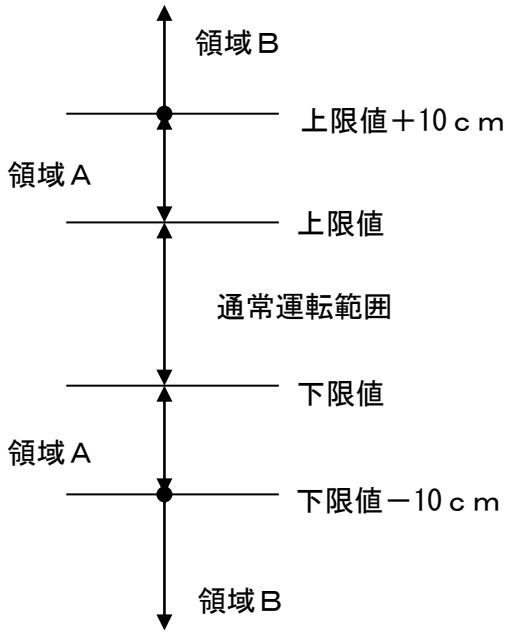

表 46－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. サプレッションプールの水位が図 46 の領域Ａの場合	A1. サプレッションプールの水位を制限値以内に復旧する。	24 時間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
C. サプレッションプールの水位が図 46 の領域Ｂの場合	C1. 原子炉をスクラムする。	速やかに

（可燃性ガス濃度制御系）

第 47 条

原子炉の状態が運転及び起動において，可燃性ガス濃度制御系は，表 47－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）当直長は，原子炉の状態が運転及び起動において，可燃性ガス濃度制御系ブロアが起動すること及び可燃性ガス濃度制御系隔離弁が開することを１ヶ月に１回確認する。

３．当直長は，可燃性ガス濃度制御系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 47－２の措置を講じる。

表 47－１

項　　目	運転上の制限
可燃性ガス濃度制御系	２系列※1が動作可能であること

表 47－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 可燃性ガス濃度制御系１系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の１系列が動作可能であることを確認する。	30 日間 速やかに
B. 可燃性ガス濃度制御系２系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも１系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに
C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24 時間

※１：１系列とはブロア１台，再結合器１基（６号炉はブロア２台，再結合器２基）及び必要な弁並びに配管をいう。

（格納容器内の酸素濃度）

第 48 条

原子炉の状態が運転において，格納容器内の酸素濃度は，表 48－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，原子炉を起動する時の原子炉の状態が運転になってからの 24 時間及び原子炉を停止する時の原子炉の状態が起動になる前の 24 時間を除く。

２．格納容器内の酸素濃度が，前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が運転において，格納容器内の酸素濃度を１週間に１回確認する。

３．当直長は，格納容器内の酸素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 48－２の措置を講じる。

表 48－１

項　　目	運転上の制限
格納容器内の酸素濃度	４％以下

表 48－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器内の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24 時間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

（原子炉建屋）

第 49 条

原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，原子炉建屋は，表 49－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉建屋が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，原子炉建屋を負圧に保ち得ることを確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）当直長は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，原子炉建屋を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において，少なくとも１つが閉鎖状態にあることを１ヶ月に１回確認する。

３．当直長は，原子炉建屋が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 49－２の措置を講じる。

表 49－１

項　　目	運転上の制限
原子炉建屋	機能が健全であること

表 49－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋を負圧に保つための必要な措置を講じる。	４時間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内で達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。 及び C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

※１：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。

（原子炉建屋給排気隔離弁）
第 50 条
原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，原子炉建屋給排気隔離弁は，表 50－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し，その結果を当直長に通知する。

３．当直長は，原子炉建屋給排気隔離弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 50－２の措置を講じる。

表 50－１

項　　目	運転上の制限
原子炉建屋給排気隔離弁	動作可能であること

表 50－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁１個を有するラインが１つ以上ある場合（ただし，当該ラインが隔離されている場合を除く）	A1. 全閉不能な隔離弁を有するラインの動作可能な原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，全閉可能であることを確認する。 及び A2. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10 日間
B. 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁２個を有するラインが１つ以上ある場合 又は 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁２個を有するラインが１つ以上ある場合 又は 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 炉心変更を中止する。 及び C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

※１：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。

（非常用ガス処理系）

第 51 条

原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，非常用ガス処理系は表 51－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）分析評価ＧＭは，定検停止時に，非常用ガス処理系の総合除去効率が表 51－２に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。

（３）当直長は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，非常用ガス処理系排風機が起動すること及び非常用ガス処理系隔離弁が開することを１ヶ月に１回確認する。

３．当直長は，非常用ガス処理系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 51－３の措置を講じる。

表 51－１

項　　目	運転上の制限
非常用ガス処理系	２系列※2が動作可能であること

表 51－２

１．５号炉

項　　目	判定値
総合除去効率	97%以上

２．６号炉

項　　目	判定値
総合除去効率	99%以上

※１：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。

※２：１系列とは，排風機１台，フィルタ１基及び必要なダンパ，ダクトをいう。

表 51－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ガス処理系１系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の１系列について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において，条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 炉心変更を中止する。 及び C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに
D. 原子炉の状態が運転,起動及び高温停止において，非常用ガス処理系２系列が動作不能の場合	D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
E. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，非常用ガス処理系２系列が動作不能の場合	E1. 炉心変更を中止する。 及び E2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

（非常用冷却海水系）

第 52 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，非常用冷却海水系※1は，表 52－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．非常用冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，非常用冷却海水系ポンプが模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）当直長は，定検停止後の原子炉起動前に，非常用冷却海水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。※2

（３）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，表 52－２に定める事項を確認する。

３．当直長は，非常用冷却海水系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 52－３の措置を講じる。ただし，この場合第 39 条及び第 60 条は適用しない。

※１：非常用冷却海水系とは，残留熱除去海水系を示す。

※２：非常用冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは，当該系統に期待されている機能を達成するための非常用冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁及び電動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁及び電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。

表 52－１

項　　目	運転上の制限
非常用冷却海水系	２系列※3が動作可能であること

表 52－２

項　　目	頻　　度
非常用冷却海水系ポンプが起動することを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	１ヶ月に１回

※３：１系列とはポンプ２台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

表 52－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.　１系列が動作不能の場合	A1.当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2.　他の１系列について，動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B.条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は ２系列が動作不能の場合 又は 条件Ａにおいて，さらに異なる区分のディーゼル発電設備冷却系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系（６号炉）が動作不能の場合	B1.高温停止にする。 及び B2.1.　冷温停止とする。 又は B2.2.　原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24 時間 36 時間 冷温停止となるまで 毎日１回

（非常用ディーゼル発電設備冷却系）
第 53 条
原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，非常用ディーゼル発電設備冷却系※1は，表 53－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．非常用ディーゼル発電設備冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプが模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。
（２）当直長は，定検停止後の原子炉起動前に，非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプの主要な手動弁の開閉状態を確認する※2。なお，非常用ディーゼル発電設備補機冷却系については，主要配管の満水※3も確認する。
（３）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプが起動することを１ヶ月に１回確認する。

３．当直長は，非常用ディーゼル発電設備冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 53－２の措置を講じる。ただし，この場合第 39 条及び第 60 条は適用しない。なお，非常用ディーゼル発電設備補機冷却系空気冷却器ファンが２台以上動作不能となった場合において，冷水温度を 38℃付近に維持可能なときは，運転上の制限を逸脱していないものとする。

※１：非常用ディーゼル発電設備冷却系とは，５号炉については，非常用ディーゼル発電設備冷却海水系をいい，６号炉については，非常用ディーゼル発電設備冷却海水系１系列※4及び非常用ディーゼル発電設備補機冷却系１系列※4をいう。
※２：非常用ディーゼル発電設備冷却系の主要な手動弁とは，非常用ディーゼル発電設備冷却海水系にあっては，当該系統に期待されている機能を達成するための非常用ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいい，非常用ディーゼル発電設備補機冷却系にあっては，主要配管※3上の手動弁並びに主要配管に接続する配管上の手動弁のうち主要配管の満水※3を維持するために必要な一次弁をいう。
※３：非常用ディーゼル発電設備補機冷却系の主要配管とは，当該系統に期待されている機能を達成するための非常用ディーゼル発電設備補機冷却系空気冷却器とポンプのループ配管を指し，小口径配管を含まない。なお，主要配管の満水とは，当該系統のサージタンクレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

表 53－１

項　　目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電設備冷却系	２系列※4が動作可能であること

※４：非常用ディーゼル発電設備冷却海水系１系列とは，海水ポンプ１台及び必要な弁並びに配管をいい，非常用ディーゼル発電設備補機冷却系１系列とは，冷水ポンプ１台，空気冷却器ファン５台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

表53－２

１．５号炉

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電設備冷却系１系列が動作不能の場合	A1.当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2.他の１系列について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B.条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 非常用ディーゼル発電設備冷却系２系列が動作不能の場合 又は 条件Ａにおいてさらに異なる区分の非常用冷却海水系が動作不能の場合	B1.高温停止にする。 及び B2.1.冷温停止とする。 又は B2.2.原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24 時間 36 時間 冷温停止となるまで毎日１回

２．６号炉

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電設備冷却系１系列が動作不能の場合	A1.当該系列を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
B.条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 非常用ディーゼル発電設備冷却系２系列が動作不能の場合 又は 条件Ａにおいてさらに異なる区分の非常用冷却海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合	B1.高温停止にする。 及び B2.1.冷温停止とする。 又は B2.2.原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24 時間 36 時間 冷温停止となるまで毎日１回

（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系）
第 54 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系は，表 54－１で定める事項を運転上の制限とする。なお，本条文は６号炉のみ適用される。

２．高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプが模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）当直長は，定検停止後の原子炉起動前に，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁の開閉状態を確認する。※1

（３）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプが起動することを１ヶ月に１回確認する。

３．当直長は，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 54－２の措置を講じる。ただし，この場合第 39 条及び第 60 条は適用しない。

※１：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁とは，当該系統に期待されている機能を達成するための高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。

表 54－１

項　　目	運転上の制限
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系	１系列※2が動作可能であること

表 54－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
B. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 条件Ａにおいてさらに非常用冷却海水系又は非常用ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24 時間 36 時間 冷温停止となるまで毎日１回

※２：１系列とは，ポンプ１台及び主要な手動弁並びに配管をいう。

（使用済燃料プールの水位及び水温）

第 55 条

使用済燃料プールの水位及び水温は，表 55－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料プールの水温が 65℃以下であることを毎日１回確認する。

３．当直長は，使用済燃料プールの水位又は水温が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 55－２の措置を講じる。

表 55－１

項　　目	運転上の制限
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの水温	65℃以下

表 55－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料プールが運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後 毎日１回
	及び	
	A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし，移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに
	及び	
	A3. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において，少なくとも１つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。	速やかに
	及び	
	A4. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。	速やかに
	及び	
	A5. 非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに

（燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位）

第 56 条

原子炉の状態が燃料交換において，原子炉上部で燃料又は制御棒を移動する場合，原子炉水位は，表 56－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．原子炉水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が燃料交換において，原子炉上部で燃料又は制御棒を移動する場合，原子炉水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日１回確認する。

３．当直長は，原子炉水位が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 56－２の措置を講じる。

表 56－１

項　　目	運転上の制限
燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	オーバーフロー水位付近にあること

表 56－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 燃料又は制御棒の移動を中止する。ただし，移動中の燃料又は制御棒は所定の場所に移動する。 及び A2. 原子炉水位を回復する操作を開始する。	速やかに 速やかに

（中央制御室非常用換気空調系）
第 57 条

原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，中央制御室非常用換気空調系は表 57－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）分析評価ＧＭは，定検停止時に，中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表 57－２に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。

３．当直長は，中央制御室非常用換気空調系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 57－３の措置を講じる。

※１：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。

表 57－１

項　　目	運転上の制限
中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり２系列※2が動作可能であること

表 57－２

項　　目	判　定　値
総合除去効率	30％以上

表 57－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 中央制御室非常用換気空調系１系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の１系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。	30 日間 速やかに
B. 中央制御室非常用換気空調系２系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも１系列を動作可能な状態に復旧する。	10 日間
C. 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間
D. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 炉心変更を中止する。 及び D2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

※２：２系列とはファン２台，フィルタ１基及び必要なダンパ，ダクトをいう。

（外部電源その１）

第 58 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，外部電源※1は表 58－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬停時を除く。

２．外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，外部電源の電圧が確立していることを１週間に１回確認する。

３．当直長は，外部電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 58－２の措置を講じる。

※１：外部電源とは，電力系統又は主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を第 65 条及び第 66 条で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。以下，第 59 条及び第 60 条において同じ。

表 58－１

項　　目	運転上の制限
外部電源	２系列※2が動作可能であること

※２：外部電源の系列数は，非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機数（当該原子炉の主発電機を除く）の合計数とし，各々の非常用交流高圧電源母線について求められる。以下，第 59 条及び第 60 条において同じ。

表 58－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 動作可能である外部電源が１系列のみの場合	A1. 外部電源を２系列動作可能な状態に復旧する。	10 日間
B. 動作可能である外部電源が１系列のみの場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く） 及び 非常用ディーゼル発電機１台が動作不能の場合（高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機を除く）	B1. 外部電源を２系列動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	12 時間 12 時間
C. 高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が１系列のみ又は１系列もない場合 及び 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合	C1. 1. 外部電源を２系列動作可能な状態に復旧する。 又は C1. 2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 及び C2. 自動減圧系（原子炉圧力が 0.84MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39－２に定める値であることを確認する。 及び C3. 原子炉隔離時冷却系について，動作可能であることを確認する。※3	10 日間 10 日間 速やかに 速やかに
D. 高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が１系列もない場合	D1. 外部電源を２系列動作可能な状態に復旧する。 及び D2. 自動減圧系（原子炉圧力が 0.84MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39－２に定める値であることを確認する。 及び D3. 原子炉隔離時冷却系について，動作可能であることを確認する。※3	10 日間 速やかに 速やかに
E. 動作可能である外部電源が１系列もない場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く） 又は 条件Ａ，Ｂ，Ｃ又はＤで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止とする。 及び E2. 冷温停止とする。	24 時間 36 時間

※３：原子炉圧力が 1.04ＭＰａ［gage］以上の場合に実施する。

（外部電源その２）

第 59 条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，外部電源は表 59－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬停時を除く。

２．外部電源が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，外部電源の電圧が確立していることを１週間に１回確認する。

３．当直長は，外部電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 59－２の措置を講じる。

表 59－１

項　　目	運転上の制限
外部電源	１系列が動作可能であること

表 59－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1.外部電源を１系列動作可能な状態に復旧する。 及び	速やかに
	A2.炉心変更を中止する。 及び	速やかに
	A3.原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。 及び	速やかに
	A4.有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに

（非常用ディーゼル発電機その１）

第 60 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，非常用ディーゼル発電機は表 60－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，次の事項を確認する。

①非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し，無負荷運転時の電圧が 6,900±345Ｖ及び周波数が 50±1Ｈｚであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを１ヶ月に１回確認する。

②Ａ系及びＢ系のデイタンクレベル及び高圧炉心スプレイ系デイタンクレベル（６号炉）が表 60－２に定める値を満足していることを１ヶ月に１回確認する。ただし，非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後２日間を除く。

３．当直長は，非常用ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 60－３の措置を講じる。

表 60－１

項　　目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機	２台※1の非常用ディーゼル発電機（６号炉は３台※2の非常用ディーゼル発電機）が動作可能であること

表 60－２

項　　目	５号炉 Ａ系	５号炉 Ｂ系	６号炉 Ａ系	６号炉 Ｂ系	６号炉 HPCS
非常用ディーゼル発電機デイタンクレベル	3,430mm 以上	3,430mm 以上	2,829mm 以上	2,299mm 以上	1,598mm 以上

表60－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.非常用ディーゼル発電機１台が動作不能の場合	A1.非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 及び A2.残り１台（６号炉は２台）の非常用ディーゼル発電機について，動作可能であることを確認する。 及び A3.原子炉隔離時冷却系について，動作可能であることを確認する。※3	10 日間 速やかに 速やかに
B.条件Ａ（A1 の措置）で要求される措置（非常用ディーゼル発電機の復旧措置）を完了時間内に達成できない場合	B1.動作可能な非常用ディーゼル発電機を運転状態とする。 及び B2.非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30 日間
C. 非常用ディーゼル発電機１台が動作不能の場合(高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機を除く) 及び 動作可能である外部電源が１系列のみの場合(高圧炉心スプレイ系母線を除く)	C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 又は C2. 外部電源を２系列動作可能な状態に復旧する。	12 時間 12 時間
D. 高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機が動作不能の場合 及び 高圧炉心スプレイ系母線に対し動作可能である外部電源が１系列のみ又は１系列もない場合	D1.1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 又は D1.2. 外部電源を２系列動作可能な状態に復旧する。 及び D2.自動減圧系（原子炉圧が0.84MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表39－２に定める値であることを確認する。 及び D3.原子炉隔離時冷却系について，動作可能であることを確認する。※3	10 日間 10 日間 速やかに 速やかに
E.条件Ａ（A1 の措置を除く），Ｂ，Ｃ又はＤで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 非常用ディーゼル発電機２台以上が動作不能の場合	E1.高温停止とする。 及び E2.冷温停止とする。	24 時間 36 時間

※１：２台とは，Ａ系及びＢ系をいう。
※２：３台とは，Ａ系，Ｂ系及び高圧炉心スプレイ系をいう。
※３：原子炉圧力が 1.04ＭＰａ［gage］以上の場合に実施する。

（非常用ディーゼル発電機その２）

第 61 条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，非常用ディーゼル発電機※1※2は表 61－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．非常用ディーゼル発電機が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，第 66 条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機が運転可能であることを次の事項により確認する。

①非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し，無負荷運転時の電圧が 6,900±345Ｖ及び周波数が 50±1Ｈｚであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを１ヶ月に１回確認する。

②表 61－１で要求されるディーゼル発電機のデイタンクレベルが表 61－２に定める値を満足していることを１ヶ月に１回確認する。ただし，非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後２日間を除く。

３．当直長は，非常用ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 61－３の措置を講じる。

※１：非常用ディーゼル発電機とは，Ａ系，Ｂ系及び高圧炉心スプレイ系（６号炉）の非常用ディーゼル発電機をいう。

※２：当直長は，非常用ディーゼル発電機を待機除外にする場合には，１／２／３／４号炉の当直長に通知する。

表 61－１

項　　目	運転上の制限
交流電源	第 66 条で要求される当該非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め２台の非常用発電設備※3が動作可能であること

※３：非常用発電設備とは，非常用ディーゼル発電機及び必要な電力供給が可能な非常用発電機をいう。なお，非常用発電機は，複数の号炉で共用することができる。

表 61－２

項　　目	５号炉 Ａ系	５号炉 Ｂ系	６号炉 Ａ系	６号炉 Ｂ系	６号炉 HPCS
非常用ディーゼル発電機デイタンクレベル	3,430mm 以上	3,430mm 以上	2,829mm 以上	2,299mm 以上	1,598mm 以上

表61－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。 及び	速やかに
	A2. 炉心変更を中止する。 及び	速やかに
	A3. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。 及び	速やかに
	A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに

（非常用ディーゼル発電機燃料油等）

第 62 条

ディーゼル燃料油，潤滑油及び起動用空気は，表 62－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後２日間を除く。

２．ディーゼル燃料油，潤滑油及び起動用空気が，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，ディーゼル燃料油，潤滑油及び起動用空気が第 60 条及び第 61 条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを，付表 62－１，付表 62－２及び付表 62－３で１ヶ月に１回確認する。

３．当直長は，ディーゼル燃料油，潤滑油又は起動用空気が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 62－２の措置を講じる。

表 62－１

項　　目	運転上の制限
ディーゼル燃料油， 潤滑油及び 起動用空気	第 60 条及び第 61 条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること

付表 62－１

項　　目	No. 3	No. 6
ディーゼル燃料油（軽油タンクレベル）	2,180mm以上 （1,490mm※1以上）	1,291mm以上

付表 62－２

項　　目	５号炉 Ａ系	５号炉 Ｂ系	６号炉 Ａ系	６号炉 Ｂ系	６号炉 HPCS
潤滑油（サンプタンク貯油量）	1,815 l 以上	1,815 l 以上	2,300 l 以上	1,900 l 以上	2,300 l 以上

※１：６号炉Ａ系ディーゼル発電機が要求されない場合

付表 62－３

１．５号炉

項　　目	５号炉Ａ系	５号炉Ｂ系
起動用空気（自動用空気貯槽圧力）	2.16ＭＰａ[gage]以上	2.16ＭＰａ[gage]以上

２．６号炉

項　　目	６号炉Ａ系	６号炉Ｂ系	６号炉ＨＰＣＳ
起動用空気（自動用空気貯槽圧力）	2.16ＭＰａ[gage]以上	2.16ＭＰａ[gage]以上	2.16ＭＰａ[gage]以上

表 62－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ディーゼル発電機１台以上の軽油タンクレベルが付表62－１を満足しない場合	A1. 制限値以内に復旧する。	２日間
B. 非常用ディーゼル発電機１台以上の潤滑油貯油量が付表62－２を満足しない場合	B1. 制限値以内に復旧する。	２日間
C. 非常用ディーゼル発電機１台以上の起動用空気貯槽圧力が付表62－３を満足しない場合	C1. 制限値以内に復旧する。	２日間
D. 条件Ａで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし，６号炉においては，軽油タンク１基から非常用ディーゼル発電機２台以上に供給している場合は，原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに
E. 条件Ｂ又はＣで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに

（直流電源その１）

第 63 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，直流電源は表 63－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）運転情報ＧＭは，定検停止時に，直流電源（蓄電池及び充電器※1）の機能を確認し，その結果を当直長に通知する。

（２）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，２系列※2（６号炉は３系列※3）の蓄電池及び充電器について，浮動充電時の蓄電池電圧が 126Ｖ以上であることを１週間に１回確認する。

３．当直長は，直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 63－２の措置を講じる。

※１：充電器とは，充電器又は予備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能となる。以下，第 64 条において同じ。

※２：２系列とは，Ａ系及びＢ系をいう。

※３：３系列とは，Ａ系，Ｂ系及び高圧炉心スプレイ系をいう。

表 63－１

項　　目	運転上の制限
直流電源	２系列※2（６号炉は３系列※3）が動作可能であること

表 63－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 直流電源１系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 直流電源１系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに
C. 条件Ａ又はＢで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。 及び C2. 冷温停止とする。	24 時間 36 時間

（直流電源その２）

第 64 条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，直流電源は表 64－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，第 66 条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器について，浮動充電時の蓄電池電圧が 126Ｖ以上であることを１週間に１回確認する。

３．当直長は，直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 64－２の措置を講じる。

表64－１

項　　目	運転上の制限
直流電源	第66条で要求される直流電源が動作可能であること

表64－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 炉心変更を中止する。 及び A3. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。 及び A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

（所内電源系統その１）

第 65 条

原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，所内電源系統は表 65－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬停時を除く。

２．所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，電源母線が受電されていることを１週間に１回確認する。

３．当直長は，所内電源系統が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 65－２の措置を講じる。

表 65－１

項　　目		運転上の制限 （受電されている系統数）
所内電源系統	（１）非常用交流高圧電源母線	２系統※1（６号炉は３系統※2）
	（２）原子炉保護系母線	２系統※1
	（３）直流電源母線	２系統※1（６号炉は３系統※2）

表 65－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 非常用交流高圧電源母線の１系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。	８時間
B. 原子炉保護系母線の１系統が電源喪失の場合	B1. 原子炉保護系母線を受電可能な状態に復旧する。	２時間
C. 直流電源母線の１系統が電源喪失の場合（高圧炉心スプレイ系母線を除く）	C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。	２時間
D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母線又は高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が電源喪失の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	速やかに
E. 条件Ａ，Ｂ，Ｃ又はＤで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止とする。 及び E2. 冷温停止とする。	24 時間 36 時間
F. 非常用交流高圧電源母線，原子炉保護系母線又は直流電源母線の２系統以上が電源喪失の場合	F1. 高温停止とする。 及び F2. 冷温停止とする。	24 時間 36 時間

※１：２系統とは，Ａ系及びＢ系をいう。

※２：３系統とは，Ａ系，Ｂ系及び高圧炉心スプレイ系をいう。

（所内電源系統その２）

第 66 条

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，所内電源系統は表 66－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬停時を除く。

２．所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，第 27 条，第 35 条，第 36 条及び第 40 条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線，原子炉保護系母線及び直流電源母線が受電されていることを１週間に１回確認する。

３．当直長は，所内電源系統が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 66－２の措置を講じる。

表 66－１

項　　目	運転上の制限
所内電源系統	第 27 条，第 35 条，第 36 条及び第 40 条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線，原子炉保護系母線及び直流電源母線が受電されていること

表 66－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 要求される非常用交流高圧電源母線，原子炉保護系母線又は直流電源母線が電源喪失の場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 炉心変更を中止する。 及び A3. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。 及び A4. 要求される原子炉停止時冷却系を動作不能とみなす。 及び A5. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

（原子炉停止中の制御棒１本の引き抜き）

第 67 条

原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，１体以上の燃料が装荷されている単一のセルから制御棒１本を引き抜く場合は，表 67－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，第 84 条を適用する場合は除く。

２．原子炉停止中の制御棒１本の引き抜きを行う場合に，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，制御棒１本の引き抜きを行う場合は，表 67－２に定める事項を確認する。

３．当直長は，原子炉停止中の制御棒１本の引き抜きを行う場合に，第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 67－３の措置を講じる。

表 67－１

項　　目	運転上の制限
原子炉停止中の制御棒１本の引き抜き	（１）原子炉モードスイッチが燃料取替位置において，１本制御棒引抜インターロック（引き抜かれた制御棒が１本ある場合には，２本目の引抜対象制御棒が選択できないこと）が作動していること （２）全制御棒の位置を確認していること （３）第 27 条の原子炉保護系計装に関して，原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であること （４）引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていること

表 67－２

項　　目	頻　　度
1.原子炉モードスイッチが燃料取替位置において，１本制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。	作業毎※1に，最初の制御棒引き抜き後，速やかに
2.全制御棒の位置を確認する。	24 時間に１回
3.原子炉モードスイッチが燃料取替位置に施錠されていることを確認する。 及び 全挿入位置から制御棒を引き抜く場合は，制御棒の位置が全挿入位置表示でなくなることを確認する。 及び 第 27 条の原子炉保護系計装に関して，原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であることを管理的手段により確認する。 及び 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表 22－２に定める値であることを確認する。（ただし，当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く）	毎日１回 制御棒を引き抜く都度 最初の制御棒引き抜き開始前 最初の制御棒引き抜き前，その後１週間に１回
4.引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていることを確認する。	制御棒の引き抜き開始の都度

※１：作業毎とは，制御棒のフリクションテスト，スクラムの時間測定等それぞれの作業の開始時点において行うことをいう。なお，１本制御棒引抜インターロックの除外又は原子炉モードスイッチの切替を行うために作業を中断する場合は，作業の再開にあたり再度１本制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。

表 67―３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1.満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。 及び A2.挿入可能な全ての制御棒の全挿入操作を開始する。 及び A3.全挿入位置にある制御棒を引き抜かない。	速やかに 速やかに 速やかに

（単一制御棒駆動機構の取り外し）
第 68 条
原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，１体以上の燃料が装荷されている単一のセルから引き抜かれた制御棒における制御棒駆動機構の取り外しを行う場合は，表 68－１で定める事項を運転上の制限とする。この場合，第 27 条の原子炉保護系計装及び第 67 条は適用されない。

２．単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合に，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
（１）当直長は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合は，表 68－２に定める事項を確認する。

３．当直長は，単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合に，第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 68－３の措置を講じる。

表 68－１

項　　目	運転上の制限
単一制御棒駆動機構の取り外し	（１）引き抜かれた制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外されていること （２）停止余裕が確保されていること （３）他の炉心変更が行われていないこと

表 68－２

項　　目	頻　　度
1. 引き抜かれた制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外されていることを確認する。	制御棒駆動機構の取り外し前及びその後毎日１回
2. 停止余裕が確保されていることを管理的手段により確認する。	制御棒駆動機構の取り外し前
3. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	制御棒駆動機構の取り外し前及びその後毎日１回

表68－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 制御棒駆動機構の取り外しを中止する。 及び A2. 1. 全制御棒の全挿入操作を開始する。 又は A2. 2. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

（複数の制御棒引き抜きを伴う検査）

第 69 条

原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，原子炉モードスイッチを起動位置にして複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は，表 69－１で定める事項を運転上の制限とする。この時，他の運転上の制限については，原子炉の状態が各々高温停止，冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし，原子炉の状態が起動であるとはみなさない。

２．複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

（１）燃料ＧＭは，制御棒操作を行うにあたり，あらかじめ制御棒操作手順を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て当直長に通知する。

（２）当直長は，原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，原子炉モードスイッチを起動位置にして，制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合又は制御棒操作手順に従って複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は，表 69－２に定める事項を確認する。

３．当直長は，複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に，第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 69－３の措置を講じる。

表 69－１

項　　目	運転上の制限
複数の制御棒引き抜きを伴う検査	あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがって実施すること

表 69－２

１．５号炉

項　　目	頻　　度
1. 下記の原子炉保護系計装及び起動領域モニタ計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 ・起動領域モニタ （１）原子炉の状態が燃料交換での検査の場合 計数率高 機器動作不能 （２）原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合 計数率高 機器動作不能 又は 原子炉周期（ペリオド）短 中性子束高 機器動作不能 ・平均出力領域モニタ （原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合） 中性子束高 機器動作不能 ・スクラム・ディスチャージボリューム水位高 ・地震加速度大 ・原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・スクラム（手動）	最初の制御棒引き抜き開始前
2. 制御棒価値ミニマイザを使用していることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザを使用しない場合は，制御棒を操作する運転員の他に，少なくとも１名の運転員が，制御棒操作手順に従って操作がなされていることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合は，第 14 条に定めた手順に従った操作がなされていることを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前 制御棒操作の都度 制御棒操作の都度
3. 制御棒と制御棒駆動機構の結合状態を確認する。	制御棒を全引抜位置にする都度
4. 制御棒の引き抜き操作は，制御棒操作手順において連続操作を定める場合を除きノッチ操作であることを確認する。	制御棒操作の都度
5. 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表 22－２に定める値であることを確認する。（ただし，当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く）	最初の制御棒引き抜き開始前
6. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前

２．６号炉

項　　目	頻　　度
1. 下記の原子炉保護系計装及び起動領域モニタ計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 ・起動領域モニタ （１）原子炉の状態が燃料交換での検査の場合 計数率高 機器動作不能 （２）原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合 計数率高 機器動作不能 又は 原子炉周期（ペリオド）短 機器動作不能 ・平均出力領域モニタ （原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合） 中性子束高 機器動作不能 ・スクラム・ディスチャージボリューム水位高 ・地震加速度大 ・原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・スクラム（手動）	最初の制御棒引き抜き開始前
2. 制御棒価値ミニマイザを使用していることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザを使用しない場合は，制御棒を操作する運転員の他に，少なくとも１名の運転員が，制御棒操作手順に従って操作がなされていることを確認する。 又は 制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合は，第 14 条に定めた手順に従った操作がなされていることを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前 制御棒操作の都度 制御棒操作の都度
3. 制御棒と制御棒駆動機構の結合状態を確認する。	制御棒を全引抜位置にする都度
4. 制御棒の引き抜き操作は，制御棒操作手順において連続操作を定める場合を除きノッチ操作であることを確認する。	制御棒操作の都度
5. 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表 22－２に定める値であることを確認する。（ただし，当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く）	最初の制御棒引き抜き開始前
6. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前

表69－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1.引き抜き制御棒の全挿入操作を開始する。 （制御棒挿入に際しては，必要に応じて制御棒価値ミニマイザをバイパスできる。） 及び A2.原子炉モードスイッチを燃料取替位置又は停止位置とする。	速やかに 全制御棒全挿入完了後

（原子炉の昇温を伴う検査）

第 70 条

原子炉の状態が冷温停止において，原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が 100℃以上となる場合は，表 70－１で定める事項を運転上の制限とする。この時，他の運転上の制限については，原子炉の状態が冷温停止であるものとみなして適用するものとし，原子炉の状態が高温停止であるとはみなさない。また，本条を適用している間は，第 35 条を適用しない。

２．原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が 100℃以上となる場合に，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，原子炉冷却材の昇温開始から 100℃となる前に次の各項目を管理的手段で確認する。

①第 27 条（計測及び制御設備）の原子炉建屋隔離系計装の機能

②第 49 条（原子炉建屋）の機能

③第 50 条（原子炉建屋給排気隔離弁）の機能

④第 51 条（非常用ガス処理系）の機能

３．当直長は，原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が 100℃以上となる場合に，第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 70－２の措置を講じる。

表 70－１

項　　目	運転上の制限
原子炉の昇温を伴う検査	第 27 条の原子炉建屋隔離系計装，第 49 条の原子炉建屋，第 50 条の原子炉建屋給排気隔離弁及び第 51 条の非常用ガス処理系の機能が確保されていること

表 70－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。 又は	速やかに
	A2. 1. 温度又は圧力を上昇する操作を中止する。 及び	速やかに
	A2. 2. 原子炉冷却材温度を 100℃未満にする。	24 時間

（原子炉モードスイッチの切替を伴う検査）

第 71 条

原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，第 69 条の適用時を除いて原子炉モードスイッチを運転位置又は起動位置にする場合は，表 71－１で定める事項を運転上の制限とする。この時，他の運転上の制限については，原子炉の状態が各々高温停止，冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし，原子炉の状態が運転又は起動であるとはみなさない。

２．原子炉モードスイッチの切替を伴う検査を実施する場合に，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

（１）当直長は，表 71－２に定める事項を確認する。

３．当直長は，原子炉モードスイッチの切替を伴う検査を実施する場合に，第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 71－３の措置を講じる。

表 71－１

項　　目	運転上の制限
原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	１体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていること及び炉心変更が行われていないこと

表 71－２

項　　目	頻　　度
1. １体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていること	原子炉モードスイッチの切替直前
2. 炉心変更が行われてないこと	原子炉モードスイッチの切替直前

表 71－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 検査を中止する。 及び A2. 原子炉モードスイッチを停止位置又は燃料取替位置にする。	速やかに 速やかに

（運転上の制限の確認）

第 72 条

各ＧＭは，運転上の制限を第３節各条の第２項で定める事項※1で確認する。

２．第３節各条の第２項で定められた頻度及び第３項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して，その確認の間隔は，表 72 に定める範囲内で延長することができる※2。ただし，確認回数の低減を目的として，恒常的に延長してはならない。なお，定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。

３．各ＧＭは，第３節各条の第２項で定める事項を行うことができなかった場合，運転上の制限を満足していないと判断するが，この場合は判断した時点から第３節各条の第３項の要求される措置を開始するのではなく，判断した時点から速やかに当該事項を実施し，運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果，運転上の制限を満足していないと判断した場合は，この時点から第３節各条の第３項の要求される措置を開始する。

４．各ＧＭは，運転上の制限が適用される時点から，第３節各条の第２項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし，特別な定めがある場合を除く。なお，第３節各条の第２項で定める頻度（期間）より，適用になった期間が短い場合は，当該事項を実施する必要はない。

５．運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は，当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。

６．第３節各条の第２項で定める事項が実施され，かつその結果が運転上の制限を満足していれば，第３節各条の第２項で定める事項が実施されていない期間は，運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし，第 73 条第２項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。

※１：第 72 条から第 75 条を除く。以下，第 73 条及び第 74 条において同じ。

※２：第２節で定められた頻度も適用される。

表 72

頻　　度		備　　考
保安規定で定める頻度	延長できる時間	
１時間に１回	15 分	分単位の間隔で確認する。
12 時間に１回	３時間	時間単位の間隔で確認する。
24 時間に１回	６時間	同上
毎日１回		所定の直の時間帯で確認する。
１週間に１回	２日	日単位の間隔で確認する。
１ヶ月に１回	７日	同上 なお，１ヶ月は 31 日とする。
1,000MWｄ／ｔに１回	250MWｄ／ｔ	

（運転上の制限を満足しない場合）
第 73 条
運転上の制限を満足しない場合とは，各ＧＭが第３節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお，各ＧＭは，この判断を速やかに行う。

２．各ＧＭは，第３節各条の第２項で定める事項が実施されていない期間においても，運転上の制限に関係する事象が発見された場合は，運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。

３．各ＧＭは，ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に，当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き，他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。

４．各ＧＭは，運転上の制限を満足していないと判断した場合，５・６号運転管理部長に報告し，５・６号運転管理部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。

５．各ＧＭは，運転上の制限を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。なお，運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については，表 73 の例に準拠する。

６．各ＧＭは，当該運転上の制限を満足していると判断した場合は，５・６号運転管理部長に報告し，５・６号運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。

７．各ＧＭは，運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰にあたっては，原子炉主任技術者の確認を得る。

８．各ＧＭは，次の各号を適用することができる。
（１）運転上の制限を満足していないと判断している期間中は，要求される措置に定めがある場合を除き，当該条文の第２項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし，当該条文の第２項で定める頻度で実施しなかった事項については，運転上の制限を満足していると判断した後，速やかに実施する。
（２）運転上の制限を満足していると判断した場合は，それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。
（３）要求される措置を実施した場合，その内容が第３節各条の第２項で定める事項と同じである場合は，当該事項を実施したとみなすことができる。
（４）当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり，その内容が当該条文の第２項で定める事項と同じである場合は，当該事項を実施したとみなすことができる。

表 73

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 機能Ｘが確認できない場合	A1. 機能Ｘの代替機能を確認する。 及び A2. 機能Ｘを確認する。	１時間，その後８時間に１回 ３日間
B. 機能Ｙが確認できない場合	B1. 機能Ｙを確認する。 又は B2. 原子炉熱出力を 30%未満にする。	８時間 ８時間
C. 機能Ｘが確認できない場合 及び 機能Ｙが確認できない場合	C1. 機能Ｘを確認する。 又は C2. 機能Ｙを確認する。	１時間 １時間
D. 条件Ａ，Ｂ又はＣで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。 及び D2. 冷温停止にする。	24 時間 36 時間

（１）運転上の制限を満足していないと判断した場合に，該当する条件がない場合は，要求される措置としては 13 時間以内に原子炉の状態を起動にする，25 時間以内に高温停止にする及び 37 時間以内に冷温停止にする。ただし，この要求される措置を実施中に運転上の制限が適用される状態でなくなった場合又は運転上の制限を満足していると判断した場合は，この限りでない。

（２）要求される措置 A1. と A2.（又は要求される措置 B1. と B2.）の完了時間の起点は，いずれも条件Ａ（又は条件Ｂ）であると判断した時点（運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ）である。また，要求される措置 C1. と C2. 並びに D1. と D2. の完了時間の起点は，いずれも条件Ｃ又はＤに移行した時点である。

（３）条件Ｂ（機能Ｙが確認できない場合）であると判断した場合，要求される措置 B1. 又は B2. を実施するが，いずれの措置も８時間以内に達成することは困難と判断した場合は，８時間を待たずに条件Ｄに移行することができる。このとき，要求される措置 D1. と D2. の完了時間の起点は条件Ｄに移行した時点である。

（４）要求される措置 A1. を１時間以内に達成できない場合又はその後の８時間毎の確認ができない場合は，条件Ｄへ移行する。このとき，要求される措置 D1. と D2. の実施と並行して要求される措置 A1. と A2. を実施し，要求される措置 A1. が要求される措置 A2. の完了時間である３日間以内に達成できた場合は，その時点で要求される措置 D1. と D2. の実施要求はなく，また，原子炉熱出力は条件Ｄへ移行する前の状態に戻すことができる。その後は，引き続き要求される措置 A2. を３日間以内（起点は最初に条件Ａで

あると判断した時点）に達成させる。（参考図 73－１参照）

（５）（４）において，要求される措置 A2. を３日間以内に達成できない場合は，その時点から条件Ｄへ移行する。このときの要求される措置 D1. と D2. の完了時間の起点は，改めて条件Ｄに移行した時点であり，最初に条件Ｄへ移行した時点ではない。（参考図 73－１参照）

（６）条件Ａ（機能Ｘが確認できない場合）の要求される措置 A1. と A2. を実施中に条件Ｂ（機能Ｙが確認できない場合）であると判断した場合，条件Ｃに移行し，要求される措置 C2.（又は要求される措置 C1.）を１時間以内に達成すると，条件Ｃから条件Ａ（又は条件Ｂ）に移行する。このとき再度，条件Ａ（又は条件Ｂ）の要求される措置 A1. と A2.（又は要求される措置 B1. と B2.）を実施することになるが，完了時間の起点は，最初に条件Ａ（又は条件Ｂ）であると判断した時点である。（参考図 73－２参照）

（７）条件Ａ（機能Ｘが確認できない場合）の要求される措置 A1. と A2. を実施中に条件Ｂ（機能Ｙが確認できない場合）であると判断した場合，条件Ｃに移行するが，要求される措置 C2.（又は要求される措置 C1.）の完了時間より前に条件Ａの完了時間が来るときは，条件Ａの完了時間が優先する。このとき，実質的な条件Ｃの完了時間は条件Ａの完了時間と同じであり，要求される措置 A1. と A2. が条件Ａの完了時間内に達成できれば，自動的に条件Ｃの要求される措置は達成され，条件Ｂの完了時間は条件Ｂであると判断した時点を起点とする完了時間となる。また，要求される措置 A1. と A2. が条件Ａの完了時間内に達成できなければ，条件Ｃの要求される措置を実施するしないにかかわらず条件Ｄへ移行する。（参考図 73－３参照）

参考図 73－１

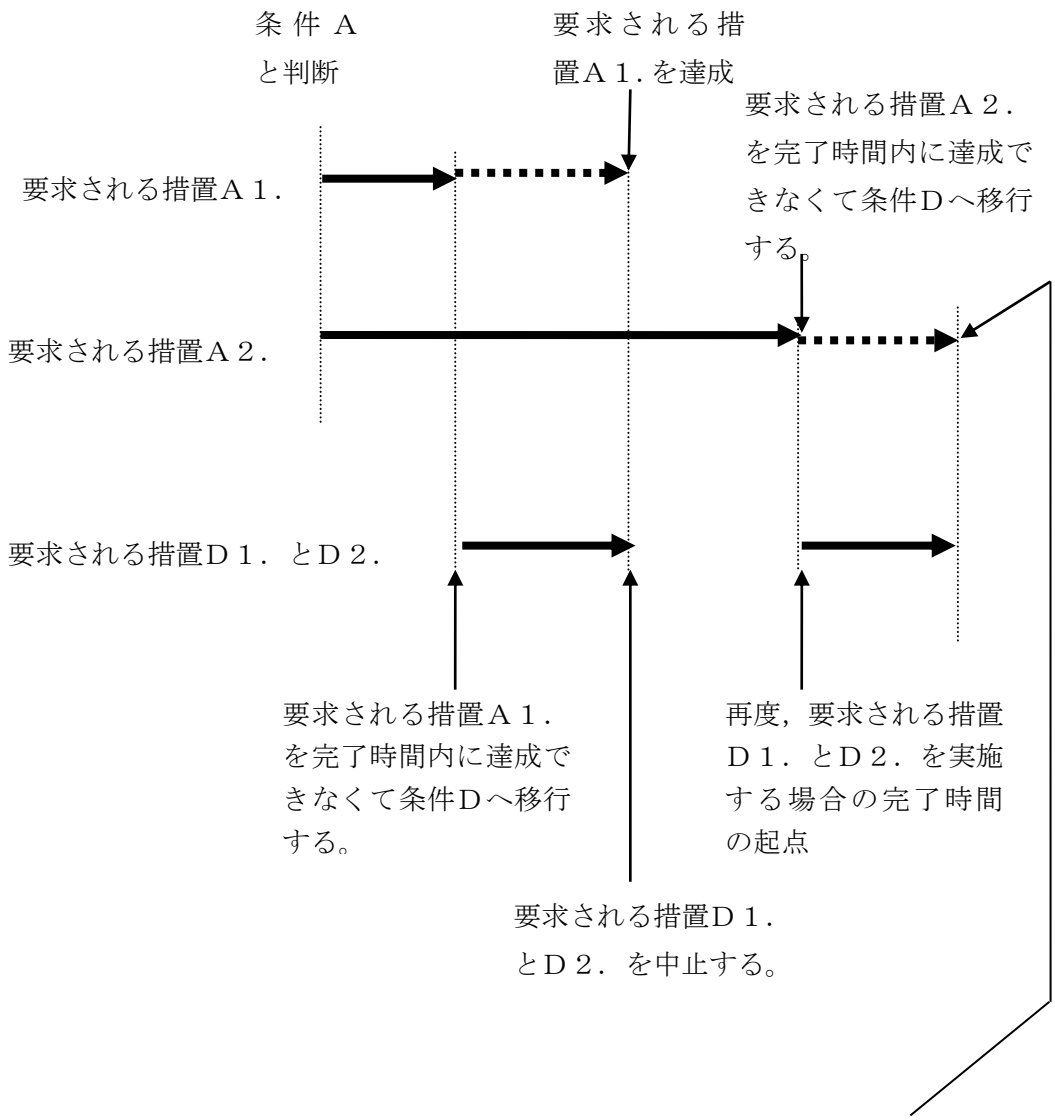

要求される措置Ａ２．が達成できた場合（機能Xが確認できた場合）とは，運転上の制限を満足していることが確認できた場合であり，全ての要求される措置を中止し，運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰を行うことができる。

参考図 73－２

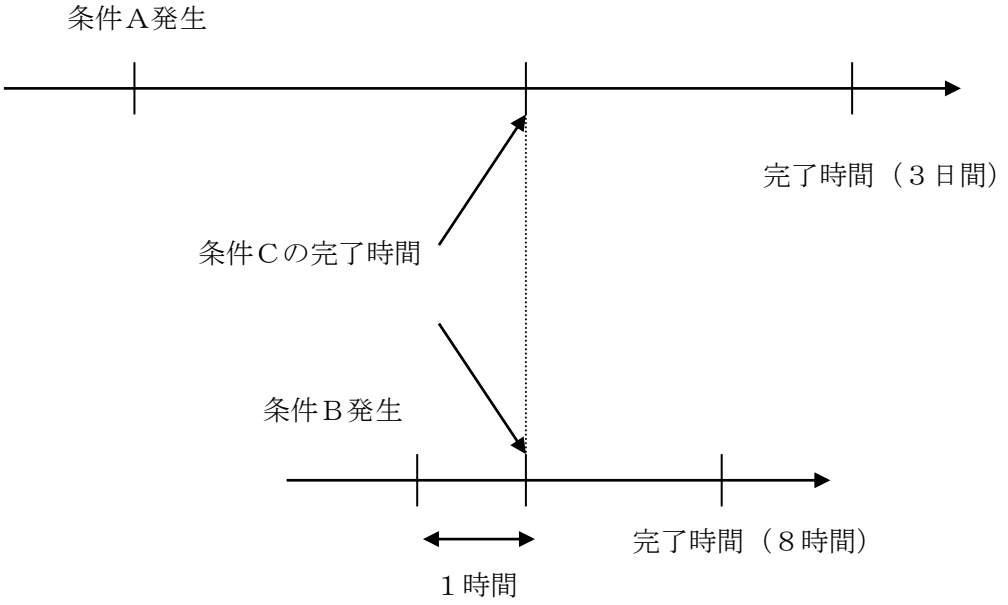

条件Ｃの完了時間内に機能Ｘ又は機能Ｙが確認できれば
条件Ａ又は条件Ｂの本来の完了時間に戻る。

参考図 73－３

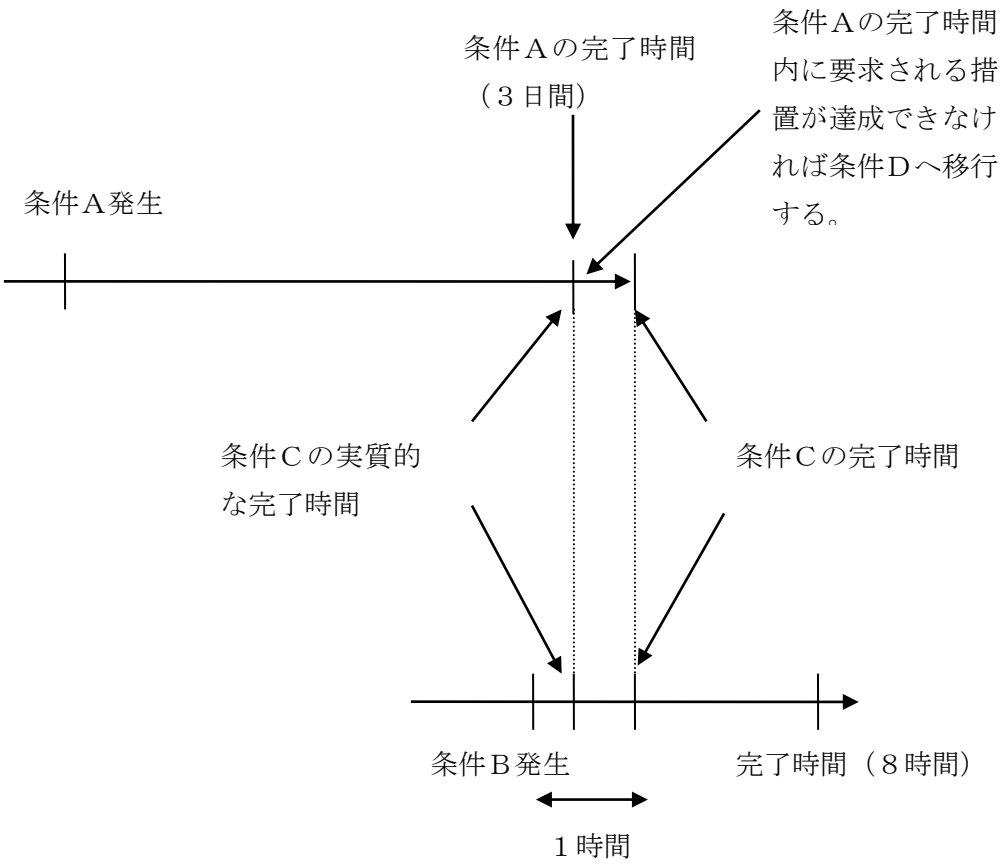

条件Ａの完了時間内に機能Ｘが確認できれば，
条件Ｂの本来の完了時間に戻る。

（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）

第 74 条

各ＧＭは，予防保全を目的とした保全作業を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※1を要求される完了時間の範囲内で実施する。

２．各ＧＭは，予防保全を目的とした保全作業を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合であって，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は，あらかじめ必要な安全措置※1を定め，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。

３．第１項及び第２項の実施については，第 73 条第１項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。

４．各ＧＭは，第１項又は第２項に基づく保全作業を行う場合，関係ＧＭと協議し実施する。

５．第１項及び第２項の実施にあたっては，運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。

６．各ＧＭは，第１項を実施する場合，運転上の制限外に移行する前に，要求される措置※2を順次実施し，すべて終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。

７．各ＧＭは，第１項又は第２項を実施する場合，第 73 条第３項及び第８項に準拠する。

８．第１項及び第２項において，要求される措置又は安全措置を実施できなかった場合，各ＧＭは当該運転上の制限を満足していないと判断する。

９．各ＧＭは，第２項を実施し，当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は，５・６号運転管理部長に報告し，５・６号運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。

※１：第３節各条の第２項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は，第１項においては要求される措置，第２項においては必要な安全措置に代えることができる。

※２：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また，複数回の実施要求があるものについては，２回目以降の実施については除く。

（運転上の制限に関する記録）

第 75 条

当直長は，原子炉の状態を変更した場合は，引継日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。

２．当直長は，自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合又は燃料ＧＭから運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合，次の各号を引継日誌に記録する。

（１）運転上の制限を満足していないと判断した場合は，当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻

（２）要求される措置を実施した場合は，当該措置の実施結果（保全作業を含む）

（３）運転上の制限を満足していると判断した場合は，満足していると判断した時刻

３．当直長は，自ら第 74 条第１項又は第２項で定める保全作業を実施した場合又は各ＧＭから第 74 条第１項又は第２項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合，次の各号を引継日誌に記録する。

（１）第 74 条第１項又は第２項で定める保全作業を実施した場合は，適用除外とした運転上の制限，その時刻及び保全作業の内容

（２）要求される措置又は安全措置を実施した場合は，当該措置の実施結果

（３）運転上の制限外から復帰した場合は，復帰した時刻

（異常発生時の基本的な対応）

第 76 条

当直長は，次の各号に示す場合，５・６号運転管理部長に報告する。

（１）原子炉の自動スクラム信号が発信した場合※1

（２）原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合

（３）原子炉を手動スクラムした場合※1

２．当直長は，操作を行っていない制御棒が動作した場合，５・６号運転管理部長に報告するとともに，速やかに当該制御棒を，当初の管理位置※2に適合させる又は全挿入するための措置を講じる。ただし，炉心から全燃料が取り出されている場合を除く。なお，本節でいう操作を行っていない制御棒が動作した場合※3とは次に定めるものをいう。

（１）挿入又は引抜きの操作を行っていない制御棒が当初の管理位置※2から他の位置※4に動作したとき

（２）全挿入位置にある制御棒であって挿入又は引抜きの操作を行っていない制御棒が全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき

３．当直長は，放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合には，５・６号運転管理部長に報告するとともに，それを抑制するために，原子炉建屋の隔離，気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。

４．５・６号運転管理部長及び各ＧＭは，第１項，第２項又は第３項について次に示す必要な措置を講じる。

（１）５・６号運転管理部長は，各ＧＭに異常の原因調査及び対応措置を指示するとともに，異常が発生したことを所長及び原子炉主任技術者に報告する。

（２）各ＧＭは，異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに，異常の原因及び対応措置について５・６号運転管理部長に報告する。

（３）５・６号運転管理部長は，異常の原因及び対応措置を所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに，当直長に連絡する。

（４）異常の原因が，第 78 条第３項に該当する場合は，本項（１），（２）及び（３）を省略することができる。

※１：予定された検査による場合，ハーフスクラムした場合又は自動スクラム信号発信前から制御棒が全挿入している場合を除く。

※２：「管理位置」とは，制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し，表示することとされている制御棒の位置をいう。

※３：制御棒の動作が，スクラム信号による動作である場合は除く。ただし，第２項（１）又は（２）の動作後にスクラム信号が発生し，制御棒が動作した場合は，操作を行っていない制御棒が動作した場合に該当する。

※４：「他の位置」とは，当初の管理位置から１ノッチ以上離れた位置をいう。

（異常時の措置）

第 77 条

当直長は，第 76 条第１項の異常が発生した場合は，異常の状況，機器の動作状況等を確認するとともに，原因の除去，拡大防止のために必要な措置を講じる。

２．当直長は，前項の必要な措置を講じるにあたっては，添付１に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従って実施する。

３．第 76 条第１項の異常が発生してから当直長が異常の収束を判断するまでの期間は，第３節運転上の制限は適用されない。

４．当直長は，第３項の判断を行うにあたって，原子炉主任技術者の確認を得る。

５．第 76 条第１項の異常の原因が，第 78 条第３項に該当する場合は，第４項を省略することができる。

（異常収束後の措置）
第 78 条
当直長は，第 76 条第１項の異常収束後，原子炉を再起動する場合は，その原因に対する対策が講じられていること及び原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。

２．当直長は，第 76 条第１項の異常収束後，原子炉を再起動する場合は，原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。

３．当直長は，第 76 条第１項の異常の原因が，次のいずれかに該当する場合は，所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし，（１）又は（２）に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。
（１）発電所外で電気事故が発生し，その電気事故の波及で原子炉がスクラムした場合又は波及防止の措置として原子炉をスクラムさせた場合。
（２）第 17 条第３項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。

第６章　放射性廃棄物管理

（放射性固体廃棄物の管理）

第８７条

各ＧＭは，次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて，それぞれ定められた処理を施した上で，当該の廃棄施設等に貯蔵※1又は保管する。

（１）原子炉内で照射された使用済制御棒，チャンネルボックス等は，燃料ＧＭが使用済燃料プールに貯蔵，若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。

（２）５号炉及び６号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジは，当直長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。また，５号炉及び６号炉で発生した使用済樹脂を焼却する場合には，運営ＧＭが雑固体廃棄物焼却設備で焼却し，焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で，固体廃棄物管理ＧＭが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。

（３）その他の雑固体廃棄物は，各ＧＭがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ，固体廃棄物管理ＧＭが貯蔵庫に保管する。また，その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には，運営ＧＭが雑固体廃棄物焼却設備で焼却し，焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で，固体廃棄物管理ＧＭが貯蔵庫に保管する。

（４）固体廃棄物管理ＧＭは，貯蔵庫に保管されたドラム缶を貯蔵庫以外に一時的に仮置きする場合は，ドラム缶等仮設保管設備※2に運搬するとともに，ドラム缶等仮設保管設備に保管されているドラム缶等※3について以下の事項を実施する。

イ　関係者以外がむやみに立入らないよう，ドラム缶等仮設保管設備又は柵等による区画を行い，立入りを制限する旨を表示する。

ロ　ドラム缶の表面線量当量率が 0.1mSv/h 以下であることを確認し，保管する。

ハ　ドラム缶を３段に積み重ねて設置する場合には，転倒防止対策を施す。

ニ　ドラム缶等仮設保管設備周辺の空間線量率を定期的に測定し，測定結果を表示する。

２．各ＧＭは，放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には，放射性廃棄物を示す標識を付け，かつ表１２０－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。

３．各ＧＭは，次の事項を確認するとともに，その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

（１）固体廃棄物管理ＧＭは，貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために，１ヶ月に１回貯蔵庫を巡視するとともに，事故前の保管量の推定値を元に保管

物の出入りを確認する。

（２）当直長は，使用済樹脂貯蔵タンク等における５号炉及び６号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジの貯蔵状況を監視し，３ヶ月に１回貯蔵量を確認する。

（３）固体廃棄物管理ＧＭは，サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒，チャンネルボックス等について，事故前の保管量の推定値を元に保管物を確認する。また，燃料ＧＭは，使用済燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒，チャンネルボックス等について，事故前の貯蔵量の推定値を元に貯蔵物の出入りを確認するとともに，使用済燃料共用プールについては，原子炉内で照射されたチャンネルボックス等の貯蔵状況を確認するために，１ヶ月に１回使用済燃料共用プールを巡視するとともに，３ヶ月に１回貯蔵量を確認する。

（４）固体廃棄物管理ＧＭは，ドラム缶等仮設保管設備におけるドラム缶等の保管状況を確認するために，１ヶ月に１回巡視を行うとともに，３ヶ月に１回保管量を確認する。なお，ドラム缶等の破損等があれば補修等を行う。

４．固体廃棄物管理ＧＭは貯蔵庫及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

５．各ＧＭは管理対象区域内において放射性固体廃棄物を運搬する場合は，次の事項を遵守する。

（１）容器等の車両への積付けは，運搬中に移動，転倒又は転落を防止する措置を講じること。

（２）法令に定める危険物と混載しないこと。

※１：貯蔵とは，保管の前段階のもので，廃棄とは異なるものをいう。

※２：ドラム缶等仮設保管設備とは，ドラム缶等を仮置きする蛇腹ハウスをいう。以下，本条において同じ。

※３：ドラム缶等とは，ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物，ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物，開口部閉止措置を実施した大型廃棄物をいう。以下，本条において同じ。

（発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理）

第８７条の２

発電所の敷地内で発生した瓦礫等※1について，固体廃棄物管理ＧＭは，仮設保管設備※2，固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設※3及び伐採木一時保管槽※4を含む。）について，柵，ロープ等により区画を行い，人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また，遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。

２．各ＧＭは，次に定める瓦礫等の種類に応じて，回収したものを一時保管エリアに運搬する。また，切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお，運営ＧＭが雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には，第８７条に定める措置を講じる。

（１）発電所敷地内で発生した瓦礫類※5は，各ＧＭが，瓦礫類の線量率を測定し，その線量率に応じて，固体廃棄物管理ＧＭがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備，貯蔵庫，覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し，遮へいや容器収納，シート養生等の措置を講じる。

（２）発電所において発生した使用済保護衣等※6は，固体廃棄物管理ＧＭが，袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお，固体廃棄物管理ＧＭは圧縮等をすることができる。

（３）伐採木は，各ＧＭが，発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限，通気性確保，伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。

３．固体廃棄物管理ＧＭは，次の事項を確認するとともに，その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

（１）仮設保管設備，貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類，使用済保護衣等，伐採木の一時保管状況を確認するために，１週間に１回一時保管エリアを巡視するとともに，１ヶ月に１回一時保管量を確認する。

（２）覆土式一時保管施設において，覆土完了後，槽内の溜まり水の有無を定期的に確認し，溜まり水が確認された場合には回収する。

（３）伐採木一時保管槽において，定期的に温度監視を実施する。

（４）仮設保管設備，貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類，使用済保護衣等及び伐採木の一時保管エリアの空間線量率並びに空気中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに，線量率測定結果を表示する。

※１：瓦礫等とは，瓦礫類，使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下，本条において同じ。

※２：仮設保管設備とは，瓦礫等を一時保管する設備のうち，テント，蛇腹ハウス及び雨

天練習場等の屋根を設置したものをいう。以下，本条において同じ。

※３：覆土式一時保管施設とは，線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をいう。以下，本条において同じ。

※４：伐採木一時保管槽とは，防火対策や線量低減対策として覆土をする一時保管槽をいう。以下，本条において同じ。

※５：瓦礫類とは，発電所敷地内において，今回の地震，津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいい，回収した土壌を含む。以下，本条において同じ。

※６：使用済保護衣等とは，使用済保護衣及び使用済保護具をいう。以下，本条において同じ。

（放射性液体廃棄物の管理）

第８８条

放射性液体廃棄物の海洋への放出は，関係省庁の了解なくしては行わないものとする。

２．分析評価ＧＭは，表８８－１に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，測定した結果を環境管理ＧＭに通知する。また，環境管理ＧＭは，次の事項を管理するとともに，その結果を当直長に通知する。

（１）放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。

（２）５号炉及び６号炉で発生した放射性液体廃棄物について，復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が，表８８－２に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

（３）５号炉及び６号炉で発生した放射性液体廃棄物について，復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が，表８８－３に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。

３．当直長は，放射性液体廃棄物を放出する場合は，排水モニタを監視し，復水器冷却水放水口より放出する。

表８８－１

分　類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	放出の都度	・収集タンク ・サンプルタンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	１ヶ月に１回	

表８８－２

項　目	放出管理目標値
放射性液体廃棄物（トリチウムを除く。）	７．４×１０^{10}　Ｂｑ／年

表８８－３

項　目	放出管理の基準値
トリチウム	７．４×１０^{12}　Ｂｑ／年

（放射性気体廃棄物の管理）

第８９条

分析評価ＧＭは，表８９－１に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，測定した結果を環境管理ＧＭに通知する。また，環境管理ＧＭは，次の事項を管理するとともに，その結果を当直長又は運営ＧＭに通知する。

（１）排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。

（２）排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素１３１）の放出量が，表８９－２に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

２．当直長又は運営ＧＭは，放射性気体廃棄物を放出する場合は，排気筒等より放出し，排気筒モニタを監視する。

表８９－１

分　　類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施ＧＭ
放射性気体廃棄物	・５，６号炉共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時（建屋換気空調系運転時）	当直長
		よう素 131 濃度粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回（建屋換気空調系運転時）	
	・５号炉非常用ガス処理系・６号炉非常用ガス処理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時（非常用ガス処理系運転時）	当直長
		よう素 131 濃度粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回（非常用ガス処理系運転時）	
	・焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回（建屋換気空調系運転時）	運営ＧＭ

表８９－２

項　　目	放出管理目標値
放射性気体廃棄物	
希ガス	２．８×１０^{15}　Ｂｑ／年
よう素 131	１．４×１０^{11}　Ｂｑ／年

（放出管理用計測器の管理）

第９０条

各ＧＭは，表９０に定める放出管理用計測器について，同表に定める数量を確保する。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理又は代替品を補充する。

表９０

分　類	計測器種類	所管ＧＭ	数　量
１．a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	排水モニタ	計測制御ＧＭ	２台※1
b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングＧＭ	２台
２．放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御ＧＭ	３台※2
	試料放射能測定装置	環境モニタリングＧＭ	１台※3

※１：５号炉及び６号炉の排水モニタの合計の台数（排水モニタが復旧していない場合には，未復旧の排水モニタを除いた台数とする。）

※２：５，６号炉共用排気筒モニタ，５号炉非常用ガス処理系排気筒モニタ及び６号炉非常用ガス処理系排気筒モニタの合計の台数

※３：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

（頻度の定義）

第９１条

本章でいう測定頻度に関する考え方は，表９１のとおりとする。

表９１

頻度	考え方
１週間に１回	月曜日を始期とする１週間に１回実施
１ヶ月に１回	毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回実施
３ヶ月に１回	４月１日，７月１日，１０月１日及び１月１日を始期とする各３ヶ月間に１回実施
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており，点検時等の測定不能な期間を除く。

第７章　放射線管理

（管理対象区域の設定及び解除）

第９２条

管理対象区域は，添付２－１に示す区域とする。

２．放射線管理ＧＭは，管理対象区域を柵等の区画物によって区画する他，標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし，管理対象区域境界と周辺監視区域境界が同一の場合であって，周辺監視区域境界に第９８条の措置を講じる場合は，この限りでない。

３．放射線管理ＧＭは，管理対象区域の解除を行う場合は，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。

４．放射線管理ＧＭは，添付２－１における建物等の内部の管理対象区域境界付近において，表９２に示す作業を行う場合で，３ヶ月以内に限り管理対象区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって，放射線管理ＧＭは目的，期間及び場所を明らかにするとともに，あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお，当該エリアを元に戻す場合についても，放射線管理ＧＭはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

５．放射線管理ＧＭは，第４項以外で，建物等の内部において一時的に管理対象区域を設定又は解除する場合は，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって，放射線管理ＧＭは目的，期間及び場所を明らかにするとともに，あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお，当該エリアを元に戻す場合についても，放射線管理ＧＭはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。

６．放射線管理ＧＭは，第５項にかかわらず，緊急を要する場合は管理対象区域を設定することができる。設定にあたって，放射線管理ＧＭは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

７．放射線管理ＧＭは，第６項における管理対象区域を設定した場合は，設定後において，目的，期間及び場所を明らかにし，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。なお，当該エリアを元に戻す場合についても，あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線管理ＧＭが確認し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。

表９２

タンク点検等
ポンプ点検等
バルブ点検等
配管点検等
ケーブル点検等
空調点検等
計測器類点検等
監視カメラ点検等
扉・シャッター修理他作業
清掃作業
建物補修
搬出入作業
物品の仮置

（管理区域の設定及び解除）

第９２条の２

管理区域は，添付２に示す区域とする。

２．放射線管理ＧＭは，管理区域を壁，柵等の区画物によって区画する他，標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし，壁，柵等の区画物が損壊により区画ができない場合であって，管理対象区域境界に第９２条第２項の措置を講じる場合は，この限りでない。

３．放射線管理ＧＭは，管理区域の解除を行う場合は，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。

４．放射線管理ＧＭは，添付２における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて，表９２の２に示す作業を行う場合で，３ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって，放射線管理ＧＭは目的，期間及び場所を明らかにするとともに，あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお，当該エリアを元に戻す場合についても，放射線管理ＧＭはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

５．放射線管理ＧＭは，第４項以外で，一時的に管理区域を設定又は解除する場合は，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって，放射線管理ＧＭは目的，期間及び場所を明らかにするとともに，あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお，当該エリアを元に戻す場合についても，放射線管理ＧＭはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。

６．放射線管理ＧＭは，第５項にかかわらず，緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって，放射線管理ＧＭは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

７．放射線管理ＧＭは，第６項における管理区域を設定した場合は，設定後において，目的，期間及び場所を明らかにし，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。なお，当該エリアを元に戻す場合についても，あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線管理ＧＭが確認し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。

表９２の２

タンク点検等
ポンプ点検等
バルブ点検等
配管点検等
ケーブル点検等
空調点検等
計測器類点検等
監視カメラ点検等
扉・シャッター修理他作業
清掃作業
建物補修
搬出入作業
物品の仮置

（管理対象区域内における区域区分）

第９３条

放射線管理ＧＭは，管理対象区域を管理区域と管理区域を除く区域に区分する。

２．管理区域と管理区域を除く区域は，添付２－１に示す区域とする。

３．放射線管理ＧＭは，一時的に第１項に係る区域区分を変更する場合は，目的，期間及び場所を明らかにする。

（管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分）

第９３条の２

放射線管理ＧＭは，管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。

（１）表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理対象区域」という。）

（２）表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域

２．汚染のおそれのない管理対象区域は，添付２－１に示す区域とする。

３．放射線管理ＧＭは，一時的に第１項に係る区域区分を変更する場合は，目的，期間及び場所を明らかにするとともに，あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお，当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても，放射線管理ＧＭはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。

４．放射線管理ＧＭは，汚染のおそれのない管理対象区域と第１項（２）で定める区域が隣接する場合は，第１項（２）で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。

５．放射線管理ＧＭ又は作業環境改善ＧＭは，汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は，直ちに当該箇所を区画，第１項（２）に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに，除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。

（管理区域内における区域区分）

第９３条の３

放射線管理ＧＭは，管理区域を次のとおり区分することができる。

（１）表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）

（２）表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域

２．汚染のおそれのない管理区域は，添付２に示す区域とする。ただし，放射線レベルが高く，区域区分に係る条件を満足できない場合は，第９３条の２第１項（１）又は第９３条の２第１項（２）の区域とみなす。

３．放射線管理ＧＭは，一時的に第１項に係る区域区分を変更する場合は，目的，期間及び場所を明らかにするとともに，あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお，当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても，放射線管理ＧＭはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。

４．放射線管理ＧＭは，汚染のおそれのない管理区域と第１項（２）で定める区域が隣接する場合は，第１項（２）で定める区域への入口付近に標識を設ける。

（管理対象区域内における特別措置）

第９４条

管理対象区域内における特別措置が必要な区域は，次に示す区域とする。

（１）放射線レベルが高い場所

（２）放射線レベルが確認されていない場所

（３）滞留水を貯留する場所

２．各ＧＭは，第１項に定める各区域について，次の措置を講じる。

（１）放射線管理ＧＭは，管理対象区域に立ち入る者が見やすい場所に，第１項（１）及び（２）に示す場所を明確にしたサーベイマップを掲示して周知する他，作業者以外が立ち入る可能性及び措置に伴う被ばくを考慮して必要な場合に限り第１項（１）の場所にロープ等による立入制限の措置を講じる。

（２）各ＧＭは，汚染の広がりを防止するため，第１項（３）の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は，更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。

３．各ＧＭは，管理対象区域内で作業を行う場合，作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案するとともに，第１項の区域内で作業を行う場合は，放射線防護上の措置について放射線管理ＧＭのレビューを受ける。

（管理区域内における特別措置）

第９４条の２

放射線管理ＧＭは，管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は，標識を設けて他の場所と区別する他，区画，施錠等の措置を講じる。ただし，放射線等の危険性が低い場合は，この限りでない。

（１）外部放射線に係る線量当量率が１時間につき１ミリシーベルト

（２）空気中の放射性物質濃度又は床，壁，その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が，法令に定める管理区域に係る値の１０倍

２．各ＧＭは，第１項の区域内で作業を行う場合，作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し，放射線管理ＧＭのレビューを受ける。ただし，巡視・点検その他定型化され，別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は，この限りでない。

３．各ＧＭは，汚染の広がりを防止するため，第１項（２）の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は，更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。

４．放射線管理ＧＭは，床・壁等の損壊や放射線レベルが高い又は未確認であるため第１項の措置を講じることができない場合，管理区域内における特別措置は第９４条に定める管理区域を除く区域における特別措置と同一とする。

（管理対象区域への出入管理）

第９５条

保健安全ＧＭは，管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。

（１）放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者

（２）一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって，放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者。ただし，所員で緊急作業に従事する間に受けた実効線量が１００ミリシーベルト超過者が管理対象区域で定められた移動経路を経て，管理対象区域でない箇所で執務する場合に限り，放射線業務従事者の随行を必要としない。

２．放射線安全ＧＭは，第１項にて許可していない者について，管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし，防護管理ＧＭが，あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え，車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。

３．放射線安全ＧＭは，管理対象区域の出入管理箇所において，人の出入り等を監視する。

４．放射線安全ＧＭは，第３項以外の出入口には，施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。ただし，管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって，防護管理ＧＭが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は，この限りでない。

５．放射線安全ＧＭは，管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が，法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えないような措置を講じる。

６．放射線安全ＧＭは，放射線レベルが高いため第５項の措置を講じることができない場合，管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が，スクリーニングレベル※1を超えないような措置を講じる。

７．放射線安全ＧＭ又は作業環境改善ＧＭは，第９３条の２第１項（２）の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が，バックグラウンドを超えないような措置を講じる。

※１：スクリーニングレベルとは，原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル（平成 23 年 9 月 16 日付・原子力非常災害対策本部長通知）をいう。以下，第１０３条において同じ。

（管理区域への出入管理）

第９５条の２

管理区域への出入管理は，第９５条に定める管理対象区域への出入管理と同一とする。

（管理対象区域出入者の遵守事項）

第９６条

放射線安全ＧＭは，管理対象区域に出入りする所員に，次の事項を遵守させる措置を講じる。

（１）出入管理箇所を経由すること。ただし，放射線安全ＧＭの承認を得て，その指示に従う場合は，この限りでない。

（２）管理対象区域に立入る場合は，個人線量計を着用すること。ただし，一時立入者であって保健安全ＧＭの指示に従う場合は，この限りでない。

（３）管理対象区域に立入る場合は，所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし，下記のいずれかに該当する場合は，この限りではない。

・汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合

・放射線管理ＧＭの承認を得て，その指示に従う場合

（４）第９４条第１項（３）に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は，更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。

（５）管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は，身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし，第９５条第５項又は第９５条第６項に基づく放射線安全ＧＭの指示に従う場合は，この限りでない。

（６）放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。

（管理区域出入者の遵守事項）

第９６条の２

管理区域出入者の遵守事項は，第９６条に定める管理対象区域出入者の遵守事項と同一とする。

（保全区域）

第９７条

保全区域は，添付３に示す区域とする。

２．防護管理ＧＭは，保全区域を標識等により区別する他，必要に応じて立入制限等の措置を講じる。

（周辺監視区域）

第９８条

周辺監視区域は，図９８に示す区域とする。

２．防護管理ＧＭは，第１項の周辺監視区域境界に，柵を設ける又は標識を掲げること等により，業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし，当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は，この限りでない。

図９８

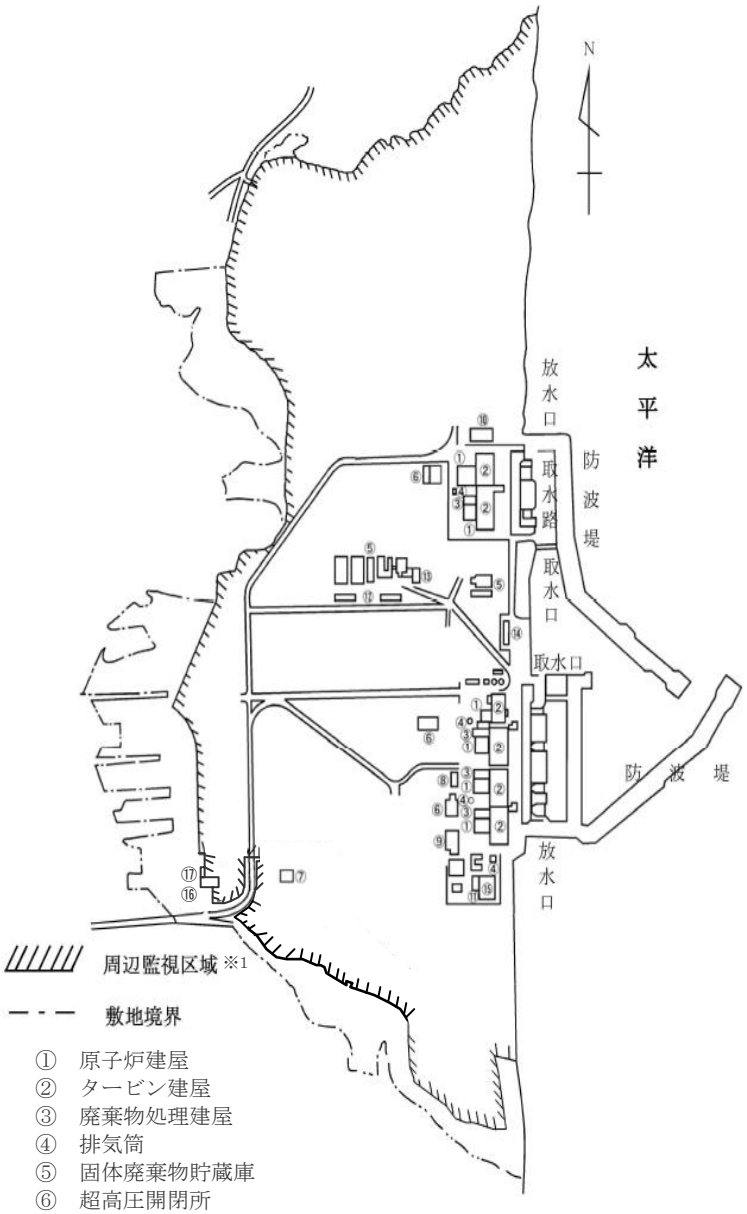

① 原子炉建屋
② タービン建屋
③ 廃棄物処理建屋
④ 排気筒
⑤ 固体廃棄物貯蔵庫
⑥ 超高圧開閉所
⑦ 環境管理棟
⑧ 活性炭式希ガスホールドアップ装置
⑨ 運用補助共用施設
⑩ ディーゼル発電機建屋
⑪ サイトバンカ
⑫ 定検用機材倉庫
⑬ 固体廃棄物貯蔵管理棟
⑭ 使用済燃料輸送容器保管建屋
⑮ 廃棄物集中処理建屋
⑯ 入退域管理棟
⑰ 装備品倉庫

※１：港湾部の埋立等により，陸地が拡張された区域を含む。

（線量の評価）

第９９条

保健安全ＧＭは，所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表９９に定める項目及び頻度に基づき評価し，法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

表９９

項　　目	頻　　度
外部被ばくによる線量	３ヶ月に１回※1
内部被ばくによる線量	３ヶ月に１回※1

※１：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあっては，１ヶ月に１回とする。

（管理対象区域内の床，壁等の除染）

第１００条

各ＧＭは，管理対象区域内において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床，壁等に発生させた場合又は発見した場合であって，この汚染の除去を行う場合は，放射線管理ＧＭ又は作業環境改善ＧＭに連絡する。

２．第１項の汚染箇所に係る作業の所管ＧＭは，汚染状況等について放射線管理ＧＭ又は作業環境改善ＧＭの確認を受けた上で，その協力を得ながら汚染の除去等，放射線防護上の必要な措置を講じる。

３．第２項の所管ＧＭは，その措置結果について，放射線管理ＧＭ又は作業環境改善ＧＭの確認を得る。

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）

第１０１条

各ＧＭは，表１０１－１及び表１０１－２（第９３条の２第１項（２）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について，同表に定める頻度で測定する。ただし，人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については，この限りでない。

２．環境モニタリングＧＭは，表１０１－１に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図１０１に定める。）における測定項目について，同表に定める頻度で測定する。

３．放射線管理ＧＭ又は作業環境改善ＧＭは，第１項の測定により，環境モニタリングＧＭは，第２項の測定により，異常が認められた場合は，直ちにその原因を調査し，必要な措置を講じる。

４．各ＧＭは，第１項に定める測定結果を放射線管理ＧＭに連絡する。放射線管理ＧＭは，測定結果を記入したサーベイマップを作成する。

表１０１－１

場　　所	測定項目	所管 GM	測定頻度
１.管理対象区域内（管理区域内を含む）※1	外部放射線に係る線量当量率	各ＧＭ	放射線レベルに応じて
		放射線管理ＧＭ※2	毎日運転中に１回※3
	外部放射線に係る線量当量	放射線管理ＧＭ	１週間に１回
	空気中の放射性物質濃度	放射線管理ＧＭ	１週間に１回
	表面汚染密度	放射線管理ＧＭ	１週間に１回
２. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	環境モニタリングＧＭ	３ヶ月に１回
	空気吸収線量率※4	環境モニタリングＧＭ	常時
	空気中の粒子状放射性物質濃度	環境モニタリングＧＭ	３ヶ月に１回

※１：人の立入頻度等を考慮して，被ばく管理上重要な項目について測定

※２：５号炉及び６号炉のエリアモニタにおいて測定する項目

※３：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり，修理又は代替品の補充が速やかに実施できず，当該エリアの外部放射線に係る線量当量率が定められた頻度で測定できない場合は，他のエリアモニタの計測値で代替する。

※４：モニタリングポストにおいて測定する項目

表１０１－２

場　　所	測定項目	所管ＧＭ	測定頻度
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	放射線管理ＧＭ 又は 作業環境改善ＧＭ	毎日１回 （汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間）
	空気中の放射性物質濃度		

図１０１

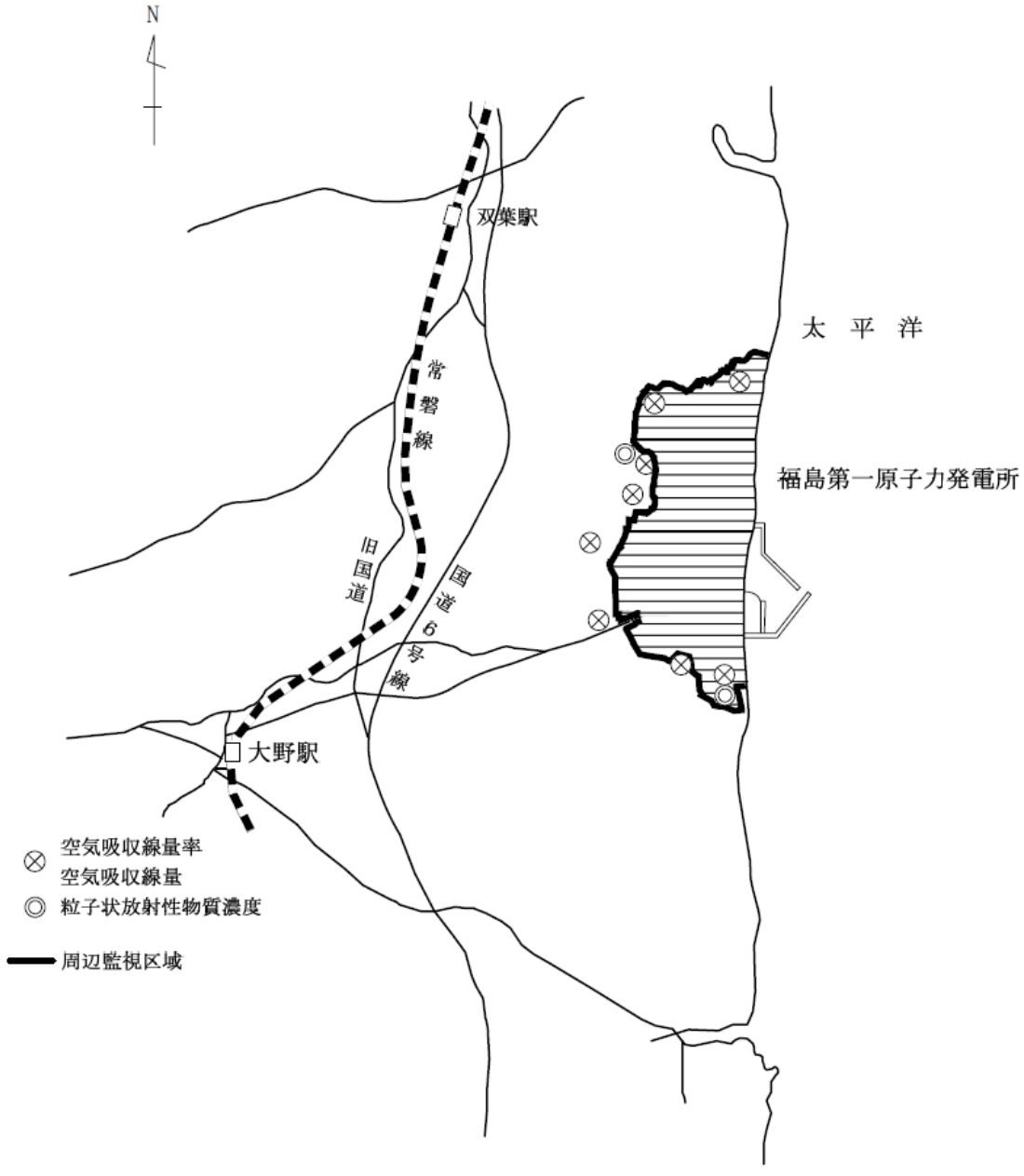

（放射線計測器類の管理）

第１０２条

各ＧＭは，表１０２に定める放射線計測器類について，同表に定める数量を確保する。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理又は代替品を補充する。

表１０２

分　　類	計測器種類	所管ＧＭ	数量※1
１．被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括ＧＭ	１式
	ホールボディカウンタ	保安総括ＧＭ	１台
２．放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	保安総括ＧＭ	７台
	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括ＧＭ	７台
	退出モニタ	保安総括ＧＭ	２台
	試料放射能測定装置	環境モニタリングＧＭ	１台※2
	集積線量計	保安総括ＧＭ	１式
３．放射線監視用計測器	モニタリングポスト	環境モニタリングＧＭ	８台
	エリアモニタ	計測制御ＧＭ	８２台※3 ※4
４．環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングＧＭ	１台※2
	積算線量計測定装置	環境モニタリングＧＭ	１台

※１：１号炉，２号炉，３号炉及び４号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量（エリアモニタを除く）

※２：表９０の試料放射能測定装置と共用

※３：５号炉及び６号炉におけるエリアモニタの合計の台数。なお，管理区域外測定用の２台を含む。

※４：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり，修理又は代替品の補充が速やかに実施できない場合には，当該エリアの立入りが可能となった後，速やかに修理又は代替品を補充する。

（管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定）

第１０３条

放射線安全ＧＭは，各ＧＭが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。

２．放射線安全ＧＭは，放射線レベルが高いため第１項の確認ができない場合，各ＧＭが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が，スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。

３．放射線管理ＧＭ又は作業環境改善ＧＭは，各ＧＭが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。

４．放射線管理ＧＭ又は作業環境改善ＧＭは，各ＧＭが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に核燃料物質によって汚染された物（新燃料，使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を移動する場合は，容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。

（管理区域外等へ持ち出そうとする物品の測定）

第１０３条の２

管理区域外等へ持ち出そうとする物品の測定は，第１０３条に定める管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定と同一とする。

（発電所外への運搬）

第１０４条

各ＧＭは，核燃料物質によって汚染された物（新燃料，使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。

（管理対象区域内における協力企業の放射線防護）

第１０５条

保安総括ＧＭは，管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して，以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め，所長の承認を得る。

（１）管理対象区域出入者の遵守事項

イ．出入方法に関すること。

ロ．個人線量計の着用に関すること。

ハ．保護衣の着用に関すること。

ニ．汚染拡大防止措置に関すること。

ホ．放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の禁止に関すること。

（２）線量評価の項目及び頻度に関すること。

（３）床，壁等の汚染発見時の措置に関すること。

２．各ＧＭは，管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して，第１項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。

（管理区域内における協力企業の放射線防護）

第１０５条の２

管理区域内における協力企業の放射線防護は，第１０５条に定める管理対象区域内における協力企業の放射線防護と同一とする。

（頻度の定義）

第１０６条

本章でいう測定※1頻度に関する考え方は，表１０６のとおりとする。

表１０６

頻度	考え方
毎日運転中に１回	午前０時を始期とする１日の間に１回実施し，連続して実施（測定等）している場合も含む。
１週間に１回	月曜日を始期とする１週間に１回実施
１ヶ月に１回	毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回実施
３ヶ月に１回	４月１日，７月１日，１０月１日及び１月１日を始期とする各３ヶ月間に１回実施
常時	測定※1可能な状態において常に測定※1することを意味しており，点検時等の測定※1不能な期間を除く。
放射線レベルに応じて	作業場所に応じて下記の測定頻度とする。ただし，測定の結果により作業開始又は作業継続ができないと判断する場合には測定を中断してもよい。 （１）既知の測定データから放射線レベルが低いと判断できない場所 作業予定エリアに入域できるか判断するために，作業開始前に測定を１回実施する。作業中は線量変動の可能性を考慮し，必要に応じて測定を実施する。 （２）既知の測定データから放射線レベルが低いと判断できる場所 作業中の線量変動の可能性を考慮し，必要に応じて測定を実施する。

※１：監視も含む。

附　　則

附則（　　）

（施行期日）

第１条

この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から３０日以内に施行する。

附則（平成２７年９月７日　原規規発第 1509071 号）

（施行期日）

第１条

２．添付２－１（管理対象区域図）の免震重要棟２階他の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（平成２７年７月３１日　原規規発第 1507314 号）

（施行期日）

第１条

２．第９８条の図９８，第１０１条の図１０１及び添付２－１（管理対象区域図）については，タンク設置エリア拡張に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（平成２６年７月９日　原規規発第 1407091 号）

（施行期日）

第１条

２．第５条，第８７条，第８７条の２及び第８９条については，雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。

３．添付２（管理区域図）及び添付２－１（管理対象区域図）の図面の変更は，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（平成２５年８月１４日　原規福発第 1308142 号）

（施行期日）

第１条

第６１条において，非常用発電機の運用を開始するまでは，必要な電力供給が可能な場合，他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。